

平成20年12月4日（木曜日）第1号

○議事日程	13頁
○本日の会議に付した事件	16頁
○出席議員	18頁
○欠席議員	19頁
○説明のため出席した者	19頁
○職務のため出席した事務局職員	20頁
○開会宣告	21頁
○開議宣告	21頁
○日程第 1 会議録署名議員の指名	21頁
○日程第 2 会期の決定	21頁
○諸般の報告	21頁
○日程第 3 議案第121号から 日程第54 議案第172号まで	21頁
○休会の件	24頁
○散会宣告	24頁

平成20年12月8日（月曜日）第2号

○議事日程	25頁
○本日の会議に付した事件	25頁
○出席議員	25頁
○欠席議員	25頁
○説明のため出席した者	25頁
○職務のため出席した事務局職員	27頁
○開議宣告	28頁
○日程第 1 一般質問	28頁
2番 井上 浩 議員	28頁
21番 阿部 春市 議員	39頁
11番 平山 秀直 議員	49頁
1番 花田 進 議員	60頁
○散会宣告	72頁

平成20年12月9日（火曜日）第3号

○議事日程	75頁
○本日の会議に付した事件	75頁
○出席議員	75頁
○欠席議員	75頁
○説明のため出席した者	75頁
○職務のため出席した事務局職員	77頁
○開議宣告	78頁
○日程第 1 一般質問	78頁
15番 松野武司議員	78頁
26番 加藤 磐 議員	87頁
14番 山口孝夫議員	95頁
○散会宣告	107頁

平成20年12月10日（水曜日）第4号

○議事日程	109頁
○本日の会議に付した事件	109頁
○出席議員	109頁
○欠席議員	109頁
○説明のため出席した者	109頁
○職務のため出席した事務局職員	111頁
○開議宣告	112頁
○日程第 1 議案第121号から議案第172号まで	112頁
○休会の件	113頁
○散会宣告	113頁

平成20年12月16日（火曜日）第5号

○議事日程	115頁
○本日の会議に付した事件	118頁
○出席議員	121頁
○欠席議員	121頁
○説明のため出席した者	121頁

○職務のため出席した事務局職員	122頁
○開議宣告	124頁
○日程第 1 議案第135号から	
日程第17 議案第172号まで	124頁
○日程第18 議案第152号から	
日程第29 議案第168号まで	127頁
○日程第30 議案第139号から	
日程第37 請願第 3号まで	128頁
○日程第38 議案第140号及び	
日程第39 議案第171号	130頁
○日程第40 議案第121号から	
日程第53 議案第134号まで	131頁
○市長あいさつ	133頁
○閉会宣告	134頁

平成20年五所川原市議会第8回定例会会議録（第1号）

◎議事日程

平成20年12月4日（木）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第121号 平成20年度五所川原市一般会計補正予算
- 第 4 議案第122号 平成20年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正
予算
- 第 5 議案第123号 平成20年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別
会計補正予算
- 第 6 議案第124号 平成20年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別
会計補正予算
- 第 7 議案第125号 平成20年度五所川原市老人保健特別会計補正予算
- 第 8 議案第126号 平成20年度五所川原市後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第 9 議案第127号 平成20年度五所川原市介護保険特別会計補正予算
- 第10 議案第128号 平成20年度五所川原市立高等看護学院特別会計補正予算
- 第11 議案第129号 平成20年度五所川原市下水道事業特別会計補正予算
- 第12 議案第130号 平成20年度五所川原市特定環境保全公共下水道事業特別会
計補正予算
- 第13 議案第131号 平成20年度五所川原市農業集落排水事業特別会計補正予算
- 第14 議案第132号 平成20年度五所川原市漁業集落排水事業特別会計補正予算
- 第15 議案第133号 平成20年度五所川原市病院事業会計補正予算
- 第16 議案第134号 平成20年度五所川原市水道事業会計補正予算
- 第17 議案第135号 五所川原市承認企業立地計画に従って設置される施設に係る
固定資産税の特別措置に関する条例の制定について
- 第18 議案第136号 五所川原市集会所設置条例等の一部を改正する等の条例の制
定について
- 第19 議案第137号 五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制
定について
- 第20 議案第138号 五所川原市津軽鉄道株式会社に対する固定資産税の課税免除
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 第21 議案第139号 五所川原市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第22 議案第140号 五所川原市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第23 議案第141号 五所川原市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第24 議案第142号 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティセンター栄）
- 第25 議案第143号 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティセンター中川）
- 第26 議案第144号 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティセンター松島）
- 第27 議案第145号 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティ防災センター）
- 第28 議案第146号 公の施設の指定管理者の指定について（しきしまコミュニティセンター）
- 第29 議案第147号 公の施設の指定管理者の指定について（富士見コミュニティセンター）
- 第30 議案第148号 公の施設の指定管理者の指定について（中央コミュニティセンター）
- 第31 議案第149号 公の施設の指定管理者の指定について（みなとコミュニティセンター）
- 第32 議案第150号 公の施設の指定管理者の指定について（北部コミュニティセンター）
- 第33 議案第151号 公の施設の指定管理者の指定について（松島会館）
- 第34 議案第152号 公の施設の指定管理者の指定について（五所川原市市浦歴史民俗資料館、五所川原市市浦地域活性化センター、十三湖中の島ブリッジパーク及び脇元海辺ふれあいゾーン）
- 第35 議案第153号 公の施設の指定管理者の指定について（五所川原市太宰治記念館「斜陽館」及び津軽三味線会館）
- 第36 議案第154号 公の施設の指定管理者の指定について（五所川原市地域福祉センター及び五所川原市養護老人ホームくるみ園）

- 第37 議案第155号 公の施設の指定管理者の指定について(し〜うらんど海遊館)
- 第38 議案第156号 公の施設の指定管理者の指定について(金木中央老人福祉センター及び五所川原市金木生活支援ハウス)
- 第39 議案第157号 公の施設の指定管理者の指定について(五所川原市市浦生活支援ハウス)
- 第40 議案第158号 公の施設の指定管理者の指定について(長橋地区農産物加工センター)
- 第41 議案第159号 公の施設の指定管理者の指定について(五所川原市営実取牧野、五所川原市営岩井牧野、五所川原市営古館牧野及び五所川原市営第2長根山牧野)
- 第42 議案第160号 公の施設の指定管理者の指定について(五所川原市ふれあい牧場研修棟、五所川原市畜産展示室、五所川原市肉製品加工室及びウインターガーデン)
- 第43 議案第161号 公の施設の指定管理者の指定について(五所川原市木材工芸センター)
- 第44 議案第162号 公の施設の指定管理者の指定について(五所川原市農水産加工センター)
- 第45 議案第163号 公の施設の指定管理者の指定について(五所川原市特産品加工センター及び五所川原市総合交流促進センター)
- 第46 議案第164号 公の施設の指定管理者の指定について(五所川原市金木自然休養村管理センター)
- 第47 議案第165号 公の施設の指定管理者の指定について(金木観光物産館)
- 第48 議案第166号 公の施設の指定管理者の指定について(金木交流プラザ)
- 第49 議案第167号 公の施設の指定管理者の指定について(十三湖マリーナ)
- 第50 議案第168号 公の施設の指定管理者の指定について(五所川原職業能力開発校)
- 第51 議案第169号 公の施設の指定管理者の指定について(五所川原市働く婦人の家及び保健センター五所川原)
- 第52 議案第170号 公の施設の指定管理者の指定について(五所川原市ふるさと交流圏民センター)
- 第53 議案第171号 津軽広域水道企業団規約の変更について
- 第54 議案第172号 つがる西北五広域連合規約の変更について

◎本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第121号 平成20年度五所川原市一般会計補正予算
- 第 4 議案第122号 平成20年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正
予算
- 第 5 議案第123号 平成20年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別
会計補正予算
- 第 6 議案第124号 平成20年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別
会計補正予算
- 第 7 議案第125号 平成20年度五所川原市老人保健特別会計補正予算
- 第 8 議案第126号 平成20年度五所川原市後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第 9 議案第127号 平成20年度五所川原市介護保険特別会計補正予算
- 第10 議案第128号 平成20年度五所川原市立高等看護学院特別会計補正予算
- 第11 議案第129号 平成20年度五所川原市下水道事業特別会計補正予算
- 第12 議案第130号 平成20年度五所川原市特定環境保全公共下水道事業特別会
計補正予算
- 第13 議案第131号 平成20年度五所川原市農業集落排水事業特別会計補正予算
- 第14 議案第132号 平成20年度五所川原市漁業集落排水事業特別会計補正予算
- 第15 議案第133号 平成20年度五所川原市病院事業会計補正予算
- 第16 議案第134号 平成20年度五所川原市水道事業会計補正予算
- 第17 議案第135号 五所川原市承認企業立地計画に従って設置される施設に係る
固定資産税の特別措置に関する条例の制定について
- 第18 議案第136号 五所川原市集会所設置条例等の一部を改正する等の条例の制
定について
- 第19 議案第137号 五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制
定について
- 第20 議案第138号 五所川原市津軽鉄道株式会社に対する固定資産税の課税免除
に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第21 議案第139号 五所川原市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

- 第22 議案第140号 五所川原市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第23 議案第141号 五所川原市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第24 議案第142号 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティセンター栄）
- 第25 議案第143号 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティセンター中川）
- 第26 議案第144号 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティセンター松島）
- 第27 議案第145号 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティ防災センター）
- 第28 議案第146号 公の施設の指定管理者の指定について（しきしまコミュニティセンター）
- 第29 議案第147号 公の施設の指定管理者の指定について（富士見コミュニティセンター）
- 第30 議案第148号 公の施設の指定管理者の指定について（中央コミュニティセンター）
- 第31 議案第149号 公の施設の指定管理者の指定について（みなとコミュニティセンター）
- 第32 議案第150号 公の施設の指定管理者の指定について（北部コミュニティセンター）
- 第33 議案第151号 公の施設の指定管理者の指定について（松島会館）
- 第34 議案第152号 公の施設の指定管理者の指定について（五所川原市市浦歴史民俗資料館、五所川原市市浦地域活性化センター、十三湖中の島ブリッジパーク及び脇元海辺ふれあいゾーン）
- 第35 議案第153号 公の施設の指定管理者の指定について（五所川原市太宰治記念館「斜陽館」及び津軽三味線会館）
- 第36 議案第154号 公の施設の指定管理者の指定について（五所川原市地域福祉センター及び五所川原市養護老人ホームくるみ園）
- 第37 議案第155号 公の施設の指定管理者の指定について（し〜うらんど海遊館）
- 第38 議案第156号 公の施設の指定管理者の指定について（金木中央老人福祉セ

- ンター及び五所川原市金木生活支援ハウス)
- 第39 議案第157号 公の施設の指定管理者の指定について（五所川原市市浦生活支援ハウス）
- 第40 議案第158号 公の施設の指定管理者の指定について（長橋地区農産物加工センター）
- 第41 議案第159号 公の施設の指定管理者の指定について（五所川原市営実取牧野、五所川原市営岩井牧野、五所川原市営古館牧野及び五所川原市営第2長根山牧野）
- 第42 議案第160号 公の施設の指定管理者の指定について（五所川原市ふれあい牧場研修棟、五所川原市畜産展示室、五所川原市肉製品加工室及びウインターガーデン）
- 第43 議案第161号 公の施設の指定管理者の指定について（五所川原市木材工芸センター）
- 第44 議案第162号 公の施設の指定管理者の指定について（五所川原市農水産加工センター）
- 第45 議案第163号 公の施設の指定管理者の指定について（五所川原市特産品加工センター及び五所川原市総合交流促進センター）
- 第46 議案第164号 公の施設の指定管理者の指定について（五所川原市金木自然休養村管理センター）
- 第47 議案第165号 公の施設の指定管理者の指定について（金木観光物産館）
- 第48 議案第166号 公の施設の指定管理者の指定について（金木交流プラザ）
- 第49 議案第167号 公の施設の指定管理者の指定について（十三湖マリーナ）
- 第50 議案第168号 公の施設の指定管理者の指定について（五所川原職業能力開発校）
- 第51 議案第169号 公の施設の指定管理者の指定について（五所川原市働く婦人の家及び保健センター五所川原）
- 第52 議案第170号 公の施設の指定管理者の指定について（五所川原市ふるさと交流圏民センター）
- 第53 議案第171号 津軽広域水道企業団規約の変更について
- 第54 議案第172号 つがる西北五広域連合規約の変更について

◎出席議員（27名）

1 番	花 田	進	議員	2 番	井 上	浩	議員
3 番	片 山	英 幸	議員	4 番	齊 藤	一 郎	議員
5 番	山 田	善 治	議員	6 番	伊 藤	永 慈	議員
7 番	吉 岡	良 浩	議員	8 番	成 田	和 美	議員
9 番	鳴 海	初 男	議員	10 番	高 杉	利 彦	議員
11 番	平 山	秀 直	議員	12 番	木 村	博	議員
14 番	山 口	孝 夫	議員	15 番	松 野	武 司	議員
16 番	寺 田	武 造	議員	17 番	古 川	幸 治	議員
18 番	秋 元	洋 子	議員	19 番	稻 葉	好 彦	議員
20 番	磯 邊	勇 司	議員	21 番	阿 部	春 市	議員
22 番	桑 田	茂	議員	23 番	福 士	寛 美	議員
24 番	木 村	清 一	議員	25 番	野 呂	國 四郎	議員
28 番	川 浪	茂 浩	議員	29 番	工 藤	武 則	議員
30 番	葛 西	収 三	議員				

欠席議員（3名）

13 番	田 中	賢 一	議員	26 番	加 藤	磐	議員
27 番	三 湊	春 樹	議員				

説明のため出席した者（30名）

市 長	平 山 誠 敏
副 市 長	三 上 裕 行
総 務 部 長	宮 崎 堅 治
財 政 部 長	佐 藤 茂 宗
民 生 部 長	佐 藤 文 治
福 祉 部 長	工 藤 勝
経 済 部 長	三 上 隆
建 設 部 長	白 戸 幸 一
金木総合支所長	中 野 博 之
市浦総合支所長	奈 良 勝 義
西北中央病院	平 山 耕 一
事 務 局 長	

水道事業所長	黒 滝 金 光
会計管理者	三 橋 俊 一
教育委員長	阿 部 育 也
教 育 長	木 下 異
教 育 部 長	福 井 定 治
選挙管理委員会 委員長	川 浪 太刀男
選挙管理委員会 事務局 長	春 藤 光 正
監 査 委 員	大 野 欽 也
監 査 委 員 長	笹 森 英 志
農業委員会 長	太 田 昭 市
農 業 委 員 会 事務局 長	小田桐 宏 之
総 務 課 長	関 秀 三
人 事 課 長	佐 藤 方 信
企 画 課 長	岩 崎 明 彦
財 政 課 長	佐 藤 明 子
市 民 課 長	長 尾 晶 子
保 護 福 祉 課 長	須 藤 久 男
農 林 水 産 課 長	工 藤 雄 三
土 木 課 長	菊 池 司

◎職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	高 橋 満 直
次 長	岩 川 静 子
議 事 係 長	竹 内 拓 人
庶 務 係 長	飛 鳥 順 一

午前10時15分 開会

◎開会宣告

- 議長（齊藤一郎） ただいまの出席議員27名、定足数に達しております。
これより平成20年五所川原市議会第8回定例会を開会いたします。
-

◎開議宣告

- 議長（齊藤一郎） 直ちに本日の会議を開きます。
本日の会議は、議事日程第1号により会議を進めます。
-

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（齊藤一郎） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、15番松野武司議員、16番寺田武造議員、17番古川幸治議員を指名いたします。
-

◎日程第2 会期の決定

- 議長（齊藤一郎） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から16日までの13日間といたしたいと思
います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（齊藤一郎） 異議なしと認めます。
よって、会期は本日から13日間と決定いたしました。
-

◎諸般の報告

- 議長（齊藤一郎） 次に、この際諸般の報告をいたします。
市長より地方自治法の規定に基づく報告がありました。報告第17号及び報告第18号の
2件は、いずれも専決処分の報告についてであります。以上の報告書は、お手元に配付
しておきましたから御了承願います。
-

◎日程第 3 議案第121号から

日程第54 議案第172号まで

- 議長（齊藤一郎） 次に、日程第3、議案第121号 平成20年度五所川原市一般会計補
正予算から日程第54、議案第172号 つがる西北五広域連合規約の変更についてまでの

52件を一括議題といたします。

市長より提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（平山誠敏） 一登壇一

平成20年五所川原市議会第8回定例会に上程されました議案の提案理由を説明いたします。

議案第121号は、平成20年度五所川原市一般会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,665万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ267億2,639万円とするものであります。

議案第122号は、平成20年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,613万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86億2,963万8,000円とするものであります。

議案第123号は、平成20年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ87万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億691万5,000円とするものであります。

議案第124号は、平成20年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ71万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,483万9,000円とするものであります。

議案第125号は、平成20年度五所川原市老人保健特別会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,411万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,477万3,000円とするものであります。

議案第126号は、平成20年度五所川原市後期高齢者医療特別会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,742万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,806万6,000円とするものであります。

議案第127号は、平成20年度五所川原市介護保険特別会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億3,738万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億9,814万2,000円とするものであります。

議案第128号は、平成20年度五所川原市立高等看護学院特別会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ127万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,443万6,000円とするものであります。

議案第129号は、平成20年度五所川原市下水道事業特別会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ962万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳

入歳出それぞれ16億9,509万4,000円とするものであります。

議案第130号は、平成20年度五所川原市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ105万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,920万3,000円とするものであります。

議案第131号は、平成20年度五所川原市農業集落排水事業特別会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ317万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,148万5,000円とするものであります。

議案第132号は、平成20年度五所川原市漁業集落排水事業特別会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ342万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,571万1,000円とするものであります。

議案第133号は、平成20年度五所川原市病院事業会計補正予算であります。資本的収入及び支出の予定額を収入2億9,649万3,000円、支出4億1,227万3,000円とするものであります。

議案第134号は、平成20年度五所川原市水道事業会計補正予算であります。収益的収入及び支出の予定額を収入16億3,256万4,000円、支出13億7,500万9,000円とするものであります。

議案第135号は、五所川原市承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の制定についてであります。当市域における主体的かつ計画的な企業立地等の取り組みを支援し、地域経済の自立的発展の基盤の強化を図るため提案するものであります。

議案第136号は、五所川原市集会所設置条例等の一部を改正する等の条例の制定についてであります。集会施設の整理統合のため提案するものであります。

議案第137号は、五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。市長の附属機関として、五所川原市立保育所民営化移管法人選考委員会及び五所川原市立西北中央病院運営委員会を設置するため提案するものであります。

議案第138号は、五所川原市津軽鉄道株式会社に対する固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。津軽鉄道株式会社の鉄道の用に供する固定資産に係る固定資産税の課税免除の適用期限を3年間延長するため提案するものであります。

議案第139号は、五所川原市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。産科医療補償制度の創設に伴い、出産育児一時金の支給額を改めるため提案するものであります。

議案第140号は、五所川原市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。道路占用料を改めるため提案するものであります。

議案第141号は、五所川原市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。産科医療補償制度の創設等に伴い、分娩料、その他所要の事項を改めるため提案するものであります。

議案第142号から議案第170号までの29件は、いずれも公の施設の指定管理者の指定についてであります。地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第171号は、津軽広域水道企業団規約の変更についてであります。津軽広域水道企業団規約の一部を変更するため提案するものであります。

議案第172号は、つがる西北五広域連合規約の変更についてであります。つがる西北五広域連合規約の一部を変更するため提案するものであります。

以上が本定例会に提案いたしました議案の概要であります。詳細につきましては、議事の過程で本職並びに関係職員が説明いたしますので、全議案とも御賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

◎休会の件

○議長（齊藤一郎） 以上で本日の日程は終了いたしました。

この際、お諮りいたします。明5日は議案調査のため休会といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 異議なしと認めます。

よって、明5日は休会とすることに決しました。

なお、6日及び7日の両日は、会議規則第10条第1項の規定により休会とし、次回は来る8日定刻より会議を開きます。

◎散会宣告

○議長（齊藤一郎） 本日はこれにて散会いたします。

午前10時30分 散会

平成20年五所川原市議会第8回定例会会議録(第2号)

議事日程

平成20年12月8日(月)午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

第1 一般質問

出席議員(29名)

1番	花田	進	議員	2番	井上	浩	議員
3番	片山	英幸	議員	4番	齊藤	一郎	議員
5番	山田	善治	議員	6番	伊藤	永慈	議員
7番	吉岡	良浩	議員	8番	成田	和美	議員
9番	鳴海	初男	議員	10番	高杉	利彦	議員
11番	平山	秀直	議員	12番	木村	博	議員
14番	山口	孝夫	議員	15番	松野	武司	議員
16番	寺田	武造	議員	17番	古川	幸治	議員
18番	秋元	洋子	議員	19番	稲葉	好彦	議員
20番	磯邊	勇司	議員	21番	阿部	春市	議員
22番	桑田	茂	議員	23番	福士	寛美	議員
24番	木村	清一	議員	25番	野呂	國四郎	議員
26番	加藤	磐	議員	27番	三浦	春樹	議員
28番	川浪	茂浩	議員	29番	工藤	武則	議員
30番	葛西	収三	議員				

欠席議員(1名)

13番 田中賢一 議員

説明のため出席した者(31名)

市	長	平山誠敏
副市	長	三上裕行

総務部長	宮崎堅治
財政部長	佐藤茂宗
民生部長	佐藤文治
福祉部長	工藤勝隆
経済部長	三上隆一
建設部長	白戸幸博
金木総合支所長	中野博勝
市浦総合支所長	奈良勝義
西北中央病院 事務局長	平山耕一
水道事業所長	黒滝金光
会計管理者	三橋俊一
教育委員長	阿部育也
教育長	木下巽
教育部長	福井定治
選挙管理委員会 委員長	川浪太刀男
選挙管理委員会 事務局長	春藤光正
監査委員	大野欽也
監査委員 事務局長	笹森英志
農業委員会 会長	太田昭市
農業委員会 事務局長	小田桐宏之
総務課長	関秀三
人事課長	佐藤方信
企画課長	岩崎明彦
財政課長	佐藤明
国保年金課長	鎌田和廣
保護福祉課長	須藤久男
農林水産課長	工藤藤雄三
商工観光課長	須藤一正

土 木 課 長 菊 池 司

◎職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	高 橋 満 直
次 長	岩 川 静 子
議 事 係 長	竹 内 拓 人
庶 務 係 長	飛 鳥 順 一

◎開議宣告

○議長（齊藤一郎） ただいまの出席議員29名、定足数に達しております。

休会前に引き続き会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号により会議を進めます。

◎日程第1 一般質問

○議長（齊藤一郎） 日程第1、一般質問を許可いたします。

なお、会議規則第64条の規定により、質問は再質問を含め3回までとなっております。

また、質問、答弁とも簡潔明瞭に願います。

それでは、2番井上浩議員。

○2番（井上 浩議員） 一登壇一

おはようございます。2番、市民の会、社民党の井上浩です。9月の定例会閉会后、国会では総理大臣に麻生太郎氏が選出されました。しかしながら、麻生氏を含めて3代にわたる首相が五所川原市民を初めとした国民の審判を受けていない上に、麻生政権は政策の軸が不確かなままに相次いで失言を繰り返し、政治の求心力が急速に失われてきている気がします。アメリカでの政権交代もありますし、私はこの際、麻生首相は解散総選挙で国民に信を問うか、退陣して選挙管理内閣にゆだねるべきだと思います。

さて、9月の予算・決算特別委員会での質問で、当市の財政健全化に絡んで要望していました五所川原市史の在庫の販売促進につきまして、広報ごしよがわらの11月15日号及び市のホームページで購入方法などを案内していただきましてありがとうございます。わずか半月ですが、昨年度決算での販売収入1万4,500円の3.4倍、4万9,500円の売り上げがあったそうです。五所川原市史ばかりではなく、合併直前の平成17年3月に発行されました市浦村史第3巻近世編までの市浦村史も含めると、10月末現在の在庫総数は4,110冊、販売価格で1,908万500円ということです。資料編など専門的過ぎる部分は除いて2冊の五所川原通史と市浦村史近世編1冊を売り抜けば、その3冊だけで863万5,000円の売り上げです。かつて市浦村史資料編で紹介されました東日流外三郡誌の内容は偽りという評価が定着してきた今、市浦村史第1巻考古・古代編の一部、和田喜八郎氏がかかわった部分に疑問は感じますが、多くのアマチュア歴史家の関心を集めたことでもあり、その辺の経過と解説を添付すれば新たな関心も招くのではないのでしょうか。いずれにしても、インターネットの時代ですからネット上の販売方法を工夫

すれば当市の財政に大きく寄与する気がしますので、引き続き販売促進に頑張っていたきたいと思います。

そこで、気になることですが、情報化時代の流れに沿って当市でも市のホームページを開設し、多くの部署で固有のメールアドレスを所持していますが、例えば市民からメールが寄せられた場合に、確認のメールを返すといった基本的なことが必ずしも守られていないような気がします。さらに、当市で導入している住民情報システム、富士通のミックジェットの運用では、個人情報保護の観点からも端末の操作には厳しいマニュアルが課せられていると考えます。ところが、先ほどの副市長からの議員への説明会によりますと、この端末の誤操作や不適切な運用があったようです。情報化時代の業務効率化も最後は人の判断ですから、職員の皆さんには心して取り組まれますよう心からお願いをいたします。

平成20年第8回定例会の一般質問で、私は広域行政と当市の個性の生かし方についてお伺いします。市長を初め、理事者の皆さんの誠意ある答弁をお願いいたします。当市は、平成11年8月に県内では2番目の広域連合として近隣自治体とともにつがる西北五広域連合を設置し、さらに平成17年3月28日には金木町、市浦村と合併し、現在の新五所川原市となっています。この合併を踏まえた当市の総合計画では、その基本構想第5章、構想の推進で、市民の生活圏拡大に対応し、つがる西北五広域連合を活用とされています。そして、その広域連合では、基本計画であるハートフルネット・つがる西北五に基づく事業の実施がうたわれています。その中心課題は、ぬくもりある共感、共生社会の構築です。そうした経過を踏まえ、当市の個性を生かしていきながらの今後のつがる西北五地域の将来設計について、政治家、平山誠敏市長としての基本的なお考えをお示し願いたいと思います。

それでは、以下通告に従い質問をさせていただきます。第1の質問は、広域行政の中で当市の個性を生かしながら、いかにして自治体病院機能再編成を早期実現するかについてです。当市の総合計画の中の前期基本計画でも示していますように、ふるさと生活圏の中心都市として広域行政の推進を図り、圏域住民の福祉の向上に努めていくことが課題となっています。広域行政を推進する広域行政機構としての役割を担っています広域連合方針の中では、とりわけ西北五地域保健医療圏自治体病院機能再編成計画にかかわる中核病院整備が中心的課題であり、今日では各病院の経営状況から中核病院開院を待たず、早期に広域連合への移管が計画されようとしています。長く五所川原市民5万人に愛されてきました西北中央病院が廃院となり、20万圏域住民のための中核病院が新たに整備されることとなりますので、西北中央病院が開設されてからの歴史を振り返り

ながら今日の西北中央病院の現状と課題を検証し、圏域住民のための病院に生まれ変わる役割を全うするための準備が急がれるところです。

そこでお伺いします。その1は、西北中央病院開設時の理念についてお知らせください。その2は、西北中央病院の現状と課題についてお知らせください。その3は、西北中央病院が公立病院改革ガイドライン及び財政健全化法によって求められていることについてお知らせください。その4は、自治体病院機能再編成へ向けて、西北中央病院でこれまで準備してきたこと及び今後の計画についてお知らせください。

第2の質問は、合併と今後の広域行政のあり方についてです。平成の大合併の中で、当市も飛び地ながら1市1町1村の合併により新五所川原市となりました。平成の大合併とは何だったのか。新五所川原市となった当市の個性を生かしていきながらの今後のつがる西北五地域の将来ビジョンを描いていくためには、今回の合併についての総括が必要と考えます。ちなみに、総務省が設置した平成の大合併の総括のための研究会では、人件費などの節約で将来的には1兆8,000億円節約できるとの予測が示されただけで、改めて平成の大合併が地方財政支出削減を最大の目的としていたことが示されています。

そこで、当市での総括に当たっては合併前後の地域総合整備事業債、合併特例債ばかりか交付税の算定がえ特例、議員の在職をめぐる合併特例についても財政上の影響を検証すべきと考えます。かつて合併すれば福祉も住民生活もよくなると言われました。果たして財政運営が合併によって本当に効率化したのかを合併前の1市1町1村の財政運営も検証しながら2009年度予算編成の考え方と実際の編成結果を通して本定例会及び次の予算議会で議論したいと思えます。

そこでお伺いします。質問の第1は、予算編成のあり方についてです。その1は、合併後の当市の地域特性を生かす施策として、経常一般財源との関連で重視したのは何かお知らせください。その2は、2009年度予算編成での臨時一般財源の見通しと取り扱い及び補助費等の考え方についてお知らせください。その3は、当市の財政危機と国による基準財政需要額の切り下げ、高い経常収支比率の関係についてお知らせください。その4は、総合計画と財政健全化計画について、その関係をお知らせください。その5は、予算編成作業への市民参加についてです。広報活動と市民の意見集約についてお知らせください。

質問の第2は、西北五地域の将来についてです。当市の個性を生かしていきながらの今後のつがる西北五地域の将来設計についてどのように考えておられるのかお知らせください。

以上、壇上からの1回目の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（齊藤一郎） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○市長（平山誠敏） ただいまの井上議員の圏域の中心都市としての役割と個性を生かした地域づくりの方針についてお答えいたします。

当市は、これまでもつがる西北五地域の中心都市としての機能を担いながら広域的な地域経営戦略を実践してまいりました。地域全体を通してみますと、総じて少子高齢化対策を初め、地域医療の確保、雇用の場の確保といった取り組みが重要視されております。今後におきましては、行財政の効率化の観点からもますます生活圏域、経済圏域など圏域間での交流を促進することが必要になってくるものと認識しております。

津軽半島も含めた当地域は、歴史、文化、自然に恵まれ、また観光資源も多く点在しておりますが、残念なことにそれぞれの結びつきが弱く、連携性も低いといった課題も抱えております。これらの問題に速やかに取り組み、ストーリー性の確立、強化を図りながら、平成22年12月開業の東北新幹線新青森駅、さらにはそれから5年後の北海道新幹線奥津軽駅の開業を見据え、つがる西北五地域としての開業効果を最大限に確保するための検討を重ねながら、広域観光の振興を図ることで活力ある地域づくりの実現を目指してまいります。当市には、飛び地という地理的な特殊性もあることから、広域的な取り組みは非常に重要な課題と考えております。新時代にふさわしい都市サービスと中心都市機能の充実を図りながら、つがる西北五地域を代表する都市としての個性、魅力をアピールしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 西北中央病院事務局長。

○西北中央病院事務局長（平山耕一） 4点の質問がございましたので、お答えさせていただきます。

まず、西北中央病院のその理念及び設置目的についてお答えいたします。五所川原市病院事業の設置等に関する条例の中で、市民の健康保持に必要な医療を提供するため、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならないとされておりますが、当院としては西北五地域の基幹病院として常に医療水準の向上を目指し、高度、先進医療を積極的に取り入れるとともに、地域の信頼にこたえるためによりよい医療の提供を行うこととしております。

次に、西北中央病院の現状と課題についてお答えいたします。御承知のとおり当院においては、平成17年度1億5,378万円、平成18年度5億9,291万円、平成19年度7億9,556万

円の赤字を計上し、その合計は15億円を超えるとともに2億4,900万円の不良債務が発生したところであります。原因としては、たび重なる診療報酬の減額改定、入院、外来患者数の減、勤務医不足等が挙げられますが、つがる西北五広域連合の傘下となるまで数年しかないと、経営改善のために思い切った事業展開をとりにくいことも事実でございます。しかしながら、非常に厳しい状況の中、全院的な取り組みと協力のもと、収支の改善を強力に推し進め、中核病院へのスムーズな移行に向けて鋭意努力してまいりたいと考えております。

次に、3つ目の質問でございますが、西北中央病院と公立病院改革ガイドライン及び財政健全化法についてお答えいたします。総務省は、平成19年12月に公立病院改革ガイドラインを公表し、その中で多くの公立病院が直面している経営の悪化と医師不足等による医療機能の低下により、その地域で担うべき医療の提供に支障が生じ始めていることから、必要な医療機能を整備するとともに経営の改革を進め、持続可能な公立病院を築き上げることを目的として公立病院改革プランを策定するよう求めております。また、昨年6月には地方公共団体の財政の健全化に関する法律が成立し、一般会計だけでなく、病院や水道など公営事業会計を含む連結会計ベースで財政状況を診断し、指標が1つでも基準を超えると早期健全化団体、財政再生団体となることから、多額の赤字を抱える当院においても早急な経営改善が必要となっております。このため、公立病院改革プランで示している経営の効率化に向けて経営改善委員会を設置するとともに、その実働部隊となるプロジェクトチームを編成し、現在99にわたる改善項目について検討し、実施に向けた取り組みをしているところであります。

また、これに加え、今定例会で市附属機関として御提案しております五所川原市立西北中央病院運営委員会は、外部からの委員を導入することにより病院の透明性、健全性を確保するとともに、公立病院改革プランの策定、評価、公表をしていただくものと考えているところでございます。

次に、4つ目の質問でございますが、自治体病院機能再編成に向けて西北中央病院でこれまで準備してきたこと及び今後の計画についてお答えいたします。つがる西北五広域連合においては、中核病院の建設場所及び管理運営費等サテライト病院診療所の決定により病院の機能再編成が加速していくものと考えております。中核病院は、新たな病院として生まれることとなりますが、その主体となる当院においてもそれに向けて職員の意識の醸成と体制の整備を図っていかなければならないものと考えており、経営改善を進める中でさまざまなシステムの導入を検討しているところであります。また、今後の計画につきましては、広域連合の具体的な指示のもとに一構成病院として緊密に連携

を図りながら進めていかなければならないものと考えております。

以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 財政部長。

○財政部長（佐藤茂宗） 予算編成等のあり方について5点質問がありましたので、お答えします。

1点目、経常一般財源との関連で重視したものは何かという点についてお答えします。少子高齢化が本格化する中で、多様化する住民ニーズ、拡大する行政需要に的確に対応するため、当市は平成17年3月に合併し、新市として発足しております。合併に伴い、それぞれが持つ魅力や特性、資源をうまく組み合わせることにより、新たな魅力と活力の創出が期待できるわけではありますが、その合併効果は即座に享受できるものではなく、前提として行財政改革による新しい行財政システムの構築が不可欠であります。事実、合併直後の平成17年度から3年間、当初予算にいわゆる空財源を計上せざるを得ない財政状況にあり、平成18年3月に策定した行政改革大綱のもと、事務事業の見直し、使用料、手数料等の見直しなど、新たな歳入確保及び徹底した歳出の削減に取り組んできたところであります。この取り組みは、今後も引き続き堅持していくわけではありますが、平成21年度予算からは試行的に今後の新規事業について事務事業の事前評価を行うこととしております。目的の妥当性、有効性、効率性、公平性及び緊急性等多面的な調査を行い、これまでの担当部局による評価に加え、行政改革推進本部事務局での2次評価、行政改革推進本部での3次評価を実施し、総合計画に即した当市の地域特性を生かした施策の実現に取り組んでまいりたいと思っております。

次に、臨時一般財源の見通しと補助費等の考え方についてお答えします。2009年度予算の編成に当たっては、2009年度の総計予算として見込まれるすべての歳入、歳出をもって編成いたします。市の一般財源となる新たな歳入というのはなかなか見出せませんが、国、県の政策動向を的確にとらえながら財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

補助費等の考え方についてでございますが、市の補助金等交付規則及びそれぞれの補助金交付要綱に基づき事務を行っているところでありますが、昨年度行政改革推進本部において事務事業の見直しを行っており、その中で各種補助金についても同様に見直しを行っております。行政責任範囲の明確化及び選択と集中による効率的な行財政運営のため、各事務事業の意義や位置づけについて法令による義務づけがあるかないか及び必要性はどうかという2つの共通した視点から適正に判断し、決定をしたもので、その理由につきましても1事業ごとに明記し、市ホームページに掲載するとともに、市役所2

階市民ふれあいコーナーにおいてどなたでも閲覧できるよう備えております。

次に、当市の財政危機と国による基準財政需要額の切り下げ、高い経常収支比率の関係についてお答えします。当市における市税の占める割合は、歳入全体の約20%となっており、残りは国、県に依存しております。中でも地方交付税は、歳入全体の40%以上を占め、経常一般財源の約60%を占めており、当市の財政状況は地方交付税によって大きく左右されるのが現状です。普通交付税の額が基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた額、つまり標準的に必要とされる一般財源額と標準的な一般財源収入額との差となることから、基準財政需要額が下がると普通交付税も下がることになり、経常収支比率は上がることとなります。

次に、総合計画と財政健全化計画についてお答えします。五所川原市総合計画は、さきの合併時に策定された新市建設計画の趣旨を踏まえ、平成19年度から平成26年度までの8カ年を計画期間として、地域が一体となって目指すべき将来像を「活力ある、明るく住みよい豊かなまち」と定め、当市の中長期のまちづくりのビジョンを示しております。一方、財政健全化計画は行政改革大綱に基づき、平成19年度から平成23年度までを計画期間とし、歳入の範囲内で必要な歳出を賄う、いわゆる収支均衡のとれた財政運営を行うとともに、不測の事態に対応し、かつ環境の変化に機動的、弾力的に対応できる行財政体質への転換を図るため策定されております。五所川原市総合計画の施策の一つとして掲げられている行財政改革を推進し、財政基盤の安定化と持続可能な行財政システムの構築を図るとともに、市の将来像、「活力ある、明るく住みよい豊かなまち」の実現に向けて鋭意取り組んでまいります。

最後に、予算編成作業の広報等についてお答えします。当市の財政状況等につきましては、歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高等、年2回、市広報及び市ホームページを通じて公表しており、今年度からは地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に伴い、前年度決算とともに新たに4つの健全化判断比率を公表しております。また、市のホームページにおいては、市の予算決算等財政状況、健全化判断比率のほか全国一律の様式で類似団体との比較が可能な財政比較分析表や財政状況等一覧表を掲載しているところであります。さらに、来年度、つまり平成20年度決算からは地方公会計についても民間企業の会計に倣い、貸借対照表、行政コスト計算書等財務4表を作成し、公表することとされており、市の財務状況をよりわかりやすく市民の皆様にご伝えてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（齊藤一郎） 2番。

○2番（井上 浩議員） それでは、この場からの2回目の質問をさせていただきます。

自治体病院機能再編成に絡んだ質問になります。7月の14日に県庁で行われました県に対する平成21年度重点事業要望説明会での当市の最重点要望である自治体病院の機能再編成についてに対する三村申吾知事回答の内容と、その回答に対する市長の御自身の評価をお伺いします。とりわけ市の広報によりますと、三村知事はその場で国に対し、医師等を引きつけ、地域医療の中心を担う、いわゆるマグネットホスピタル整備にかかわる財政支援拡充を提案し、その実現を目指すと表明していますが、実現できるのかどうか、県の要望に対する現時点での国の動向についてお知らせください。

病院再編に関する2つ目の質問は、総務省は公立病院改革プランにおきまして、公立病院の医療については自治体の一般会計から経費負担すべきとしました。そのための地方交付税、地方債等について検討するため立ち上げました公立病院に関する財政措置のあり方等検討会の報告書が先月11月の25日に明らかとされました。この検討会には、全国自治体病院開設者協議会副会長として鶴田町の中野町長が参加しており、7月28日に開かれた第2回検討会で西北五地域保健医療圏の現状と病院機能再編の必要性を説明した上で、合併特例債及び過疎債の弾力的運用や地方交付税の拡充を求めています。当市でも、その直後の7月30日に、国に対して過疎地域活性化のための新立法措置について要望した中で、一般会計出資債に当たる部分を「当市では過疎債で起債することで中核病院建設の財政負担に耐え得るものと考えています」として、ポスト過疎法においても現過疎法の合併市町村の要件を踏襲すること及び過疎債の償還年数を12年から病院事業債と同様に30年への延長の2点について具体的に要望していますが、検討会での判断がどうなったのか、それとあわせて市の要望に対する国の動向についてお知らせください。

次に、ただいまの市長及び財政部長の答弁に再度質問をさせていただきます。市長の西北五地域、言ってみれば津軽半島全体の将来に対する現状の問題点把握、そしてこれからなすべきことの強い決意を答弁していただきましたことに励まされると同時に、引き続きの努力をお願いしたいと思います。ただ、一言苦言を呈させていただければ、新幹線開業に対する対策は大変重要な課題と私も考えておりますが、去る11月17日には県新幹線建設促進期成会、県鉄道整備促進期成会、県、県議会が東日本旅客鉄道秋田支社を訪ね、吉田支社長ほかに東北新幹線全線開業時におけるリレー列車の整備等について要請をしております。新幹線開業に備えるためには、きめの細かい具体的な現在からの活動が重要と思っております。どのようにこうした細かい動きに対応されていらっしゃるのかをお教え願いたいと思っております。

さらには、西北五地域の医療再編の問題でありますけども、この広域連合の計画によ

りますと共生社会構築の医療施策で、医療体制の充実として人材の確保に努めるとともに、医療施設の不足する地域における巡回健診や巡回診察の強化に努めるとあります。このことは、自治体病院機能再編成は圏域全体の医療整備を問うていることの象徴と考えます。市長はいかがお考えでしょうか。

最後に、財政部長に何点かお伺いをいたします。大変率直に答弁をしていただき、感謝申し上げます。ただ、国による基準財政需要額の問題でありますけれども、戦後一貫して国は基準財政需要額を右肩上がり上げてきたと思っておりますけれども、いつの年からか右肩下がりに転換をした、大転換をした、これは何年からか教えてください。さらには、私も驚いたんですけれども、決算カードを見ますと基準財政需要額の中身から投資的経費の項が全く消えてしまっていると。これはいつからであり、その投資的経費が消えたことと高い経常収支比率の関係について、財政部長はどのように感じておられるのかお教え願いたいと思っております。

次に、広報の問題であります。ことしの家庭の家計に類似をさせた当市の説明には、大変市民の間でも好評を得ているところでありますが、それにしましても地方自治法の243条の3項では、財政状況は公表することが義務とされておりますし、同じく219条2項では予算の要領を住民に公表すべし、233条6項では決算の要領を住民に公表すべしと、すなわち予算は4月、決算は10月から12月までの間に最低2回は広報等で住民に周知義務が課せられているわけでございますので、このことについてはより重視をして一層の住民広報に対する努力をお願いしたいと思います。

そこでお伺いしますが、広報に書かれている財政状況の説明は、財政課が提出された中身がそのまま載っているやに感じられますが、そうでしょうか。

以上です。

○議長（齊藤一郎） 市長。

○市長（平山誠敏） 井上議員の再質問にお答えいたします。

最初の知事の答弁書の件でございますが、手元に資料もございませんので確たるお答えはできませんが、ただ青森県内の医療、非常に困難であると。一つには、ドクターの確保の問題、もう一つには各自治体病院の経営上の問題、それは共通している認識だと思っております。私どもの医療再編成、いよいよサテライト、一応決まりまして、今議会で中核病院に関する負担割合が決まりますと具体的な第一歩を踏み出すことができると思っております。その際には、関係市長、町長そろって県に対しての具体的な要望をしてみたいと思っております。

2点目の医療再編成計画の中身でございますが、これは最初からつがる西北五地域一

体の医療を確保するということを目的としておりまして、中核病院を中心に2つのサテライト病院、2つのサテライト診療所、これを一体とした経営に持っていくということは当初からの目的でございます。そうしないことには、各地域でのドクターの確保も非常に難しいだろうということで、ドクターもローテーションを組んで各サテライト病院から診療所というふうな形で持っていきたいというふうに思っておりますので、あくまでも五所川原市民だけの中核病院じゃなくて、つがる西北五一体としての、中心としての中核病院であるというふうに理解しておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（齊藤一郎） 財政部長。

○財政部長（佐藤茂宗） まず初めに、病院の再編につきまして、国に財政措置を要望している状況についてお答えします。

まず、病院再編につきまして、国から既に示されている国の財政支援措置については、公立病院改革ガイドラインにあります公立病院改革プランの策定等経費を特別交付税措置するなどの普通交付税措置等の措置がありまして、議員御指摘の鶴田町長が参加しております公立病院に関する財政措置のあり方等検討会につきまして、これについては再編の財政措置というよりも、これからの将来の公立病院のあり方に関する検討会ということですので、直接再編の財政措置の状況を検討する場ではないということがありますので、その点まず初めにお答えします。鶴田町長が参加しております検討会で、再編による負担割に合併特例債や過疎債の活用、これについて要望しておりましたが、これについては引き続き検討していると総務省から回答されました。

次に、さらに財政支援の要望をしていくかということについては、病院等の施設の除去等に要する経費に対する全額を特別交付税による措置、中核病院建設に伴う西北中央病院の病床数削減に対する普通交付税措置、この2つを国へ強く要望していきたいと考えております。また、県に対しても具体的な支援措置の要望協議を引き続き行っていきたいと考えております。

次に、交付税の考え方といいますか、基準財政需要額が減少に転じたのはいつかという質問ですが、これについてはちょっと資料等がございませんが、平成13年度に臨時財政対策債等の活用が図られたことを考えると、13年度に基準財政需要額が減少に転じたのではないかと、こういうふうに考えられます。また、その投資的経費の計上についても事業費、事業費補正の見直し、またその都度毎年度普通交付税に対する事業費補正等、基準を見直しておりますので、そのたびに廃止されたり追加されたりする項目、昨年度については頑張る地方応援プログラムというものが地域振興費として新たに計上されたものもありますので、そういった見直しというのは毎年度行われているものだと考えて

おります。

最後に、広報に載せる財政状況の公表についてであります。こちらについては財政課のほうで作成したものを総務課のほうでそのまま掲載されているということでありませう。

以上です。

○議長（齊藤一郎） 2番。

○2番（井上 浩議員） それでは、要望を含めて最後の質問をいたします。

基準財政需要額が戦後一貫して右肩上がりだったのに切り下げられるようになりしたのは、三位一体改革の産物でございます。21世紀に入ってからその状況が始まっています。そして、従来私ども地方行政にかかわる者にとりましては、経常一般、投資的経費をいかに確保をするか、そのことを重視するがゆえにさまざまな経常的なものについては切り詰めるという努力が要請をされていたわけですが、その大もとである国は、投資的経費については基準財政需要額からは消してしまうということをやった以上、私はこれはなかなか大変な地方行政に関係する者にとっては課題になっていると感じています。そのことを前提として予算編成作業も行われているわけですが、大変なのを、お互い共有すると同時に、さらに広報の担当の方をお願いをしたいんですけども、やはり広報は市民が見てぴんとくる中身にするためには、財政当局が出された資料を独自に広報セクションでさらに市民にわかりやすく、平たく解説をすると、そういう努力もしていっていただかなければ、やはり当市ばかりでなく、日本全国が今地方自治体、中央政府に対して平等の地方政府と言われながら、財政的な裏づけが国から非常に不十分なものになっているという事態を克服していけないと思います。これは、やはり地方自治体から住民と一緒に財政を考えることによってしか克服をしていけないと考えますので、その辺についてよろしくをお願いしたいと思います。

それから、これは市長に細かいことを言って申しわけないんですけども、やっぱり新幹線開業で一番、私、大きい問題の一つとして考えているのは、アクセスのJRの交通手段が一体どうなるのかということだと思っております。こういう細かいところを次から次へJR当局や関係機関にプッシュをしていって、開業時には本当に便利になったと。川辺で20分も30分も夜中待たなければ接続できないような、そういう状況はもう過去の話になったと、新幹線開業とともに。新青森駅にすす、すすと五所川原からアクセス列車があると、こういうことは非常に大事だと思いますので、ぜひ今後とも重視をしていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（齊藤一郎） 市長。

○市長（平山誠敏） ただいまの井上議員の新幹線開業後の具体的には五能線との接続の問題ですね。現在の状況ですと、30分とか1時間とか汽車に乗っているより待っているほうが長いという状況ですので、それを何とか改善したいという気持ちは井上議員と同じでございます。以前東日本本社ですか、新宿の本社に行く機会がありまして、その点についてもかなり強く要望した経緯もございます。

それと、もう一つは、やはり奥羽線そのものが複線化実現できますと、そういう問題もかなり解消するのではないかということで、奥羽線の複線化も一緒をお願いしていきたいというふうには思っております。ただ、JRそのものも民間の企業でございまして、どうも回答では採算性が余り良くないというふうな答弁で、これからもやはり皆様と一緒にあって実現の方向へ努力してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（齊藤一郎） 以上をもって井上浩議員の質問を終了いたします。

次に、21番阿部春市議員。

○21番（阿部春市議員） 一登壇一

おはようございます。平成20年第8回定例会に当たり、一般質問させていただきます。

最初に、国の厚生労働省の動きを御紹介します。年金記録漏れ問題に続き、後期高齢者医療制度でも厳しい批判を浴びた厚労省の官僚たち、今後は国家プロジェクトというべき社会保障政策を立案しなければならないのに、省内には早目に退職して大学教授になろうという転身願望が広がっているとのこと。平成16年以降に大学教師に移った幹部は11人で、局長手前の審議官クラスのキャリア組15人のうち、既に5人が大学教授に転じたとのこと。将来の次官候補と言われる官僚の中にも先生の職を探したいとする人が複数いると言われます。こうした士気低下は、被害者意識に基づいている、そして負担増の伝道者と言われるようになったのです。これでは、花形職業と言われ、国を支えてきた官僚たちもプライドに傷がつき、やる気をなくすのも当然でありましょう。それは何も厚労省だけでなく、他の省庁にもあるようです。一連の不祥事を見るにつけ想像できると思います。財政部長、御案内のとおりであります。法律をつくり、国会審議を経て地方自治体へ実施を求めてくる今の仕組みであります。我々の議会にも毎回地方自治法の一部改正に伴う条例案が提出されます。その中には、内容を複雑にしてマンパワーをより必要とするものもございまして。地方分権の時代、行財政改革が求められているにもかかわらず、それに逆行している面も散見されるのです。少子高齢化時代の中にあって行政サービスの質が求められている中で、お役人さん、しっかりしてほ

しいと思っているのは私だけでないと存じます。以上申し上げて質問に移らせていただきます。

当市のグルメについてでございます。先ほども議論がありましたように、新幹線青森駅開業も2年後と決まりました。それに伴って県内各地でその対応を急いでおります。市内では、タクシー業者の津鉄観光と相互タクシーが統合されたのもそのためと報じられていました。また、県に対する重点要望として、開業に向けた誘客対策の促進を求め、その回答は来年度実施の太宰治生誕100年記念に向けて連携強化を図り、誘客対策に取り組み、開業につなげていきたいとなっています。五所川原立佞武多祭りも多くの人出で定着するようになりました。観光客をいかに呼び込むかは、いろんな動きがございます。ことし1月19日には、奥津軽地域着地型観光研究会公開フォーラムがエルムホールで開催され、JTBの清水常務さんが基調講演され、旅行の目的として、1つはその地方のおいしい食べ物を希望している、2つ目は歴史と文化を求めていると言っていました。そして、今後の観光を考えると着地型観光を積極的に取り組むべきであるとも言われていました。これら誘客対策については、これからいろんな動きが出てくるものと思います。

そこで考えたのがグルメであります。全国的には、ギョーザのまちを看板に掲げたのが宇都宮市と浜松市です。宇都宮市は、まちおこしでギョーザを宣言して成功しています。浜松市は、1世帯のギョーザ支出額が全国一としてギョーザ日本一を宣言しております。また、静岡県富士宮市は富士宮焼きそばによる地域おこしに取り組み、年間60万人が焼きそばを食べに来るそうです。この焼きそばによる経済効果は、年間36億円にもなるというから驚きであります。グルメ志向の高まりを受けて全国的にその取り組みがなされておりますが、最新のビッグ3を御紹介した次第であります。県内では、八戸市のせんべい汁、黒石市の焼きそば、青森市のみそおでん、それにシャモロック鍋が好評を得ています。当市はどうか。これまでにいろいろと新メニューの発表や講習会が開催されてきましたが、なかなか勢いがつきません。転勤してきた人や県外客に五所川原市のおいしい料理は何ですかと聞かれて返答に困った経験はないでしょうか。

そこで、1つのヒントとして、八戸せんべい汁研究所の木村事務局長さんは次のように言っています。「地元の人が日常的に食べている、値段も安く、おいしい、だからこそB級御当地グルメに重要な地域資源として注目が集まっている。食は、その地域の歴史や文化、生活そのものであり、そこには懐かしさや珍しさ、楽しさ、おいしさの感動があり、それは人を引きつけ、地域に希望と元気を与える力を持っている。B級御当地グルメネットワークで食による地域おこしの動きを加速させ、地方の元気を応援したい」

と言われます。当市でもB級御当地グルメで何か欲しい、そんな強い思いでこの質問をしているのでございます。そのことが市の活性化になることは間違いないと思います。関係機関といろいろ相談しながら行政主導で取り組んでみてはいかがでしょうか。新幹線青森駅開業まで残された時間は限られています。市長のリーダーシップを期待し、市の活性化対策第14弾として御提言申し上げます。私は、この質問をするに当たり、この1年余りいろいろと考えてきました。本日ここに、この料理をとお勧めしたかったのです。何種類か考えていることがございます。ちょうど2年後に新幹線青森駅が開業する、その節目としてこの質問したことを申し添えます。

また、立佞武多の館についてであります。ことしに入って入館者数が減少していると聞き及んでいますが、どのようになっているのか関係部長に答弁を求めます。

質問の第2点目は、教育行政、22世紀に残す遺産対策についてであります。私たち経済常任委員会は、先ごろ行政視察で九州の佐賀市に行つてまいりました。そのときにいただいた資料の中に、次の世代、22世紀まで残していきたい佐賀県の宝物というべき民家や橋や煙突など文化的価値があるものを財産として、有識者からなる遺産選定委員会の審議を経て佐賀県遺産会議が認定することによって誕生することになっています。その内容を見ますと、各遺産とも交通アクセスが記入されていました。認定された遺産を広く皆さんに見学してほしいという思いでありましょう。県行政ではあります。文化に対する思いが強く感じられるのであります。普通我々が考えるのは、後世に残す必要のあるものは文化財に指定して保護に当たることにしていますが、佐賀県の場合は、国の指定文化財を除いて遺産としている点が特徴となっています。そう言われると、私もも考えてみるべきではないかと思うのです。現在都合によって文化財に指定されない重要建造物もございます。経年すると傷んでまいります。それよりも市の遺産として登録して後世に残すことを検討すべきではないかと考えるものですが、いかがでしょうか。

先日北奥文化研究会の文化講演会があり、会員である深浦町の伊東さんが西北五地域の指定文化財について取りまとめ、研究発表しておりました。世界遺産や国、県、各市町村指定文化財をコンパクトに集約されており、参考になるものであります。市の文化性を高める活動を長年にわたって実施されている北奥文化研究会の岩崎会長さんを初め、皆さんに敬意を申し上げる次第であります。

質問の第3点目は、自殺対策についてであります。自殺者の実態について担当課から資料をいただきました。それによると、全国では平成18年度は3万2,155人であり、平成19年度は3万3,093人となっています。その原因として、健康面に起因するのが第1

位で、第2位が経済、生活面の順となっていました。当市の場合、平成17年度35人、平成18年度と19年度はともに20人となっています。これは統計上のもので、実際はもっと多いと思われます。年齢的には、40歳から60歳が多い傾向にあります。この中で、今回私が取り上げるのは経済、生活面で自殺することです。特に多重債務など借金で悩んでいる人の対策であります。直接のキッカケとなったのは、10月31日のNHKテレビで放映されました宮城県栗原市の取り組みであります。自殺者がふえてきたことから、市行政挙げて市長が先頭に立って対策に乗り出して、弁護士や金融機関と連絡を密にして成果が上がっているとありました。多重債務の関係で市長がみずから先頭に立つことは全国的にも珍しいと思うし、何よりも行政サービスの一環としていることが特徴であります。当市の平成18年度と19年度の20人の中で、この面で自殺した人はどのくらいいるのか報告を求めたいと思います。

長引く景気の低迷により企業の倒産が報道されています。中小企業や零細企業も経営が一層厳しくなっているようであります。加えて2回にわたり雹被害を受けたリング農家の中には、融資を受けなければ正月を越せないという農家も出てきました。自殺者の出ないことを望むのですが、そうなった場合にどこに相談すればよいのかわからないのが実情だと思います。市役所に相談窓口があることを多くの市民は知らないと思います。弁護士に相談に行くと、30分で5,000円の経費がかかります。多重債務の対策として4つの整理方法があります。任意整理、特定調停、個人再生と自己破産であります。専門家に聞きますと、何よりも早期に債務を整理することが大事であると言っておられました。そして、公務員も相談に来ているとのことでもあります。今後こうした犠牲者を出さないようにすべきと考えます。インターネットで県内の取り組み状況を調べてみると、八戸市と六戸町が前向きに対応していました。ほかの市町村では、職員に専門的な知識がないなどの理由でまだまだ後ろ向き方向にあります。あるまちでは、県からの後押しがなければやれないといったところもありました。当市においては記載がありませんでした。

そこで質問しますが、相談窓口をどこに設置してあるのか、そしてこの種の相談はこれまでどのくらいあったのか、あわせて今後の対応策をどのように考えておられるのか、いわゆる改善すべき点はないのか答弁を求めます。また、参考までに健康面に起因する対策がどのようにとられているのか質問させていただきます。

以上で1回目の質問とします。

○議長（齊藤一郎） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○市長（平山誠敏） 阿部議員の当市で今後売り出す予定のグルメはあるのかという御質問にお答えいたします。

当市においては、これまで当市の歴史、自然及び文化等の豊かな観光資源を活用し、観光振興を図ってきたところでありますが、観光客のニーズは、より多様化しており、一層の観光振興を図っていくためには変化するニーズを的確に把握し、観光サービスの質の向上を図っていくことが必要であると考えております。中でも阿部議員御指摘のとおり、食事は観光客の重視する重要な要素であり、地域の特性を生かしたメニューの拡大や特色ある食材の活用を図るとともに、食文化の提供といった地域文化の向上も視野に入れた付加価値の向上が求められております。

現在、五所川原商工会議所の会員事業所を構成員とする赤～いりんご応援隊が市の特産品である赤～いりんごを素材に赤～いりんごのババロアやパイなど15品目の創作料理の開発に取り組んでいるほか、五所川原市雇用創出協議会では売れる商品開発として地場産品を利用した新たな創作郷土料理実習を実施し、23品目の料理を試作したところであります。また、立佞武多の館では12月の期間限定であります。ツクネイモづくしの定食を提供しております。このようにさまざまな団体において試作品による試食会を開催しております。市といたしましては、これら試作品を中心として各団体と協議を重ね、市として活性化の目玉として売り出せるグルメの確立に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 教育長。

○教育長（木下 巽） 阿部議員の22世紀に残す遺産対策についてお答えいたします。

文化財保護法では、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観及び伝統的建造物群を文化財と位置づけております。当市において、五所川原地区の国指定文化財は旧平山家住宅、五所川原須恵器窯跡、県指定が長円寺の梵鐘ほか2件、市独自指定はホロムイイチゴほか7件であります。金木地区の国指定は、旧津島家住宅、県指定が嘉瀬奴踊ほか2件、市独自指定は川倉賽野川原地蔵尊となっております。平成20年3月19日に旧西沢家住宅が国の登録有形文化財に登録されております。また、市浦地区の国指定は十三湊遺跡、県指定が十三湖の白鳥、市独自指定は磯松の一本松ほか5件となっております。このような貴重である文化財を後世に残すことはもちろんですが、まだ文化財に指定されていない羽野木沢の旧家、新町の洋館、芦野公園駅舎や太宰治が疎開時に住んでいた新座敷等、文化価値のあるものが多数存在しているほか、遺跡に関しては青森県主導のもと、平成18年度から福島城跡や山王坊跡の発掘調査を実施しており、

今後国史跡指定を目指しております。このほかに新規の文化財の発掘、調査、研究をし、将来的に文化財マップを作成し、更新を継続しつつホームページ等に掲載して周知を図り、市民の文化財に対する関心を高めるとともに文化財の保護、活用を推進し、後世へ引き継いでいきたいと考えております。

以上であります。

○議長（齊藤一郎） 民生部長。

○民生部長（佐藤文治） 阿部議員の自殺対策についてお答え申し上げます。

阿部議員御承知のとおり、青森県の自殺死亡率は昭和52年から現在まで全国平均を上回り、平成14年から平成17年までは秋田県に次いで全国ワースト2位、平成18年にはワースト6位とやや改善いたしましたが、平成19年にはワースト3位とまた悪化している現状にあります。先ほど阿部議員も申しておりましたが、当市の自殺による死亡者数は、平成15年の22人から平成16年には28人、平成17年には35人と増加し、平成18年、平成19年には20人と減少はしておりますが、平成18年の年齢調整死亡率、これは10万対ではございますが、男性が39.87で、全国の30.3に比べ9.57ポイント高く、女性が13.65で、全国の10.9に比べ2.75ポイント高いという状況にあります。

このような状況を踏まえ、平成18年度から自殺予防対策に力を入れ、自殺の原因や動機の半数が健康問題であるとされていることから、心の健康づくり事業として、住民や関係機関に対する心の健康づくりの普及啓発としての講演会や、相談体制として平成19年度から心の相談窓口を開設し、相談を受け付けております。開催日時等につきましては、広報ごしょがわらで周知をしているところであります。相談内容により市で対応できない場合には、青森県で構築したところの相談窓口ネットワークの専門の窓口につなぎ、連携して対応しております。

なお、こころの相談窓口ネットワーク電話番号一覧表は、健康推進課や家庭福祉課、市民課の窓口にも備えつけてあるほか、庁舎北側階段付近に張り出し、周知を図っております。

現在パブリックコメントを受け付けております、平成21年1月策定予定の当市の健康増進計画、健康ごしょがわら21でも肺がん予防、糖尿病予防とともに自殺予防に重点的に取り組むこととしておりますので、議員の皆様を初め、市民の方々に御理解と御協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

それから、先ほど阿部議員より、自殺の原因は1番が健康問題、2が経済、生活問題、3番が家庭等の問題とありましたが、これは警視庁のデータでありまして、当市におきまして平成18年、19年、20人自殺ということになっておりますが、その中でサラ金等経

済的な問題で何人死んだかということでございましたが、自殺の原因の特定は現在本市においてできない現状でございます。

以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 経済部長。

○経済部長（三上 隆） 議員御質問の景気減速等により自殺者の増加が懸念されるが、商工関係における市の対策はどのようになっているかについてお答えします。

米国のサブプライムローン問題による信用不安は、経済にも深刻な影響を与え、世界的に景気が減速しており、回復基調にあった我が国経済も昨年末から足踏みを始め、今年度に入り景気減速が進行しているところであります。我が国の景気回復は、外需依存の経済成長であったことから、大都市と地方、大企業と中小企業、正社員と非正社員との間で格差の拡大を伴っており、今後景気の減速が一層進行すれば生活苦などによる自殺者の増加が懸念されるところであります。

このことから、国では安心実現のための緊急総合対策を講ずることとしており、中小企業の資金繰り対策の拡充施策の一つとして、中小企業信用保険法第2条第4項第5号の認定要件緩和、指定業者拡大及び原材料価格高騰対応等緊急保証制度がこの10月31日から導入されたところであります。本市では、この市内中小企業者からの認定事務の円滑な処理に努めているところであり、今後とも国により講じられるであろうさらなる対策の円滑な実施に努め、中小企業の活力向上や金融対策を図ってまいり所存であります。また、本市の相談窓口は経済部商工観光課商工係で対応してございます。また、相談件数につきましては、任意整理によるものが3件、自己破産が2件となっております。

次に、2点目の立佞武多の館の運営状況についてでございます。館の運営につきましては、平成19年と比較しますと収入ベースで約2割減で推移されてございます。このために、館自身が経費削減に努めているわけでございますが、冬期間の降雪状況、光熱費、または除雪費により赤字決算になる可能性が20年度見込まれてございます。しかしながら、20年度上半期、4月から9月までは2,810万円の利益を得ておりまして、冬期間における収入減の分につきましては、この利益から補てんされていくものと確認をいたしております。いずれにしましても、館自身健全運営に努めるということで、大変な今努力をされているところでもございます。

以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 21番。

○21番（阿部春市議員） 御答弁ありがとうございました。再質問させていただきます。

まず、第1点目のグルメの関係については、先ほど市長から目玉としてこれから取り

組んでいくというふうなことで、市の活性化にはこのことが大事だというふうなことは市長と私と認識一緒にするところでありますから、ぜひ強力に取り組んでいただきたいと、こういうふうをお願いしておきます。

それから、2点目の22世紀に残す遺産対策について、さらに2点質問させていただきます。先ほど私が申し上げましたとおり、建造物等の遺産というのも大切でありますけれども、当市には名木、古木という貴重なものもございます。調べてみると、旧五所川原市には、いわゆる保護する条項がありまして、市内7カ所がございます。ところが、旧金木町や旧市浦村にはそういう条項がないものですから指定がありません。合併を受けて全体のそういう意味で見直しが必要じゃないのか、追加する部分がないのか、こちら辺を含めた全体の整理が必要じゃないのか、こう思うわけですがけれども、どのように考えているのか質問させていただきます。

次に、五所川原小学校の裏側、長橋地区でございますけれども、道路建設に伴って遺跡の発掘調査しております。もう今の時期だとやめたとは思いますが、あっちへ行くと、発掘している状況を見ると、どんなものが出土しているのかなという、こういう興味もあるわけであります。中間報告という形でぜひ報告をしていただきたいなと、こう思います。

それから、自殺対策について。民生部長、何ですか、今の答弁によると原因が特定できないということですが、先ほど私が言いましたとおり、18年度と19年度は全国的に3万3,000ということで原因もはっきりしているのにもかかわらず、市ではわからないということ。恐らくこの種のものというのは、各県、市町村が取りまとめ、県で取りまとめるなりして報告して全国で何人というふうな発表をされるんじゃないかと私はこう思っているんですが、どうもそこら辺が特定できないというのは理解できない部分あるんですが、もう一度答弁をお願いします。

それから、自殺対策について、先ほど答弁いただきました。相談件数も少ないということもございます。これ相談しやすいような状況をもっとつくり上げるべきじゃないのかと思うんです。私もこの質問をする前に相談を受け付けているというのはわからなかったんです。もっともっとアピールすべきじゃないのかと思うんです。先ほど申し上げましたとおり、宮城県の栗原市は、トップでその対策に一生懸命取り組んでいるというの、本当にすばらしいものだなというふうに思います。もっともっと相談しやすいような窓口、相談窓口を改善すべきじゃないかと、こう思うんですが、部長、その辺どのように考えますか。

質問の2点目ですが、この質問をするに当たっていろいろ調べてみました。この当事

者、一番先に相談へ行きたいというのは弁護士なんです。先ほど言いましたとおり、弁護士さんに相談に行くと30分5,000円、お金がかかります。それ以外だと青森県司法書士会というのがございます。その中でも認定司法書士という制度がございまして、これは本人にかわって代行手続もできます。料金も弁護士よりも認定司法書士のほうが安いんです。こういうことも相談する立場としてこの対応を検討すべきじゃないかと、こう思うんですけれども、その辺どのように考えるか質問して再質問とします。

○議長（齊藤一郎） 教育長。

○教育長（木下 巽） 阿部議員の質問にお答えいたします。

第1番の名木、古木についてであります。市が指定している名木、古木はヌマスギほか6件でございます。このほか指定していないものの、金木地区には文化庁で国の天然記念物に指定したいという十二本ヤスや一里塚の松など歴史的に貴重な樹木がございまして、市域全体の調査を行い、21世紀へ末永く残すべき財産として保護に努めてまいりたいと考えております。

2点目の長橋地区十三盛遺跡隣接地の試掘調査の状況について御報告、御説明申し上げます。最初に、試掘調査に至る経緯ですが、国道101号五所川原西バイパス建設事業地内が十三盛遺跡の隣接地であり、遺跡の有無を確認するために試掘調査を行ってほしいと青森県文化財保護課から依頼されました。そこで、ことし10月6日から11月7日までの期間、試掘調査を実施した結果、3カ所の試掘トレンチから溝跡、近世の水田跡、これは江戸時代と推定されております、が検出されたとともに、時代が相違する古代、これは時期としては平安時代の後半と言われております土師器や須恵器が多量に出土いたしました。その結果を受けまして、青森県文化財保護課と青森県埋蔵文化財調査センターとの協議により道路予定地内が遺跡であると判断され、記録保存の必要性から、来年度は約1万平方メートルの本発掘調査を実施する予定となっております。

以上です。

○議長（齊藤一郎） 民生部長。

○民生部長（佐藤文治） 阿部議員の質問にお答えいたします。

自殺の原因が特定できないのはなぜかということでございますが、当市の健康推進課といたしましては、死亡した方の原因をいつも把握してございます。ただ、20人の中で、サラ金とかそういう関係でございますが、市では死亡の原因のみで、死亡の起因、何で死んだか、例えば心臓病で死んだのか、自殺したのか、がんで死んだのかと、そういう調査はしておりますが、自殺の場合、何で死んだかということは調査できません。というのは、死亡診断書にその原因は書いてございません。それと、なぜ警察発表があるの

に市で把握できないかということでございますが、人が自殺した場合には必ず警察が赴きまして検視が必要でございます。その際、警察のいろいろ検視と、それから警察では親族、周りの人に対する調査を行いまして自殺の原因が何かと、それで警察発表は明らかに原因を把握しておりますが、市のほうではあくまでも死亡の原因、何に起因して死んだのかはわかりますが、その原因については把握できない状況でございます。

それから、窓口の健康相談、心の相談の件ですが、健康推進課の保健師が対応してまして、月1回行ってございます。広報に毎月、何月何日やりますということで電話の申し込みを受けてございます。今年度は7件、相談があったと記憶してございます。ただ、保健師が相談を受けるもので、その相談内容によりましては、例えばサラ金の関係等保健師が対応できない場合には経済部の商工観光課、そしてまた先ほども言いましたが、青森県で構築いたしましたところの相談ネットワーク等の専門の電話を相談者にお教えいたしまして、県のほうの専門家と相談をしていただくということになってございます。

それから、弁護士ということがありましたが、当市役所を借りまして日本司法支援センター青森地方事務所、法テラス青森と言いますが、こちらのほうで直接市民から予約を承りまして、月に2回、当市の一角を借りまして弁護士が無料相談に来ております。この対象は、五所川原市のみじゃなくて西北五圏域ということで、1人30分以内ということで、市ではその法テラス、弁護士会のほうに場所を提供してございます。市のほうでは、受け付け、名前と時間だけを聞きまして、その時間に弁護士さんのほうへ御案内すると。プライバシーが守られるような状況で県の弁護士会、法テラスのほうでそういう相談も受け付けてございます。

以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 経済部長。

○経済部長（三上 隆） 御質問の多重債務の相談に関する件についてでございます。

先ほども御答弁申し上げましたけども、窓口につきましては商工観光課の商工労政係におきまして、3人体制の中で相談に応じ、実施してございます。

もう一点は、このPRについては市のホームページ等で対応することで検討してまいりたいと考えてございます。今後とも多重債務等によります自殺者が増加しないよう、県消費生活センターと情報交換しながら法律専門家への誘導に努めてまいりたいと考えてございます。

また、先ほども申し上げましたけども、当市も消費相談を行っているところでございますが、阿部議員御提言のことを踏まえまして、現状のあり方について精査をしながら

検討してまいりたいというふうに考えてございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（齊藤一郎） 21番。

○21番（阿部春市議員） 再々質問ということで確認です。

民生部長、今、法テラスの受け付けをしているということの答弁でありました。このことは、質問する前に私わかりませんでしたので、もう一回確認させていただきますけれども、法テラスの部分でも多重債務についても相談を受け付けしているということではないわけですか。

○議長（齊藤一郎） 民生部長。

○民生部長（佐藤文治） 今の法テラスに関しましては、市が場所を貸しているだけでございまして、直接住民の方が法テラス、市役所にパンフレットございまして、そちらのほうに電話をいただきまして、多重債務につきましても相談に乗ることになってございまして。

○議長（齊藤一郎） 21番。

○21番（阿部春市議員） 最後に、そういう内容を市民がわからないと思うんです。先ほど心の健康の部分では、市の広報に載せていると言いましたけれども、そうでなくて多重債務の部分についても市のこういう制度があって相談に乗りますよと、こういうことをやるべきだと、このことを申し上げて終わります。

○議長（齊藤一郎） 以上をもって阿部春市議員の質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前 11時44分 休憩

午後 1時07分 再開

○副議長（三瀨春樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

11番平山秀直議員。

○11番（平山秀直議員） 一登壇一

平成20年第8回定例会に当たり、公明党を代表して一般質問をさせていただきます。

通告の第1点目は、地域経済対策についてであります。その第1点は、中小企業支援対策についてであります。現在日本経済は、大変厳しい状況に直面しております。米国発の金融危機の影響で貸し渋りもふえ、年末に向けて中小企業の資金繰りは大変厳しい状況にあります。地方自治体には、地域経済を担う中小零細企業を守り抜くという大変大きな責任があります。金融危機の実体経済への影響はこれからであり、年度末に向け

ての当市の中小企業支援策について、まずお伺いいたします。金融危機による本市地域経済への影響、中小零細企業への影響をどのように認識しておられるか御確認いたします。

政府は、事業資金の調達に苦しむ中小企業の資金繰りを支援するため、新たな緊急保証制度が既に10月の31日からスタートしております。対象業種も従来の185業種から現在618業種、全国の3分の2をカバーすることになり、ある中小企業の社長さんから大変助かったと、時を得た施策であるという高い評価を受けております。さらに、我が公明党青森県本部議員団では、県や県の信用保証協会に申し入れをし、中小企業への資金繰り支援に万全を期すよう働きかけてまいりました。本市では、10月末から始まっているこの緊急保証制度について、どのような期待を持っておられるかお伺いいたします。

次に、第2点、燃油高騰にかかわる水産業支援対策についてお伺いいたします。燃油高騰で事業継続が難しくなった水産業関係者などを支援するため、政府は7月末、緊急対策を発表いたしました。これを受け、全漁連ではチラシなどを作成して同対策の積極的な活用を呼びかけております。対策の柱は、燃油高騰分を直接補てんする省燃油実証事業であります。合理化を図り、前年比10%を目標に燃油使用料を削減する漁業者グループに燃油費の増加分を水揚げ金額の上昇で十分充当できない場合に、不足分のおよそ9割を国が負担するというものであります。対象漁業者は限定されず、中泊町のイカ釣り漁業者や岩崎のカニ漁業者も大変喜ばれております。

そこで、本市では燃油高騰にかかわる水産支援対策としてどのように取り組んできたか、その経緯と内容についてお伺いいたします。

次に、第3点、定額給付金についてお伺いいたします。政府与党の新たな経済対策の柱となる総額2兆円の定額給付金については、急激な物価高と所得の伸び悩みに苦しむ家計を応援するための生活支援と、金融不安に伴う景気の先行き不安に対応するための経済対策という2つの意味があると言えます。給付額は、国民1人1万2,000円、65歳以上と18歳以下の方には1人8,000円を上乗せ、夫婦と子供2人、18歳以下の世帯だと合計6万4,000円になります。国の11月28日発表のガイドラインに沿って地方自治体の実情に応じ、交付要綱をつくり対応することになります。大事なことは、スピーディーな対応とスムーズな運用、そして無事故のために準備作業を万全に尽くすべきであると考えます。

そこでお伺いいたしますが、金融危機による市民生活への影響を市長はどのように認識し、この定額給付金についてどのような期待を持っておられるかお伺いいたします。また、定額給付金についてはプロジェクトチームなどを早急に立ち上げ、準備に万全を

尽くすべきであると考えます。そこで、市長の認識と対応をお伺いいたします。

次に、第4点、フリーターの正社員化における企業奨励金について、また第5点、雇用再生特別交付金についてお伺いいたします。急激な景気の悪化によって雇用にも大変大きな影響が出ております。政府は、中小企業側を支援することで年長フリーターの正規雇用を進めると述べております。また、地方にマッチした雇用を確保するため、3年間の時限措置としてふるさと雇用再生特別交付金を創設し、10万人の雇用増を目指すとしております。

そこで、当市では雇用支援策として、これらの政策に対してどのように対応を考え、認識しておられるかお伺いいたします。

次に、通告の第2点目、子育て支援対策についてお伺いいたします。第1点の妊婦健診についてお伺いいたします。妊婦が出産までに受けることが望ましいとされる14回分の妊婦健診が国の支援で無料化されます。妊婦健診の経済的負担を軽減するため、これまで当市では5回分無料化されましたが、10月に舛添要一厚生労働大臣に公明党で申し入れをした際、大臣は翌日14回分を無料にすることと全額公費負担の意向を表明いたしました。

そこで、当市ではこれをどのように認識し、今後どのように対応するか、そのお考えをお伺いいたします。

次に、第2点、子育て応援手当、第3点、安心こども基金創設と保育サービス整備についてお伺いいたします。10月30日に発表された政府与党の新たな経済対策、生活支援対策については、就学前の子供を持つ世帯の経済的負担を軽減するため、第2子以降の3歳から5歳の子供を持つ家庭を対象に、1人当たり年額3万6,000円を支給、月に計算して3,000円となり、1年限定とあります。また、安心こども基金創設と保育サービス緊急整備については、保護者の就労支援、職場と家庭の両立を可能にし、保育園の受け皿を早急にふやす必要があるために設置する見通しとなっておりますが、これらの事業についてどのように認識されているかお伺いいたします。

最後に、第4点、無保険の子供に対する対応についてお伺いいたします。国保保険料を滞納すると資格証が交付され、無保険の子供が医療を受けられない深刻な事態が生じております。社会問題となってきております。青森県では、9月の15日現在の調査では、資格証交付4,240人中、子供がいる世帯は532人、当市では3人となっております。

そこで、当市では無保険の子供のいる滞納世帯に対してどのように対応するおつもりか、その考えをお伺いいたします。

以上、大きく2項目についてお伺いいたしますが、市長及び関係部長の御誠意ある答

弁を求め、第1回目の質問を終わらせていただきます。

○副議長（三淵春樹） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○市長（平山誠敏） 平山議員の定額給付金についての質問にお答えいたします。

追加経済対策の柱であります定額給付金につきましては、景気後退のもとでの住民の不安に対処するため、住民への生活支援を行うとともに、住民に広く給付することにより地域の経済対策及び地域力再生に資することを目的に創設されるという事業でありまして、これにより地元消費が拡大するなど一定の経済効果が見込めるものと思われることから、当市でも政府方針どおりの実施に向け、現在情報収集など準備を進めているところであります。国における制度設計に当たっては、市町村の判断にゆだねる部分ができるだけ少ない全国統一のシンプルな制度としていただき、かつ可能な限り大きな効果が出るよう速やかな実施が望ましいと考えております。

次に、準備体制についてもお答えいたします。定額給付金事業の概要につきましては、今月2日、県内市町村に対する本事業の概要説明会が県主催で実施されておりますが、それによりますと支給対象者は住民基本台帳に記録されている方及び外国人登録者のうち一定の範囲の方となっており、所得制限等は設けず、全世帯支給を基本とすることとされております。ただし、所得が一定の基準額以上の世帯構成者がいる場合、市町村の判断で当該世帯構成者に係る給付額を給付しないこと、基準額にかかわらず高額所得者に任意の辞退を呼びかけることも可能とされております。申請手続は、原則として郵送で行い、支給についても口座振り込みを原則とするものの、口座を持っていない住民や金融機関の少ない地域に配慮し、窓口での申請受け取りも可能とすることとしております。

また、支給額についても議員おっしゃってございましたが、これまでの政府与党の合意額である世帯構成者1人につき1万2,000円、ただし18歳以下と65歳以上の方には8,000円を加算し、2万円とすることとしております。しかしながら、支給対象者の範囲や申請者の本人確認など検討中の課題もあることから、政府では今後市町村の要望などを踏まえ、修正を加え、年内にも実施要綱案をまとめる方針となっております。当市といたしましては、この実施要綱案の策定状況や国会審議の行方等も見据えながら庁内に本事業の実施組織を立ち上げ、給付方針等の決定、必要な人員や予算の確保、住民への周知方法を検討するなど、円滑な給付が実施できる体制を構築してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（三淵春樹） 経済部長。

○経済部長（三上 隆） 平山議員御質問の原材料価格高騰対応等緊急保証制度の概要についてお答えします。

原材料価格高騰対応等緊急保証制度は、原油価格高騰に伴い、原材料価格の高騰や仕入れ価格の高騰を製品等の価格に転嫁できない中小企業者に対して、民間金融機関からの融資を受けやすくするための信用保証協会が保証し、資金繰りを支援する制度であり、従前の制度を抜本的に拡充、見直しを図り、10月31日から実施されております。その対象は、618の業種に属する事業を行っている中小企業者、これにつきましては10月10日からさらに80業種追加で698業種へ拡大されることとなっております。これは、最近3カ月間の平均売上高、あるいは売上総利益率、平均営業利益率等が前年同期比マイナス3%以上減少、あるいは低下していること、また製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入れ価格を製品等価格に転嫁できていない中小企業者となっております。

一連の手續としましては、中小企業者が事業所の所在地の市町村商工担当課等に認定申請書2通を提出し、市町村の認定を受けることが必要です。その後希望する金融機関、または所在地の信用保証協会に認定書を持参し、保証つき融資を申し込むということになっております。市町村の認定は融資を受けることを確約したのではなく、融資の決定は各金融機関及び信用保証協会の審査の結果によるものであることから、融資を申し込んだとしても融資を受けることができない場合もあります。借り入れ限度額は、一般保証の2億8,000万円、うち無担保8,000万円までと、別枠で2億8,000万円、うち無担保8,000万円までの利用が可能となりました。ただし、既にセーフティーネット保証を利用している場合には、合算で2億8,000万円までとなっております。信用保証協会の保証率は0.45%から1.9%までの9段階になっておりますが、緊急保証制度では0.8%となっております。先ほどの追加業種は、12月10日からでございます。

次に、水産業の燃油高騰対策についての取り組み状況についてお答えさせていただきます。議員御指摘のとおり漁業を取り巻く情勢は、資源量の減少や輸入水産物の増大による魚価の低迷など厳しい状況となっております。さらに、世界的な原油価格の暴騰時には漁業用燃油価格が高騰し、特に漁船漁業は操業コストに占められる燃油代の割合が大きく、また他産業のように経費を価格に転嫁しづらいことから、漁業者はこの燃油高騰の打撃を直接受けております。この窮状を政府や国民に訴えるべく、全国漁業協同組合連合会など漁業関係団体では国、県等への要請活動、さらには本年7月15日には全国一斉休漁活動を行ったところであります。

国では、これらの要請を受けまして、総額745億円に上る漁業者向けの燃油高騰水産

業緊急対策を決め、実施しているところであります。その対策としては、省エネ型操業への転換を支援する省燃油操業実証事業、2つ目がグループによる輪番休漁と漁場生産力向上のための活動を支援する省エネ推進協業体活動支援事業、3点目が省エネグループの育成と省エネ技術、設備等の導入を支援する漁業経営体質強化対策事業など、さらにこのほかに休漁、減船関係、融資関係6項目、合わせて9項目の支援策がございます。

なお、これらの申請窓口は、融資関係につきましては県で、その他につきましては青森県漁業協同組合連合会で行っております。

次に、フリーターの正社員化における企業奨励金の制度の概要についてお答えさせていただきます。厚生労働省は、既にいわゆるフリーターを正社員として雇用した中小企業に対し、奨励金を支給する中小企業雇用安定化奨励金制度が今年度より実施されております。契約社員や嘱託職員などを直接雇用している有期契約労働者を正社員として雇用了場合、雇用保険適用の中小企業主に奨励金35万円を支給し、制度導入後3年以内に3人以上10人まで正社員として雇用すると、さらに1人当たり10万円支給するという内容であり、今年度の予算額は5億円となっております。

なお、このほか各種奨励金については、ハローワークと連携を図りながら事業主に対しPRをし、安定経営に少しでもお役に立てるよう協力してまいりたいと考えております。

12月3日付の新聞報道において新雇用対策の原案が明らかになりました。その内容は、派遣先企業が期間満了前の派遣社員を正社員として雇用した場合、中小企業で100万円程度、大企業で50万円程度を助成するとしたものであります。また、内定を取り消された学生を採用した企業にも助成金を支給し、就職を後押しするなどして雇用の安定を目指す内容となっております。

次に、フリーターの正社員化における雇用対策の強化の取り組みについてお答えさせていただきます。政府の新雇用戦略において、3年間で100万人のフリーターを正規雇用する方針を掲げており、大企業だけではなく、雇用の中核をなす中小企業が直接雇用を進めやすいような優遇措置の充実を図ることとしております。来年度は、契約社員など有期契約社員と正社員共通の能力評価制度を導入して、正社員と同等の給与、賞与を支払うなど処遇の改善を実施し、正社員と共通の教育研修制度を設けた中小企業に対し奨励金を支払うなど奨励金制度の拡充を図り、雇用対策の強化に取り組むこととしております。当市におきましては、これらの施策を実効あるものにするために、関係機関と連携を図りながら事業主への働きかけなど積極的な協力をしてまいりたいと考えております。

次に、ふるさと雇用再生特別交付金制度の概要についてお答えします。厚生労働省は、都道府県に交付金を配分し、新規事業の実施により雇用創出するふるさと雇用再生特別交付金を新設する方針を固め、現在財務省等との調整中である旨の情報を得ております。予算規模は、3年間で2,500億円程度で、素案によりますと雇用情勢が特に悪い自治体を中心に交付金を配分し、企業やNPOに委託するなどして事業が実施され、失業者を雇用することとされております。対象事業としては、介護や地域活性化に結びつくサービス業などが想定されております。以前にも類似の交付金を実施しており、その際は雇用期間を6カ月未満に限定していましたが、今回はそれより長い期間を認めることも検討していると伺っております。

次に、雇用再生特別交付金にかかわる雇用対策についての取り組みについてお答えします。厚生労働省において新設を検討されているふるさと雇用再生特別交付金につきましては、いまだ制度の中身が判然としておりませんが、全容が判明した際には当市の雇用対策の強化を図る見地からも実施について検討してまいりたいと考えております。また、これらの国の施策を実効あるものにするため、関係機関と連携を図りながら雇用対策の強化を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（三淵春樹） 民生部長。

○民生部長（佐藤文治） 子育て支援策について御答弁させていただきます。

まず、妊婦健診についてでございますが、妊婦健診は出産の際に母胎や新生児の命に危険が伴うハイリスク妊娠の早期発見や胎児の発育異常の診断など大切な役割を担っており、出産までに必要な回数は14回程度とされております。しかし、医療保険が適用されず、1回当たり5,000円から1万円程度と費用負担が重いため、受診しないまま出産間際に初めて産科医に駆け込む飛び込み出産が社会問題化しております。このようなことから、昨年度から全国的に妊婦健診に対する公費負担の拡充が図られており、当市でも今年度から2回分を5回分に拡充したところであります。

平山議員御指摘のとおり、8月には舛添厚生労働大臣が公費負担を14回まで拡充するよう、国が財政措置をする回数をふやす考えであると表明したところであります。さらに、10月30日に発表された政府与党の新たな経済対策に妊婦健診の無料化が盛り込まれていることから、今後の国の動向を見きわめながら子育て世代の経済的負担を軽減し、子育て支援の拡充を図ってまいりたいと考えております。

次に、無保険の子供に対する対応についてでございますが、先般の新聞報道等によりますと、親など保護者が国民健康保険税を滞納したため保険証を返還させられ、無保険

の状態になった中学生以下の子供が全国で3万2,903人に上ると報道されております。当市では、国の調査時点の9月15日現在、資格証明書を発行している世帯が71世帯あり、そのうち義務教育の児童生徒がいる世帯が3世帯、4人の子供が無保険となっている現状にあります。

これまで市では、滞納者に対し、再三にわたり催告書や呼び出しによる納付勧奨、また世帯主や家族の方々に対し接触を図るべく訪問等を行い努力しておりますが、一向に応じてもらえない状況にあります。資格証明書発行の要件としては、過去2カ年、全く国保税の納付がない場合、副市長を委員長とした市の職員で構成する国民健康保険税滞納者措置認定審査委員会において審査し、決定された措置であります。この資格証を発行している無保険の子供が緊急に医療を受ける必要がある場合、市といたしましては国の指導に従いまして、世帯主より市の窓口において子供が医療を受ける必要が生じ、かつ一時払いが困難である旨の申し出がなされた場合、緊急的措置として、その世帯に属する子供に対してのみ短期被保険者証を交付することにしております。

以上でございます。

○副議長（三淵春樹） 福祉部長。

○福祉部長（工藤 勝） 子育て応援特別手当についてお答えいたします。

核家族化等社会環境の変化は、妊娠、出産、子育てへの不安を深刻化させている大きな要因となっております。市としても対策を講ずる必要があると認識しております。制度内容につきましては、就学前の子供を持つ保護者世帯の経済的負担軽減のために、その家庭を対象として第2子以降の3歳から5歳までの子供1人当たり3万6,000円を今年度内に支給するものでございます。今年度限りの措置となる見通しであります。今後関係機関から早期情報収集に努めながら、子育て応援特別手当の支給方法並びに予算措置等を関係部局と協議いたしまして検討してまいりたいと考えております。

次に、安心こども基金創設と保育サービスの緊急整備についてであります。すべての人が心豊かに安心して子育てができるよう、かつ保護者の就労形態の多様化に伴う職場と家庭の両立を可能とすることが求められております。このようなニーズに応じた保育サービス提供に努めていくことが大切であると考えております。これも制度内容については、保育園等育児支援の受け皿を早期にふやすため、今後平成22年度までの3年間の自治体の事業を対象に、国庫負担で安心こども基金を創設し、都道府県に基金を設置する見通しであります。今後内容や実務的な取り扱い等につきまして情報を得ながら新たな保育ニーズへの対応等、関係部局と協議検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○副議長（三淵春樹） 11番。

○11番（平山秀直議員） それでは、再質問に移らせていただきます。

るる1回目の質問に対して大分詳しく御答弁いただきましてありがとうございました。それでは、再質問に移らせていただきますが、まず第1点、地域経済対策について、その中の緊急保証制度についてですけれども、経済部長のほうから緊急保証制度については御説明、制度の内容とか御説明いただきました。当市の場合は、事務の流れとして市の何課になるんですか、申し込みの認定を受けて、それを保証協会のほうで保証し、銀行のほうで融資すると、簡単に言えばこういう流れになっているわけですが、当市の現在の申し込み承認件数、これは何件あるのか教えていただきたいと思います。

次に、第2点、燃油高騰に係る水産支援対策についてですけれども、実際五所川原市の場合には水産業関係、市浦の漁協のほうであるわけですが、この燃油高騰にかかわる水産業の支援についての申し込み、現在。これは、5つの何か操業グループをつくってという原則があるみたいですが、それを政府のほうでもう少し運用しやすいように2操業以上のグループをつくれればいいというふうな形で運用をやすくしたみたいなんですけれども、当市の場合の、直接これは五所川原市に申し込みとかというんじゃないわけですが、それでも申し込み件数ぐらいは把握しているんじゃないかなと思いますので、この燃油高騰にかかわる水産業支援策、これについての申し込み件数、これが何件あるのか御報告願います。

それから、第3点、定額給付金について、これは市長のほうから御答弁をいただきましてありがとうございました。市長もそれなりの経済効果があるというふうにして認識されていたと思いますけれども、マスコミの報道では地方の丸投げだとか、所得制限のことについて御批判あったりとかありますけれども、実際に例えば1,800万円以上の所得、当市の場合には本当に数件、ほとんどないんじゃないかなと思ったんですけども、それでも事務方では何か数件あるということですが、全国の世帯にしてみると1%の割合で、99%は定額給付金の対象者であるというふうにして数字が出ております。当市の場合には、この所得制限を、新聞報道によると五所川原でも所得制限を設けない方向でやるというふうに出ていますけれども、市長のほうからもう一度、当市の場合にはこの所得制限というのは実際に設けるのかどうか、この点をお聞きしたいと思います。

それから、この定額給付金については、世界の金融危機の中で最も厳しい経済状況になると予想されるのはこれからであります。特に来年の1月、2月、3月、大変厳しい状況が来ると。だからこそ、ことしの3月までに何とか年度内実施ができないかという

ことで、我が党も一生懸命かかわっているわけですが、やはり決まり次第スピーディーな運用が必要であるというふうにして私は認識しておりますが、この点の市長の認識をもう一度お伺いしたいなと思います。

次に、第4点目、この年長フリーターのことについての企業奨励金、ふるさと雇用再生特別交付金についてですけれども、前から実施されていたのはそれでいいんですけども、今回新たにこのような経済景気状況の中で企業、中小企業に対してフリーターを正社員に採用した場合には100万円、大企業の場合には50万円という奨励金を出すというふうにして10月22日に発表している、これは3年間の時限措置であるというふうにして発表しているわけですが、この制度のことについて当市の場合にはどういうふうにして認識しておられるのかお伺いしたいと思います。

次に、子育て支援対策について大分詳しく御説明いただきました。その中で、まず妊婦健診は、これ14回の全額無料健診、これ1点お伺いします。いつから実施されるのかお伺いしたいと思います。

第2点目、子育て応援特別手当についてですけれども、これもいつから実施予定を考えていらっしゃるのかお伺いいたします。

それと、この子育て応援特別手当については、先ほど話ししてありました定額給付金の事務作業とできるだけ連動させてこの事務作業を進め、年度内に実施してもらいたいというふうにして各自治体にも働きかけておるわけですが、今後の計画、これをどのように認識しておられるのか。この子育て応援特別手当については、各市町村に対して給付額とは別に事務費もきちんと各自治体に計上されるというふうにして先週きちんと御報告いただいております。ですので、市の持ち出しというのはできる限りないという形になりますので、速やかな形でお願いしたいなと思うわけですが、この点事務方としてどう認識されているのかお伺いいたします。

最後に、無保険の子供に対する対応についてですけれども、これは要望ですが、通達が来たということで御答弁ありました。確かに保険料を納めない、滞納している場合、原則として資格証を発行すると、これが確かに大原則でありますけれども、そういう中で子供の健康を考えて個別に対応してもらいたいというふうにして父兄の方々からの強い要望があるわけですので、当市としても機械的な運用ではなくて、個別事情に十分考慮して対応していただきたいなと思いますので、これは要望ですが、よろしく願いして第2回目の質問を終わらせていただきます。

御答弁よろしく申し上げます。

○副議長（三淵春樹） 市長。

○市長（平山誠敏） 定額給付金についての御質問でございますが、議員おっしゃったとおり、当市では1,800万円以上の対象者も少なく、制限を設けたほうが経費がかかるという観点もございまして所得制限を設けないことにしております。そして、やはりこの地域、かなり経済的にも厳しい状況になっておりますので、政府の決定が行われ次第、速やかに対応したいという体制をつくってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（三潟春樹） 経済部長。

○経済部長（三上 隆） 御質問の中小企業支援対策にかかわる当該制度の利用申し込み件数等についてお答えいたします。

原材料価格高騰対応等緊急保証制度にかかわる認定申請件数は、11月末現在で13件となっております。そのうち2中小企業者が信用保証協会の保証を受けたようであります。11中小企業者につきましては、現在審査中ということであります。

なお、当該制度の申請、または融資を受けることが決定された業種の内訳につきましては、会社名等が特定される場合も想定されることから答弁は控えさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それから、燃油高騰にかかわる市浦地区における具体的な申請内容についてお答えいたします。青森県漁業協同組合連合会に申請をされている省燃油操業実証事業の状況につきましては、事業実施者である漁協は県内で16の漁協がございまして、グループ数は22グループございます。グループの種別でございますが、一本釣りが2グループ、底建て網が1グループ、ホタテが4グループ、それから底びき網が1グループ、小型船が1グループというふうになってございます。

市浦地区では、十三漁協でシジミ業者と、それから底建て網業者の2グループが申請されているところであります。シジミ業者の取り組みは、平成21年4月1日から10月までの期間で減速航行を実施し、速度を減速することによって燃油消費量40%の削減を目指すこととなっております。また、底建て網漁業者は、平成21年1月から12月までの期間で、操業時の網の引き上げにかかわる機関回転数の削減で燃油消費量を10%、航行時の減速で燃油消費量を20%削減、さらに休漁を盛り込んでおります。

周辺市町村の状況は、深浦漁協が2グループ、風合瀬漁協が1グループ、それから新深浦漁協が2グループ、下前漁協が2グループ、小泊漁協が1グループの合計で8グループが事業申請を行っているところであります。

それから、フリーターの正社員化における企業奨励金の認識についてというお尋ねかと思えます。これまでの奨励金制度の活用促進はもとより、企業など求人側の求める職

業能力、経験や職業意識、年齢、賃金といった条件と、求職側の希望するこれらの条件が合わないことにより生ずる雇用のミスマッチの解消に向けた施策の充実、強化について、引き続き国の動向等を見きわめながら重点的に検討し、フリーターの正社員化への誘導に努めてまいりたいと考えております。当市の場合につきましては、企業奨励金はないものと確認をいたしております。

よろしく申し上げます。

○副議長（三潟春樹） 民生部長。

○民生部長（佐藤文治） 子育て支援にかかわる妊婦健診についてでございますが、14回無料の妊婦健診についてでございますが、先ほども答弁いたしました。政府与党の新たな経済対策に組み入れられていると伺っておりますが、国の支援策はまだ決まっておりません。その支援策が確定、決定次第、速やかに市としても実施してまいりたいと考えております。

それから、要望ということでありましたが、無保険の子供については世帯主にいろいろ事情はあるかと思っておりますが、窓口に来ていただけましたら子供には速やかに病院に行くよう、短期被保険者証をすぐに交付させていきたいというふうに考えております。

○副議長（三潟春樹） 福祉部長。

○福祉部長（工藤 勝） 子育て応援特別手当に対しまして、今後の対応についてということでございます。

現在該当する世帯の第2子以降、3歳から5歳の子供を持つ保護者世帯のデータを抽出する準備作業を進めております。子育て支援の拡充ということで、単年度の緊急措置として支給されるものでありますから、今後子供の年齢に関する基準日等、詳細な情報をいち早く得ながら、実施に向けて遅滞なく対応できるよう心がけてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○副議長（三潟春樹） 以上をもって平山秀直議員の質問を終了いたします。

次に、1番花田進議員。

○1番（花田 進議員） 一登壇一

日本共産党の花田進です。一般質問をさせていただきます。

平成20年の最後の定例議会ではありますが、議会開催数8回に当たります。ことしは、国保税の値上げやリンゴ被害農家の救済対策など4回の臨時議会を開催したことになります。このような重要な課題を市長の専決処理でなく、議会を開催し、説明や審議の機会を与えていただいたことに感謝申し上げますとともに、きょう市議会の傍聴に参加されました皆さんに厚くお礼を申し上げ、一般質問に移らせていただきます。

質問の第1は、米国発の金融不安から発した経済問題です。質問に当たり、現在の経済状況となった私なりの意見を先に述べさせていただき、質問に移らせていただきます。人類は、みずからの生存と繁栄のために狩猟生活から農耕へ、そして産業革命へと英知を絞り繁栄させてきました。別の進化を遂げたチンパンジーやゴリラ、猿は、社会秩序を維持するためのリーダーはいますが、そのリーダーがその共同体の富を蓄積し、それを配分することはできません。なぜならみずから新しいものをつくれなからであります。リーダーのチンパンジーであろうが、みずからのテリトリーの範囲で必要な食料は自分で稼ぐしかないので。しかし、人類はみずから生産し、生活の糧を得、それとともにリーダーが生活の糧を管理し、搾取が生まれました。かの巨匠、チャールズ・チャップリンは、映画「独裁者」で労働者を機械の歯車として描きました。その後、働く人を守る法規制も生まれましたが、日本では1999年の労働関係法の改正以降、自由に派遣や請負で社員を使い、いつでもやめさせられる、捨てられるラインが容易に可能となり、企業のもうけの調整弁に利用されるようになりました。なぜこのような急激な社会変化が生まれたのでしょうか。生産がふえればお金、すなわち貨幣が動き、その裏には金との交換が保証されていました。しかし、1971年のドルショック以降、アメリカはドルと金との交換を停止し、生産実態と離れた経済が進行しました。ドルの信用を守るためにアメリカは膨大な国債を発行し、その多くを日本と中国が購入し、米国経済を支えているのです。ことし9月末の中国のアメリカ国債の保有残高は5,850億ドル、日本円にして約57兆円、2位の日本は5,732億ドル、日本円にして約56兆円も保有しております。このアメリカの経済と生産実態のかけ離れたドルが投機的手段となり、カジノ経済を引き起こし、現在のアメリカ発の経済不況とつながっているのです。

人間社会は、生産を基盤として共同社会として成り立ってきました。富を一部の人が手がする社会は崩壊するでしょう。日本では、例えばトヨタ自動車は年間1.7兆円ものもうけを今年度6,000億円に修正していますが、それでも私にとっては想像を絶するもうけであります。それなのに3,000人の期間工の雇用停止を発表しました。この人々を救うには、1株140円ほどの株式配当額の3円を雇用に回すだけで維持できるという試算が出されています。企業が株主だけでなく、働く人に目を向けてこそ共同社会が維持されるのです。そのことは、輸出に依拠した経営戦略から内需拡大による消費拡大にもつながります。このたび車の販売が国内で27%減と報道されましたが、派遣労働者などの増大で年間給与200万円以下の人が1,000万人以上、働く人の3分の1を超え、自動車を買える家庭を減らしてきたのもトヨタなのであります。そのことに今こそ目覚めるべきではないでしょうか。

津軽地域では、同様に経団連会長、御手洗氏が会長となっているキャノン系列のキャノンプレジジョンで雇いどめが始まっております。キャノンは、もうけの内部留保額が3兆3,000億円もある会社で、減益といいながらもうけを5,800億円も見込んでいるのであります。私は、平山市長にも青森県知事にもこの問題で申し入れをしましたが、県は企業に強く言うと地域から逃げるといふ答弁であります。雇用拡大では、県も市も企業訪問をして要請しているわけですから、地域社会の解雇の問題についても同様の視点で要請すべきであります。まして企業誘致に当たっては、固定資産税の減免など自治体からの支援を受けているはずであります。市長として地域の雇用を守ることを企業に大きくアピールするべきと考えますが、いかがでしょうか。

中小企業の経営者も大変です。金融機関からの貸しはがし、貸し渋りに合っている実態が報道されています。原材料価格の高騰により、経営環境の厳しい中小企業者にとって、この年末を乗り切ることが大切です。このたび事業資金を提供する緊急保証制度が創設されました。この制度の利用状況等についてお聞かせください。

国民健康保険の資格証明書についてお聞きします。厚労省の調査によると、親が国民健康保険の保険料を払えないために保険証が取り上げられ、無保険状態になっている中学生以下の子供が全国では約3万3,000人いることが明らかになりました。親の事情により子供が無保険状態にされることは、健やかな成長を願う立場からあってはならないと考えます。当市でも3世帯、4人ほどいるようですが、実態はどのようになっていますか。また、65歳以上の老人の場合で無保険状態になっている人はいるのでしょうか。さらに、資格証明書の発行をされている世帯で、どのくらいこのような状態が継続されているかお聞きします。

次に、国保会計についてであります。今議会に補正予算が提出されています。会計検査院の指摘を受け、国に1,900万円余りを返納するものです。この返納額を空財源として計上しておりますが、このような事態となったのは市の責任であります。空財源として扱うのではなく、市の一般財源から補てんすべきと考えます。国保会計は、6月にも19年度の約2億円分の赤字を空財源として計上していますが、この空財源がやがては国保税として市民の負担になっていくのでは重い保険税となってしまいます。一般会計も大変であります。今回の国保への返納額は一般会計から繰り出すべきと考えます。

中核病院についてお伺いします。建設場所については、9月24日、つがる西北五広域連合の正副連合長会議で漆川工業団地から市役所南の文化会館跡地に変更となりました。私は、これまで中核病院は西北中央病院を拡張、改築して建設するべきだと主張してきましたので、市街地に建設することは一歩前進だと受けとめていますが、これまで

の答弁では現在地は場所が狭いから無理という立場でしたが、ほぼ同面積の文化会館跡に決めた経緯と、どうして現在の病院を活用できないのかお伺いします。

中核病院建設に当たっては、建設費や医師確保の問題など多くの難題を抱えているわけですが、今回は財政負担の見通しについてお伺いします。中核病院の建設に当たっては、均等割5%、人口割10%、設置割60%、利用者割25%という条例案が今議会に提案されています。この案は、19年1月の決定を踏まえたものだと考えております。この負担割合は、建設地の当市の負担が最も多くなる案でした。その結果、中核病院の負担率は現在の試算では79%であります。この負担率をもとに現在想定されている建設関係や病院運営にかかわる当市の負担額はどのくらいとなるのでしょうかお伺いします。

次に、市長公約でもある市民参加の魅力ある五所川原市を実現するために、中核病院について直接市民と対話する機会を設けることを提案します。この地域の医療について、「西北五地域医療を守る住民の会」や「西北五地域医療研究会」などが活動し、医療問題や中核病院について住民を対象とした会合を開催しています。市としても広域連合に任せるのではなく、独自の対応を考えるべきと思いますが、いかがでしょうか。

ことしのりんご農家は、春の霜の害に始まり、3度の雹の害に遭うなど大変な年になりました。りんご販売額が5分の1になったとか、いつもは雇用を入れているのに家族だけで11月末まで収穫するなど厳しい経営状況となっております。りんご農家に心よりお見舞いを申し上げます。また、被害調査など担当職員の御苦勞に対してお礼を申し上げます。当市としても3度の支援策を講じ、議会としても臨時議会を3度開催するなど対応してきました。今回の被害の実態と実施した救済対策と実績についてお知らせください。また、特別災害指定するなど被害農家に対して税の減免措置も講じられております。その実施内容等をお知らせください。

最後に、消防広域化推進計画についてお聞きします。ことし3月に県は青森県消防広域化推進計画を策定し、各広域化対象市町村が24年度まで計画を策定することになっております。西北五地域は、五所川原地区消防事務組合、つがる市と鱒ヶ沢地区の消防事務組合の3組合が広域化の対象となっております。計画策定に向けた初年度に当たり、市長の消防広域化への御意見をお聞きします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。御答弁をよろしくお願ひいたします。

○副議長（三瀨春樹） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○市長（平山誠敏） 花田議員の雇用の問題についてお答えいたします。

企業とは、御案内のように営利を目的として一定の計画に従って経済活動を行うものであり、雇用は一方が相手方に対して労務に服することを約して、相手方がその労務に対し報酬を支払うことを約している関係と思われます。このことから、企業は営利を目的とする経済主体である以上、就業規則に違反した場合、労働者が著しく重大な違反をした場合並びに企業活動に支障を来してしまう場合等においては、労働者を解雇するに至る場合も生じます。景気減速等により企業の経営環境が厳しい中では、倒産等の回避を目的とする人員整理として解雇が行われ、近年問題となっておりますが、経営者として客観的に合理的な理由があり、社会通念上相当であると認められる場合においてはやむを得ない場合もあるものと考えております。最近では、経済不況と言っているくらい経済活動が低下している状況下において、企業も経費節減などさまざまな方法により経営努力をされ、生き残りに必死で臨んでいるものと考えております。企業が倒産してしまえば新規雇用者はもちろん、現在働いている人たちも職場を失うこととなりますので、各企業に対してはできる限り雇用の確保をしてくださるよう要請してまいりたいと考えております。

次に、消防についてでございます。消防広域化推進の計画に関する今後の進め方、方向性についての御質問でございますが、消防の広域化につきましては平成18年6月の消防組織法の一部改正によってその推進が方向づけられ、また同年7月には総務省消防庁が市町村の消防の広域化に関する基本指針を定めております。この基本指針に基づき、県ではことし3月に青森県消防広域化推進計画を策定したものであります。この計画では、広域化の枠組みも示されており、つがる西北五地域については板柳町を含まない2市4町の区域をもって1つの管理エリアとされ、平成24年度までを目途に広域化を実現することとされております。しかしながら、各市町及び各消防本部には消防に関するそれぞれの考え方や運営方法、地域事情等もあると思われ、これの実現は容易なことではないと思っております。

このような中で、当地域においては、まず事務レベルで消防広域化に関することについて調査検討を行う検討会議の設置について小職が提案し、これに他市町の賛同をいただき、先月各市町及び各消防本部の担当課長等で構成する第1回目の会議を開催したところであります。今後この検討会議において、消防の現状、消防を取り巻く環境の変化等について多方面から調査検討を行い、当地域の消防が抱える課題、問題点の把握に努め、その解決を図っていくための方法の一つとして、つがる西北五地域の消防の広域化について検討を加えることとしております。したがって、消防広域化については検討会議の結果を踏まえ、当地域の各市町及び各消防本部が十分な協議を行い、方向性を

決めていくべきではないかと考えております。

以上でございます。

○副議長（三瀨春樹） 経済部長。

○経済部長（三上 隆） 議員御質問の原材料価格高騰対応等緊急保証制度の概要及び当該制度のPRについてお答えいたします。

原材料価格高騰対応等緊急保証制度は、原油価格の高騰に伴い、原材料価格の高騰や仕入れ価格の高騰を製品等の価格に転嫁できない中小企業者に対し、民間金融機関からの融資を受けやすくするため信用保証協会が保証し、資金繰りを支援する制度であり、従前の制度を抜本的に拡充、見直しを図り、10月31日より実施されております。その対象は、618の業種に属する事業を行っている中小企業者については、12月10日から80業種が追加され、698に拡大されることになっております。これにより最近3カ月間の平均売上高、あるいは売上総利益率、平均営業利益率等を前年同期比マイナス3%以上減少、あるいは低下していること、また製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入れ価格を製品等価格に転嫁できない中小企業者となっております。

当該制度のPRにつきましては、市としては特段のPRは実施しておりませんが、中小企業庁においてはホームページへ掲載しており、11月28日から12月12日まではテレビ、ラジオの全国ネットにおいてPRをしているところであります。また、青森県信用保証協会においてもホームページへの掲載をするなど周知徹底を図っているところでございます。いずれにしましても、当該制度のPRにつきましては今後周知方を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

一連の手续につきましては、中小企業者が事業所の所在地の市町村商工担当課等に認定申請書2通を提出し、市町村の認定を受けることが必要です。その後希望する金融機関、または所在地の信用保証協会に認定申請書を持参し、保証つき融資を申し込むこととなります。市町村の認定は融資を受けることを確約したのではなく、融資の決定は各金融機関及び信用保証協会の審査の結果によるものであることから、融資を申し込んだとしても融資を受けることができない場合もあります。借り入れ限度額は、一般保証の2億8,000万円までの利用が可能となりました。ただし、既にセーフティーネット保証を利用している場合は、合算で2億8,000万円までとなっております。

なお、信用保証協会の保証率は0.45%から1.9%までの9段階になっておりますが、緊急保証制度は年0.8%を適用することとなっております。

次に、緊急保証制度の利用申し込み件数等についてお答えさせていただきます。原材料価格高騰対応等緊急保証制度にかかわる認定申請件数は、11月末現在で13件となっております。

おります。そのうち2中小企業者が信用保証協会の保証を受けたようであります。11中小企業者につきましては、現在審査中ということであります。

なお、当該制度の申請、または融資を受けることが決定した業種の内訳につきましては、会社名等が特定される場合も想定されることから答弁は控えさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、りんご被害の実態についてお答えさせていただきます。りんご被害の実態についてであります。本年5月、6月の雹被害に続いて、9月26日にも雹被害が発生し、市といたしましては関係機関と連携し、直ちに被害調査を実施してきたところであります。この結果、5月、6月の雹による被害農家戸数は245戸、被害面積は200.8ヘクタール、被害金額は1億9,492万6,000円となりました。また、9月26日の雹による被害は、収穫間近な果実に多くの裂傷や押し傷が確認されており、被害農家戸数は261戸、被害面積で234.9ヘクタール、被害金額は3億4,058万9,000円であります。これにより、全体の被害農家戸数は506戸、被害面積は435.7ヘクタール、被害金額が5億3,551万5,000円に上ったものであり、今後のりんご生産へ大きな影響を及ぼしたものであります。

次に、被害農家救援対策の各支援策の現状についてお答えいたします。市としては、一日も早い生産農家救済と来年につながる樹体確保及び生産意欲向上のため、果樹緊急防除対策事業費補助金、経営資金の利子補給及び雹害加工用りんご補助金並びに被害果選別緊急対策事業費補助金の各補正予算を提案し、議員各位より御承認をいただいたところであります。

果樹緊急防除対策事業費補助金の対象農家数は245戸、対象面積200.8ヘクタールとなっており、支給額は1,195万8,776円であります。今後県からの確定通知があり次第、事業主体に支払い手続をとる予定となっております。

経営資金の利子補給については、これまで融資を希望する105名に対し被害認定を行い、その融資希望額は1億4,318万4,000円であり、これにより被害農家は認定書を金融機関に提出し、借入れ手続をとる予定となっております。

雹害加工用りんご補助金につきましては、現在事業主体である農協が集計作業を行っているところであり、今後の実績報告を受け、2月に補助金交付の予定となっております。また、被害果選別緊急対策事業費補助金につきましては、12月1日号の市広報紙で周知をしているところであり、今月12日まで申し込みを受けることとしております。このほか、雹害りんごの生果販売を関係機関と一体となり、大手スーパーやイベント会場等での販売促進に努めていくこととしております。

よろしくお願いいたします。

○副議長（三淵春樹） 民生部長。

○民生部長（佐藤文治） 国民健康保険についてお答え申し上げます。

まず、1点目の市の資格証明書の交付状況についてでございます。国から平成20年9月15日現在の資格証明書発行状況等の調査があり、その報告した数値により答弁させていただきます。資格証明書発行世帯数は71世帯、被保険者数は90人となっております。うち1年以上資格証明書の交付を受けている世帯数は45世帯、被保険者数は52人となっております。また、65歳以上の被保険者がいる世帯数は8世帯、被保険者は8人となっております。ほかに義務教育の児童生徒がいる世帯が3世帯、4人の子供が無保険となっている状況であります。

滞納者に対しましては、これまで再三にわたり催告書や呼び出しによる納付勧奨、また世帯主や家族の方々に対し、接触を図るべく訪問等を行い努力しておりますが、一向にに応じてもらえない状況でございます。義務教育の児童生徒のいる家庭については、先ほども平山議員の御質問にお答えいたしました。世帯主より市の窓口において、子供が医療を受ける必要が生じ、かつ一時払いが困難である旨の申し出がなされた場合には、緊急的措置として、その世帯に属する子供に対してのみ速やかに短期被保険者証を交付することとしております。

それから、2点目のこのたびの歳入不足補てん財源の内容についてでございますが、今回提案しています国民健康保険事業勘定特別会計補正予算の歳入の雑入に、歳入不足補てん財源として1,928万9,000円を計上しておりますが、これは会計検査院の指摘による歳出に対応するものであります。主に市町村合併前の平成14年度から16年度の3カ年分であり、老人保健拠出金の入力誤りやがん検診の支出、大型備品の購入、レセプト点検に関する費用が保健事業の対象外経費であると指摘を受けたものであります。この返納分にかかわる財政調整交付金の申請については、県を通じ、厚生労働省の交付決定を受けたものであります。頻繁に変わる制度の改正事項を把握していないケースや国との見解の相違等により発生したものと認識しております。

以上でございます。

○副議長（三淵春樹） 財政部長。

○財政部長（佐藤茂宗） 国民健康保険の一般会計からの繰り出しについてお答えします。

御指摘の1,928万9,000円の返納金については、一般会計からの繰出金で対応するべきではないかということですが、今後繰り出し基準等を参照の上、可能なものについては一般会計からの繰り出しにより補正等で財源振りかえ等を検討いたしてまいりたいと考えております。

次に、中核病院建設予定地の変更の経緯についてお答えします。つがる西北五広域連合の自治体病院長会議において、国立社会保障・人口問題研究所が平成19年5月に公表した本県人口推計をもとに西北五地域における自治体病院機能再編成マスタープランの見直しを今年度実施しました。この見直しにより、中核病院の病床数は444床に減少され、現行西北中央病院病床数と同程度になったことから、中核病院の建設事業費を圧縮する方法として新たに建設用地を確保せずに中核病院建設が可能ではないかとして新たな建設地の検討を図りました。第1候補地としては、公共交通のアクセスがよい、西北中央病院用地への建てかえによる建設について検討を図りました。西北中央病院の活用自体につきましては、老朽化に伴い大規模改修が必要なことから、活用については難しいと判断しました。現行西北中央病院用地の中では、中核病院建設中は西北中央病院の機能停止が避けられないこと、西北中央病院を機能停止せずに中核病院を建設するには近隣用地の確保が必要となり、建設事業費の大幅な削減にならないこと、また用地取得に時間を要した場合、国の財政措置がある平成25年度までの再編に間に合わないことが判明しまして、これにより市庁舎駐車場用地の検討を図りました。市庁舎駐車場用地の面積は、西北中央病院用地とほぼ同程度であることから、新たに建設用地を確保しないで建設可能と判断し、新たな中核病院の建設地としてつがる西北五広域連合へ提案し、9月の正副連合長会議で同意されたものであります。

次に、財政負担についてお答えします。つがる西北五広域連合において、中核病院の建設事業費を1床当たり建設単価2,500万円とした場合の建設事業費を171億2,400万円と見積もりしています。この建設事業費につがる西北五広域連合規約に加えることとした中核病院負担率により、中核病院開院1年次の当市の負担額は、建設に関する負担額2億3,800万円、運営に関する負担額5億1,000万円、合わせて7億4,800万円と積算しており、運営していけるものと考えております。

次に、病院建設に当たって市民の意見を取り入れたかについてお答えします。西北五地域における自治体病院機能再編成マスタープランは、平成12年に青森県が策定した自治体病院機能再編成計画を平成14年に圏域14市町村長が了承し、西北五地域保健医療圏自治体病院機能再編成計画として決定しております。これを圏域市町村が市町村合併により変更されたこと等により、再度機能再編成内容を精査し、平成18年に策定し、公表されたのがマスタープランであります。市民への広報広聴は、平成12年の自治体病院機能再編成計画策定時に県主導により西北五の自治体病院等において説明会を実施、また西北五地域における自治体病院機能再編成マスタープランとして計画変更時につがる西北五広域連合ホームページ等を通じて公表しております。また、今年度のマスタープラ

ンの見直し計画については、今後西北五広域連合において公表を図る予定であります。

市民からの広聴については、現在のところマスタープランが今年度病床数等の変更について正副連合長会議において既に同意されており、政策の形成過程にないことから予定しておりません。

次に、りんご雹被害の被害農家の税の減免についてお答えします。市内の広範囲な地域にわたる災害があった場合には、特別災害の減免条例により減免を行うことが適当とされていることから、平成20年9月26日の降雹による被害を特別災害とし、10月15日に適用地区を定めて告示したものです。対象となる税目は、個人市県民税及び国民健康保険税で、減免の対象者は農作物に平年の3割を超える被害があり、前年の合計所得金額が1,000万円以下で、かつ農業所得以外の所得が400万円以下であることが要件となっています。減免される割合は、前年の合計所得金額の階層に応じ、災害の発生した日以後の納期に係る農業所得に相当する税額の2割から10割とされております。市では、各地区に相談会場を設け、12月1日から減免相談を行っております。減免の決定通知は、果樹共済金が確定する平成21年3月を予定しております。また、予想される減免額は市県民税10万円、国民健康保険税300万円を見込んでおります。

以上です。

○副議長（三淵春樹） 1番。

○1番（花田 進議員） 国保の関係であります、1つは6月に約2億円の空財源、いわゆる収入の見込みがないので、このままいくと決算でも赤字になる可能性がある。さらに、約2,000万円追加ということになると2億2,000万円になるわけで、今部長が今回の1,900万円については精査して、今後一般会計から繰り出しを検討するという事は一定程度、これまでそういうことはしないという見解から見れば前進であります、一々精査する手間をかけるよりやっぱり大きい気持ちで、はっきりしているわけですから、ミスで会計検査に返すお金で、だれが受け取るわけでもないし、それを保険者である市民の方に負担を求められる同意のものではないと思うので、やはり3月までには一々精査する時間をかけるより、まずこの1,900万円については繰り出しをしてほしいということの特に要望します。

それで、2億幾らも空財源が存在するわけで、ことし17%保険料が上がって、来年からまた今の計画では、前の計画では3.7%でしたか、毎年上がる計画になっている。それは、当初よりも赤字がふえているわけで、値上がりの率の可能性が高くなる可能性があるわけで、国保の今のところの財政見通しがどうなっているのかお伺いしたいのが1つと、もう一つはことし17%も国保税が負担増となっているわけで、現在の収納率が

どうなっているのかと。収納率が悪くなると、またありがたくも厚生労働省がペナルティーを科して収入を減らすという全くダブルパンチになるわけですので、その辺の状況をお知らせ願いたいというふうに思っております。

それから、中核病院の関連ですが、前回の質問で五所川原が財政的に大変なのはもちろん収入が少ないという問題もありますが、連結公債費比率、借金の1年間に返す額の率が20%を超えていると。25%になると、サッカーでいえばイエローカードをもらって大変なことになっていくと。前の議会で、その余裕はどのくらいかということでお聞きしましたら、1%につき1億3,000万円だと、トータル今の試算すると5億円ぐらいの借金返済額がふえても25%にはならないと、可能性の話として。それで、事業量に直すと130億円の事業は展開が可能だということをお話ししているわけで、この辺との関係で中核病院171億円のことにどう検討されたのか、大丈夫なのかということが1つと、この171億円に、概念図持っているのですが、今のお祭り広場のところに立体駐車場をつくるということになっているわけで、これは入っているのかと。今の試算からすると、病床1床当たりの話をしているので、立体駐車場というのは171億円に入っていないんじゃないかと思うんですが、これの建設はどういうふうな負担になっていくのかお聞きしたいというふうに思っております。

それから、また財政なんですけど、りんごの減免なんですけど、想定額がびっくりしたんですが、市民税で10万円ぐらい、国保でも300万円ぐらいが減免の対象だということなんですけど、二百何十戸も被害、延べにすると500戸なんで、実がよくわからないのであれですけど、200戸以上、約300戸前後の農家が被害を受けて、その全部が特別災害の地域じゃないにしても、ちょっと試算した予想額があれっと思うことを感じて、これが実際の予想額なのか。今相談やっているわけですよ。きょうまで大体五所川原地域は終わるわけですが、どういう実態になっているのか、もうちょっと詳しくお聞きしたいというふうに思います。

○副議長（三淵春樹） 民生部長。

○民生部長（佐藤文治） 国保税についてお答え申し上げます。

空財源でございますが、当初、19年度当初予算では2億5,273万6,000円をお願いいたしました。20年の今の12月補正が可決されますと2億5,338万6,000円、約700万円程度当初よりふえてございます。今の空財源一千九百幾らですが、ちょっと圧縮いたしまして、7,000万円ぐらいふえまして、現在2億5,338万6,000円の予定でございます。歳出については、大まかに大体把握できるんでございますが、歳入面につきまして国及び県の負担金、交付金については1月下旬から2月中旬に確定、また国の保険基盤安定負担

金等については、ことしの4月、医療制度の改革がございまして、これも2月中旬まで額がつかめないという、歳出は大方つかんでいるんでございますが、国、県の補助金等の額がまだ確定されていないということで、今後どのくらいこの空財源を、赤字分を圧縮できるかは流動的な面にありまして、現時点では決算見込みを具体的に示せない現状でございまして、御了承のほどお願いしたいと思います。

○副議長（三淵春樹） 財政部長。

○財政部長（佐藤茂宗） 国民健康保険の収納率についてお答えします。

平成19年度決算では、収納率は現年度一般分が88.89%、退職分が98.26%、現年度計が90.01%となっております。また、滞納繰り越し分一般分が10.24%、退職分が24.51%、滞納繰り越し分合計が10.49%で、現年度滞納繰り越し分合わせた合計が68.94%となっております。平成20年度10月末現在では、現年度一般分の収納率が41.69%、前年度同比マイナス2.82%、退職分53.92%、前年度同比マイナス3.46%、現年度計42.17%、前年度同比でマイナス3.88%となっております。滞納繰り越し分一般分の収納率が8.05%、前年度同比で0.01%の増、退職分16.03%、前年度同比マイナス5.11%、滞納繰り越し分合計8.18%、前年度同比マイナス0.08%、全体では33.12%、前年度同比でマイナス2.94%となっております。

保険税の徴収については、高額滞納者に対し、集中的に滞納整理を実施、差し押さえの強化、国保税少額納付者に対する増額催告の実施等により徴収強化を実施しております。これらにより保険税収納確保に努めているものでありますが、顕著に効果が出るというのではなく、徐々に成果があらわれてくるものと考えております。国民健康保険税の現計予算額は21億6,231万2,000円計上しており、19年度末の収納率68.94%と同じ率以上を確保することにより現計予算額をクリアできる見込みとなっております。

次に、中核病院の負担額についてお答えします。中核病院の建設事業費は171億2,400万円とお答えしましたが、駐車場の建設事業費を、これは別に計上しなくちゃなりませんので、約4億円と仮定した場合の健全化判断比率への影響は、最大で実質公債費比率が5.4%、将来負担比率が97.0%と推計しております。中核病院開院が平成25年度以降であれば、ともに早期健全化基準を下回る予定と考えております。しかし、設置及び運営負担額は現行病院事業会計繰り出し額を上回るものであり、建設事業費のさらなる圧縮及び国、県の支援措置の協力をさらにお願ひしていく予定であります。

最後に、税の減免については、きょう現在、申し込み件数が現在60件となっておりますが、減免額等精査中であります。まとも次第連絡したいと思います。

以上です。

○副議長（三淵春樹） 1 番。

○1 番（花田 進議員） 最後の質問というより意見ですが、雇用の意見については市長も会社の経営者たる発言、労働者を解雇する自由もあるのだということをさきにおっしゃられているわけですが、私はそれを言わせないためにる企業の果たす社会的役割を論じたつもりであります。確かに私が言ったように、一般的には解雇の権利もあるわけですが、今の企業はいかに内部留保があり、もうけているかと。そして、配当だけはちゃんと株主に配当しているこの現実を見て、私は雇われる人たちだけがアメリカ発のカジノ経済の犠牲を受けるとするのは許されないという立場を表明しているわけで、最後に市長が雇用の確保を要請していくという立場を表明されましたので、今後ぜひそのことを社会にアピールしてほしいというふうに思います。

それから、国保の問題ですが、佐藤部長、一般会計を初めとしてかなり、そのよしあしは別にして財政の健全化ということでは努力したとっておりますが、いつまでも五所川原にいるわけじゃなくて、一般会計は健全化したけど、国保は膨大な赤字を残して市民の税金負担という道をそのままに残していくのは私はかなり片手落ちではないかと思うわけです。やっぱり国保会計も含めて、どう一般会計との折り合いをつけながら、負担増をこれ以上しないという発想で予算を決めていってほしいという要望を申し上げます。

それから、最後に消防の合併の話ですが、市町村合併もあって五所川原の事務組合というのは新しい体制で、そんなに歴史があるわけじゃないです。前の体制だと歴史ありますが、中里が入って。その中では、まだ人事とか予算がそれぞれの市町村の中で運営されていると。実際事務組合なのに一本の指揮系統を発揮できないでいるというのが今の事務組合だというふうにお聞きしております。やっぱりそれを確立しないで、ただずうたいだけ大きくすると火事どこだ、あっちだ、そっちだと終わってしまう危険性が出るわけで、ぜひ今の事務組合自体が健全な指揮体制に基づく事務組合にすることでも大変重要なことだと思っております。ぜひこの検討委員会、つがる市とか鯨ヶ沢も入っているので、そこではできないかもしれませんが、そのことも大きな課題として検討していただきたいと思えます。

以上、意見で終わります。

○副議長（三淵春樹） 以上をもって花田進議員の質問を終了いたします。

◎散会宣告

○副議長（三淵春樹） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後 2時50分 散会

平成20年五所川原市議会第8回定例会会議録(第3号)

議事日程

平成20年12月9日(火)午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

第1 一般質問

出席議員(29名)

1番	花田	進	議員	2番	井上	浩	議員
3番	片山	英幸	議員	4番	齊藤	一郎	議員
5番	山田	善治	議員	6番	伊藤	永慈	議員
7番	吉岡	良浩	議員	8番	成田	和美	議員
9番	鳴海	初男	議員	10番	高杉	利彦	議員
11番	平山	秀直	議員	12番	木村	博	議員
14番	山口	孝夫	議員	15番	松野	武司	議員
16番	寺田	武造	議員	17番	古川	幸治	議員
18番	秋元	洋子	議員	19番	稲葉	好彦	議員
20番	磯邊	勇司	議員	21番	阿部	春市	議員
22番	桑田	茂	議員	23番	福士	寛美	議員
24番	木村	清一	議員	25番	野呂	國四郎	議員
26番	加藤	磐	議員	27番	三浦	春樹	議員
28番	川浪	茂浩	議員	29番	工藤	武則	議員
30番	葛西	収三	議員				

欠席議員(1名)

13番 田中 賢一 議員

説明のため出席した者(31名)

市	長	平山	誠敏
副市	長	三上	裕行

総務部長	宮崎堅治
財政部長	佐藤茂宗
民生部長	佐藤文治
福祉部長	工藤勝隆
経済部長	三上隆一
建設部長	白戸幸博
金木総合支所長	中野博勝
市浦総合支所長	奈良義一
西北中央病院 事務局長	平山耕一
水道事業所長	黒滝金光
会計管理者	三橋俊一
教育委員長	阿部育也
教育長	木下巽
教育部長	福井定治
選挙管理委員会 委員長	川浪太刀男
選挙管理委員会 事務局長	春藤光正
監査委員	大野欽也
監査委員 事務局長	笹森英志
農業委員会 会長	太田昭市
農業委員会 事務局長	小田桐宏之
総務課長	関秀三
人事課長	佐藤方信
企画課長	岩崎明彦
財政課長	佐藤明
環境対策課長	工藤秋男
農林水産課長	工藤藤雄三
商工観光課長	須藤一正
土木課長	菊池司

都市計画課長 松橋 洋

◎職務のため出席した事務局職員

事務局長	高橋満直
次長	岩川静子
議事係長	竹内拓人
庶務係長	飛鳥順一

◎開議宣告

○副議長（三潟春樹） ただいまの出席議員27名、定足数に達しております。

本日の会議は、議事日程第3号により会議を進めます。

◎日程第1 一般質問

○副議長（三潟春樹） 日程第1、一般質問を許可します。

なお、会議規則第64条の規定により、質問は再質問を含め3回までとなっております。
また、質問、答弁とも簡潔明瞭に願います。

それでは、15番松野武司議員。

○15番（松野武司議員） 一登壇一

皆さんおはようございます。済済会の松野武司です。平成20年第8回定例会に当たり、通告の一般質問をいたします。

きのうも経済問題に対しましては平山議員、花田議員から質問がありましたが、アメリカのサブプライムローン焦げつきから全世界が大変な不況に陥って、金融、産業業界などは財政危機に直面しており、いろいろな対策を講じていますが、先行きは不安な状況が続いています。平山市長においては、当市の財政健全化対策に奮闘され、多くの経費削減に取り組んでいる状況の中、県内はもちろん全国的に不況の真ただ中にある現状で、五所川原市のこれからの経済活性化に対する当市の対策について質問いたします。

1点目の今後の公共事業の見通しについてですが、当市の20年度の普通建設費の当初予算は、約32億円ぐらい見込んでいますが、今後は毎年削減されていく計画が立てられています。公共工事は、建設業界の工事割合を大きく占めているわけで、青森県全体でもかなり公共工事は落ち込んでいる状況です。最近、県内大手建設会社の数社の倒産など、驚くニュースが伝えられています。また、これによる連鎖倒産もふえて、建設業界は先が全く見えない状況です。そういう中で、金融機関の対応は貸し渋り等はしていないと言っていますが、見通しが見えない業界に貸し出しするはずもありません。建設事業が盛んなころは、農家の人も農繁期の合間を見て仕事をしに行き、副収入を得て家計を支えてきたところがあります。それによって、作業場を建てるとか、いろいろな好景気に反映されて経済活性化がされましたが、今はそんな雇用の場もなく、雇用状況がますます悪化になって、市の財政の状況もますます鈍化していくと思うと、今ここで何かの対策をとらなければという思いがありますが、今は1次、2次、3次産業、どこの

分野も景気のよいところがほとんどないと言っても過言ではないと思います。今後の公共工事によって得られる経済効果や雇用対策について、自治体としてよい施策があるのか、答弁を求めたいと思います。

次に、環境問題についてですが、環境問題についてはいろいろな課題がありますが、1つは不法投棄について伺います。最近いろいろなところに行く機会がありまして、山や川とか、特に山の林道沿いには多くの不法投棄が目につくのですが、今いろいろな団体がボランティアで清掃活動をして地域を清掃し、美化運動に取り組んでいます。そうした中、不届きな方により平然と不法投棄されているのです。特に私がいつも通るエルムから大開に向かった道路沿いには、あきれてしまいます。捨てられたごみは、多分市のほうで片づけていると思いますが、これまでもテレビ、タイヤ等など、かなり大きなものまで捨てられています。当市は、観光客から注目されている時期、不届きな方により当市の印象がマイナスイメージになっては大変困るわけであります。そんなことは避けなければなりません。これまでも美化運動についてはいろいろ取り組んでいると思いますが、今後さらなる施策を講じて、不法ごみゼロ運動を展開してほしいと思います。今後の取り組みについて、答弁をお願いいたします。

次に、環境問題についての2点目の一般廃棄物リサイクルについてですが、青森県全体でリサイクル率は12.3%です。当市は6.3%と、県内40市町村中39番目と、下から2番目という低いリサイクル率です。また、1人1日の排出量も1,087グラムと、高い排出量となっています。リサイクル率を高めるための一つの方法として、排出量をいかに抑えるかが重要なことですが、市民一人一人がいかにごみを出さない工夫をしなければなりません。当市は、缶、瓶、ペットボトル、紙等がリサイクル処理されていると思いますが、家庭から出る生ごみ等などもこれからはリサイクルをしなければならない時代です。当市の一般廃棄物排出量は、年間約2万5,000トンぐらいです。このうち約90%はリサイクル可能なわけで、リサイクルすることによって資源としてよみがえるのです。将来の経費削減のためにも、ぜひリサイクルセンターの建設のプロジェクトを立ち上げ、検討していただきたいと思います。

次に、農業問題についてですが、青森県では冬の寒さの中、温泉熱やまきなどの地域資源を積極的に活用して、野菜や花卉等の生産販売や農産加工、グリーンツーリズムに取り組むことにより、農業者の冬の就労の場を確保するとともに、収入拡大を図って冬の農業を進めています。当市の取り組みがいまいち見えていないように感じられます。これまでの実績等をお伺いいたします。

2点目は、団地化についてですが、地域の意欲的な担い手に農地を集積し、生産の効

率化や低コスト化を図りながら収益性を高めていくことが農地が放棄されるなどの休遊農地の防止、解消にもつながると思いますので、当市の農業経営が潤う施策を進めていただきたいと願っています。農業の生産性を高めるために団地化が望まれています。当市がこれまでに意欲ある担い手などと説明会や懇談会の場があったのかお伺いします。

以上で1回目の質問といたします。答弁をよろしくお願いいたします。

○副議長（三瀨春樹） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○市長（平山誠敏） 松野議員の雇用問題についてお答えいたします。

松野議員御承知のとおり、世界的な景気の減速は、我が国経済にも深刻な影響を及ぼしており、当市においても原油、原材料の高騰、サブプライムローン問題による金融機関を取り巻く情勢の厳しさなどから、特に中小企業に雇用維持力の低下が見られるところであります。また、五所川原管内における有効求人倍率は0.22と、依然として低い状況にあり、就業機会が少ない状態にある中で、景気が減速している深刻な状況に置かれております。

当市といたしましては、これまで以上に国、県、五所川原公共職業安定所との連携を図り、一体となって就業支援を行っていくとともに、国の緊急総合対策の円滑な実施に努めることで、中小企業等の雇用維持力の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（三瀨春樹） 財政部長。

○財政部長（佐藤茂宗） 公共工事の施策の考え方についてお答えします。

来年度予算編成に当たって、政府においては概算要求基準により公共事業費は3%削減とされております。また、当市においても予算編成方針で市財政健全化計画に基づき財政改革を推し進めるため、市債発行総額を元金償還額以内とする元金ベースのプライマリーバランスは引き続き堅持する予定であることから、公共事業費はマイナス予算となる予定であります。政府の安心実現のための緊急総合対策による第1次補正としての地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金については、先般の臨時会へ提案いたしましたとおり、当市では全額公共事業費へ充当いたしました。また、第2次補正として予定している地域活性化・生活対策臨時交付金についても公共事業へ重点的に配分を図る予定であります。今後も国、県の施策動向を的確にとらえながら、公共事業費確保に取り組んでまいりたいと考えております。

○副議長（三瀨春樹） 民生部長。

○民生部長(佐藤文治) 環境問題にかかわります不法投棄について御答弁申し上げます。

当市における不法投棄は、山林、農地、空き地、道路、水路などさまざまな場所で行われており、今年度は特に玉清水牧場地内において、2度にわたり大量の不法投棄が発生いたしました。2つの事件に関しましては、不法投棄者を特定できたため、五所川原警察署に通報いたし、不法投棄者に対してはごみの撤去を命じたところでございます。

松野議員が御指摘になりました大開への空き缶等でございますが、その場所はほとんどが民地であるため、すぐに市がすべてのごみを撤去することはできない状況にございます。民地であっても、土地所有者や町内会などからの依頼があれば、市では撤去をしております。松野議員の御指摘した場所につきましては、早速12月3日に道路わきのごみについては撤去してございます。

現在不法投棄対策といたしましては、職員による見回り、不法投棄禁止看板の作成、設置に加え、市の広報により不法投棄の禁止並びに不法投棄が犯罪であるという内容を掲載し、市民に対して注意喚起を行っているところであります。不法投棄は、悪臭や土壌汚染など環境破壊へつながるもので、重大な犯罪行為であり、また道路沿いには空き缶のポイ捨てが多く見受けられますが、これは人間のモラルの問題であると考えております。当市といたしましては、不法投棄防止のため、引き続き警察、不法投棄監視員、町内会など、関係機関と連携を図るとともに、今後とも定期的に広報紙による周知、啓蒙を進め、不法投棄に関する市民のモラルの向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、リサイクルの件でございますが、本市のリサイクルの現状につきましては、容器包装リサイクル法の施行に基づき、先ほど松野議員御指摘のように、一般家庭及び事業者から排出されるごみのうち、缶、瓶、ペットボトル、紙類をリサイクルしております。リサイクル率につきましては、同法が完全施行された平成12年度は4.25%でしたが、平成19年度は10.31%まで伸びております。これは、紙類の回収方法について、これまで拠点回収方式を行ってまいりましたが、平成19年度よりごみ集積所から回収するステーション方式に変更したため、紙類の排出が容易になったことや、分別に対する市民の意識が向上したのが要因だと考えております。

青森県におきましては、本年度よりもったいない・あおもり県民運動を展開しており、平成23年度までにリサイクル率を25%、県民1人当たりのごみ排出量を1,000グラムにする目標を掲げ、取り組んでいるところであります。基本的に人間生活から排出されるすべてのごみは、分別することにより資源となり、有効利用できるものと認識しておりますので、今まで可燃物として焼却していたごみ、そして不燃物として最終処分場に埋め立てられていた金属類等のごみについても、リサイクルできないか検討してまいりた

いと考えております。

また、平成21年、来年2月2日から県内の主要なスーパーやホームセンター、百貨店、クリーニング店において、レジ袋無料配布の中止がスタートいたします。レジ袋の有料化は、限りある資源の節約に寄与するとともに、ごみの排出量の削減が期待でき、また市民のごみ減量化に対する啓発が一層促進するものと確信しております。市といたしましてもこれを契機に、日々の分別排出が経済効果や生活環境にどのような意味を持つのかを市民に周知させるために、広報、ホームページ、チラシ等により具体的に示し、今後とも分別の徹底と資源循環型社会の充実に図ってまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

それから、松野議員御提言のリサイクルセンターにつきましては、今後検討してまいりたいと考えております。

○副議長（三淵春樹） 経済部長。

○経済部長（三上 隆） 当市の農業の実績、状況についてお答えいたします。

当市のハウス設置農家は171戸でありまして、そのうち冬の農業に取り組んでいる農家は、野菜用と花卉用合わせまして42戸で、6.4ヘクタールとなっております。冬期間の主な作物は、ハウレンソウ、コマツナ、輪菊、トマトなどで、特に輪菊は全体の約72%を占めております。県内全体では、ハウス栽培農家が2,144戸で、約136ヘクタールの取り組みがあり、県では5年後には220ヘクタールまでに拡大することで計画されております。冬の農業の利点は、作物が高値で出荷できること、作物によって夏場の残留肥料を吸収して育ち、病虫害の発生も少なく、肥料や農薬がほとんど不要であることばかりではなく、通年の就労が可能で安定した収入が得られることなどが挙げられます。ただし、除雪が負担となり、また資材や燃料費の高騰によるコスト高が懸念されているところでもあります。これらの対策として、ハウス本体や除雪機及び暖房機にかかわる経費の一部を助成する県の補助事業があります。

当市では、本年2月に策定した五所川原市地域エネルギービジョンで木質系バイオマス資源を活用した冬の農業の創出を重点テーマとして掲げておりまして、関係機関と連携を図り、高騰する石油の代替燃料として木質系バイオマス資源を利用した燃料費の抑制研究を行っており、また主力品種の研究開発の支援を行うことにより、通年就労や所得の向上を目指して、冬の農業の拡大を図ってまいりたいと考えております。

次に、2点目のビニールハウスの団地化についてお答えします。ハウスによる野菜、花卉の栽培をしておる農家数は171戸であり、経営面積が約33ヘクタールであります。冬の農業としての位置づけは、花卉の作付が主力となっております。また、暖房機を取

り入れたトマト、ニンニク、ホウレンソウ、水菜などの作物も近年増加傾向にあります。しかしながら、ほとんどの農家は転作田を利用してのハウス栽培をしているため、点在している状況であり、共同作業などによる省力化は図られていない現状にあります。団地化をすることによりまして、冬期間の連絡道の確保がしやすく、薬剤散布の効率化、情報交換による栽培技術の向上や暖房施設の共同化による低コスト化が期待できるものと考えております。このことから、今後各農協の花弁、野菜部会など、関係機関と連携しながら、団地化のための説明会や懇談会等を含めまして、農家に対してアドバイスをしていきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（三淵春樹） 15番。

○15番（松野武司議員） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、経済ですけれども、皆さんも御存じのとおり、本当に大変だなというのはひしひし感じています。県で景気ウォッチャーの調査が示されたわけですが、これを見ても現状の判断がマイナス15.9と、ずっと落ち込んでいるわけです。平成19年の7月ごろは、変わりがない50台のところ、今現在はもう15.9と、ずっと下がっているわけです。この調査で、いろんな方から現状の判断の理由ということで調査した結果がありますけれども、これを見ますと、幾らか紹介しますけれども、本当に美容院あたりでも、農家のこの忙しさもあって、お客が出が悪いですが、ずっと暇であると、そういうコメントも出しています。旅行代理店などは、消費力が落ちてまち全体が活気がないと、こう見えていますね。我々パチンコ屋あたりは景気いいのかなと思っていましたら、パチンコ屋のほうでもやはり売りが思うように伸びないと、そういうコメントも出しまして、スナックあたりも、弘前の鍛冶町は人が歩いていないと。昨年と比べて半分もない、売りが足りないという、こういうコメントも出しています。タクシー業界も全く同じです。まず、人が乗らない、冷え切ってしまうとか、商店街もまず売りが全然伸びていないと。設計事務所あたりは、すべての物価が上がり、経済政策にも対する無策がもろに出ているので、上向きになる要素が何も見えないと。市民の方の聞き取りによって、いろいろ示されています。まず、本当に明るい話が何も聞こえないと、こういう状況がこの県内で示されているわけで、これを何とか今やらなければならない時期に来ていると思います。今市長も答弁で言っていますけれども、これといった施策というのは、今現状ではなかなか示されないわけですが、やはりこの地域が全体苦しいんだと。これからやらなきゃ、自分たちがやらなければならない、そういう思いをさせるような場をつくる、これも大事なんじゃないかと思います。

今県のほうでは、この地域、つがる西北五活性化協議会、これを19年度に立ち上げて、この西北地域をどう活性化していくかということで、いろんな方が出て協議をやっていきます。もちろん五所川原市もそれに参加しておりますが、見方としては、いろんな角度から見てどうなのか、自分たちのテリトリーの中では余り気がつかないところがあると思いますけども、やはり異業種、そういう団体から見ると、いろいろな意見が出てくるので、これはいいことで、ぜひどんどん活用して、この地域を潤うような形にとっていただければと思って、期待しているところです。

この活性化協議会ですけども、これは今19年度に立ち上げて、地域の農林水産と、あと観光という2つのそれを決めて、今ずっとおろしていっているようです。きのうも県のほうの地域連携部と話をしていましたけども、これといったいいものがなかなか出てきていないですけども、これからいろんな形でそういう場をつくって、これから事業名としては、あおもりツーリズム「奥津軽紀行」育成事業ということ、これは県のほうで200万円ほど予算出して取り組んでいます。あと、食産業クラスター形成推進事業、これについても835万円、西北地域木質バイオマス普及推進事業、これ370万円、西北地域「高糖度野菜」生産新技術実証モデル事業、これに1,000万円ほど予算をかけて、この地域で何がやれるのか取り組んでいくということです。一番今期待するのは、私はこの食の産業クラスター形成事業、これについても食もきのう出ていたかな、何か試食会あるとかという案内が来ていましたけども、これもまさしくこの地域の食材を使ったものを提案していくと、こういう場があるようで、すごくいいなという感じだと思います。産業のクラスター、地域クラスター、やはりこれをやることによって、いろんな形でいろんな提案をしながらこの地域が支えられていくと思いますので、ぜひ県だけでなくして、この五所川原市の中にもそういう地域クラスターを形成するような動きをして、いろんなものを張りつけていくと、こういうものも五所川原市独自でも立ち上げていく必要が今あるのではないかと私は思っています。

大変難しいようですけども、産業であれば、私たちもわからないような、出ていけば、五所川原でも立派な、中央に向けて仕事一生懸命やっている人がいるわけです。この一つの起点を生かして、また周りが動き出すという可能性というのは十分ありますので、そういう今若い人が私たちのわからない難しい事業に取り組んでいて、それが我々にはわからないけども、中央には受けて一生懸命やっている事業者が五所川原市に何社もいるわけなんです。私はびっくりしました。なぜかというと、やはり今このインターネットの時代ですので、いろんな情報を得ながら、この場でも、もう世界とも競合してやれるという技術持っている人がいるわけなんです。これにいろんなものが張りつけば、この

地域のこのクラスターの的なものが競争力が出て潤う可能性というのはある。ちょっとの可能性でも、やはりやってみなければわからないわけです。これをぜひこれからやらなければだめだと思います。やはり地域が潤わなければ、きのうの答弁の中でもあったように、自然が20%しかこの地域に生かされていないと。やはり外部からのお金だけでここを動かすのであれば、なかなか大変だ。やはり内需拡大というか、この五所川原で税金を生み出して、五所川原で消費する、まさしくこれも地産地消という考えの中で、そこに何か投入してやれば、なかなか投入の場所が難しい部分はあるかと思いますが、それをやることによってこの地域が潤う可能性というの十分ありますので、何とかその辺検討していただければと思っています。

県のほうでも、この県内の企業が新しく新規事業に入るために、この間県の企画課ともちょっと話したんですけども、新規の窓口を来年度はつくと。つくって、いろんな方の相談を受けながら、いわゆる国の補助金があるのか、その辺を相談に乗る窓口を来年度は開設するというので県の企画課のほうでは述べていました。この五所川原市、五所川原でなくても、経済産業局あたりは、もう農商工連という連携をとりながら、この地域の特性を生かした事業を推進するというので、いろんな補助金等も出しています。これも、市においても農商工連携したものを、今赤～いりんごの応援隊あたりがそういうのを利用して今動いている状況ですけども、もっともっとそういうようなのを活用しながら、農業、商業、工業、これを連携させながら、この地域を潤さなければいけないと思います。

建設業界も、やはりその今財政部長が言ったとおり、だんだん公共事業が落ちていく可能性というのを示してはいたんですけども、本当に五所川原でももう何社か会社やめていますし、また可能性もみんな秘めているのが現状なんです。その中で、公共事業をうまく出して、ただの箱物とか、そんなのでなくして、やはり今これから望まれる、そういう箱物をつくって、例えば前にも言っていましたけども、給食センターあたりは、早期に建設する必要があるんですけども、なかなかこれもまた前に進まない状況で今いるようですので、いろいろ前はPFIとかなんとかというやつでやれとかと言っていましたけども、なかなかそれまではいかないようですけども、早くそういうのも出しながら、この地域の経済を動かすように願いたいと思っています。

あとは、景気対策としては、誘致企業なども、これもあるんですけども、なかなか中央においても大手さんがああいう状況なので、やはりこの地域の誘致企業の方も雇用問題に関してはやめさせるとか、いろいろ規制をかけていまして、なかなかこれも無理な部分ありますけども、でも中央に営業をやる必要はあると思いますので、ぜひその辺も

再度中央に働きかけて、この地域に幾らかでも仕事を持ってくるようにと。そしてまた、この五所川原市の町工場と誘致企業と連携しながら、仕事の分担をできれば最高なんですけども、この辺もいろんな誘致企業との会議を持ちながら計画していけばいいと思っています。

次、この環境問題についてですが、ごみの投げ捨て、本当に情けない思いを何回もしています。何でこんなに投げるんだと、どういう神経しているんだべなと、そう思うんですよ、本当に。今答弁の中で、不法投棄やった人が捕まって、それは処分するという話聞きましたけども、本当にその辺は徹底してやってもらわなければ、ボランティアで一生懸命ごみ拾いしている人に本当に申しわけないという形ですので、これからも監視の目を光らせていただきたいと思います。

それから、リサイクルなんですけども、今リサイクル率が10.1%になっているということで、私の手元のやつは18年のですので、若干違っていると思います。ごみの排出量も1,000トンに抑えたいという、県のそういうあれなんですけども、隣のつがる市などは673グラムという、ずっと低いんですよ。それによって、リサイクル率は14.4%という高い数字なんです。とにかくごみを出さない、これが一番いいんですけども、1キロ以下に抑えて、700からそのぐらいになれば、すごくこのトン数が変わってくるわけなんですけども、何せ今やっているのが、私前にも取り上げたことがあるんですけども、環境事務組合に6億8,800万ほどやったときもあったんだな。その中で、ごみの1トン当たりの割合と言えば、3万2,000円ぐらいになっているわけだ。そうすれば、今のリサイクル全部やったとすれば、例えばリサイクル大体2,000円から3,000円、1トン当たりできるという話ですけども、5,000円で見ても1億1,300万円ですので、そうすれば年間5億円とか、そういうのが削減になる可能性というのは十分あるわけだ。やはりこういうやつも検討してみれば、五所川原市で前に、処理量なんですけども、やはり一般の処理会社にやれば、トン当たり4万円とか取られるんですけども、例えば農業をやっている人にし尿処理とか、そういうものを処分してもらえれば、トン当たり5,000円と、かなり違うわけさ。やはり有効に使ってもらうところに出すというのは、すごく安くできるんですよ。これを当市で、例えばリサイクルセンターなどをつくって資源化にして、ごみを資源化にして販売する。飼料とか、肥料とか、燃料とかに加工して販売する。こういうようなことによって、またその収入も得られる。なおかつ、今現在稲垣に行って燃やしているその燃やす部分が減っていく。これによって、大分経費が削減できるわけです。この辺も本当に今もう真剣に考えなければならぬ時代で、今浄化センターというか、高瀬のし尿処理のあそこ、今新しく建設しようとしていますけども、あそこも汚泥とか、そん

なのを処理するわけですが、県内では八戸市、ここは汚泥でガス化させてガス発電、これは今はもうやっています。これは、市役所、学校というところへ電気を売電しています。熱もその工場で出る熱、廃熱もまた別なほうに使っていると。すごく効率いいことをやっています。一回ちょっと見に行かないといけないなと思っていましたけども、やはりこういうのもやらなければ、今はその環境問題、いろいろ支出削減も叫ばれる時代ですので、こういうのを有効に活用していかなければ、ここの経済が潤わないのも一つなんです。ただ燃やして、煙にして、お金燃やしていると一緒なんですよ。これを早くプロジェクトを立ち上げながら、どうすればいいのか検討して、やらなければできません。とにかく前に進むことだと思います。

あとは、農業問題。このハウス栽培、冬の農業、これも県のほうでいろいろ補助金、共同で開く冬の農業創造活動事業と、そういう資金、冬の農業産地拡大施設整備事業等、いろいろ盛っているわけですが、なかなか五所川原市、花卉栽培でちょっと冬の農業をやっているのかなという、それだけで、あとはほとんど見えない状況で、今のハウスを建てても、冬にそんなに活用されていない状況で、ハウスどうするんだべなという感じですが、やはり活用していただければ、いろいろ五所川原のほうでも除雪機買ったり、暖房機買ったりしていますけども、もっともっとうまい方法でつくれる、そして流通をうまくできるような検討会とか、いろんなことをやりながら、ぜひ冬の農業をもっともっと進めていってほしいと思います。いわゆる団地化にすることによって、経費削減は絶対あるわけです。これも本当に全部集まれば、そこで電気起こすところつくって、その地域あたりはその電気使って栽培する。そしてまた、その電気起こすということによって、熱も出るわけですから、廃熱をまたハウスさ引き込むとか、いろんなものができるわけです。これ、1つの農家とか2つではできないことですので、やはり団地化をして、そういうぜひ五所川原のブランド品をつくる場を検討していただければと思っています。

以上で2回目の質問を終わります。

○副議長（三淵春樹） 以上をもって松野武司議員の質問を終了いたします。

次に、26番加藤磐議員。

○26番（加藤 磐議員） 一登壇一

自民クラブの加藤磐であります。質問に先立ちまして、先月発生いたしました大町地区、そしてまた金木町における火事の被災者の方たちには、心からお見舞い申し上げます。この火災は、とりわけ被災者の方たちに、被災者、飛び火と申しますか、もらった方たちにとっては、極めて残念なことであります。その立場も踏まえながら、通告どお

り今回の消火体制についてお尋ねいたします。

まず最初に、今回の大町、金木町両町での被害についての実情、報告を求めます。

第2に、消火活動の今回の状況と、そして両消防署における、市浦も含めて3消防署における常時出動態勢はどのようになっているかお尋ねいたします。

第3点は、消火栓、防火水槽の現在の設置数、そしてまたいわゆる国から出されております消防法に基づいて充足率がどのような状況にあるかお尋ねいたします。

第4点は、現在使用されております消火水利、いわゆる消火栓の点検内容について説明を求めます。

第5点は、今回の被災者、先ほど申しました、とりわけ火元でなく、いわゆる火をいただいた方たちの支援の内容について、現在市ではどのように実施されているかお尋ねいたします。

次に、質問通告の第2点、公民館の民間委託についてお尋ねいたします。財政改革本部より平成22年度の財政改革案、そしてそれに伴う組織改革案が示されておりますが、その中に公民館を業務委託する旨、検討される旨が提案されております。言うまでもなく、公民館は社会教育施設の中核をなすものであり、この公民館をどのようにしてこれからもまちの中に位置づけていくかは、極めて重大な問題だと思います。その観点から、この改革案作成に当たり、公民館を統括されておられる教育委員会、教育委員会は独立した部局でございます。それを証明するものとして、教育委員あるいは社会教育委員、そしてまた中央公民館運営審議委員会等々、数多くの審議を経るようになっているわけですから、とりわけこの件についてはどのように教育委員会ではお考えになっておられるのかお聞かせ願いたいと思います。あわせて、業務委託する内容についてお示しいただきたいと思います。

以上であります。

○副議長（三淵春樹） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○市長（平山誠敏） 加藤議員の大町、金木町の火災の被害報告をいたします。

先月発生した大町における火災と金木町□野での火災の被害状況について御報告いたします。去る11月8日午前11時40分ごろ発生した大町の火災では、住宅等のうち3棟が全焼、4棟が部分焼、合計7棟に及ぶ建物被害と簡易トイレの焼損1基の被害がありました。幸いけが人はありませんでした。

また、11月15日午後5時10分ごろ発生した市内金木町□野の火災では、住宅等では全焼が1棟、半焼が1棟、部分焼2棟、ぼや2棟、そのほか車両1台焼損、住民の方2人

がやけどを負う被害がありました。罹災された方々に対しまして、心よりお見舞いを申し上げます。

金木町口野の火災では、火災に見舞われたお宅で取り残されていたお子様を、延焼を免れた隣人の方が避難をさせたということを知り及んでおりますが、災害の際の自助、共助意識の重要性を改めて実感した次第であります。市民の生命及び財産を守ることは、市の当然の責務であります。このため、市、五所川原地区消防事務組合及び五所川原市消防団が連携を図ることはもちろんのこと、各関係機関、市民の皆様のそれぞれにおいて消防、防災への意識啓発に努めていくとともに、現在施行中の大町2丁目地区土地区画整理事業で計画しております広場公園内に防火水槽を整備するなど、消防防災体制の強化を図ってまいり所存でありますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○副議長（三淵春樹） 総務部長。

○総務部長（宮崎堅治） 大町及び口野地区の火災における消火活動状況並びに火災に対する常時出動可能体制についてお答えいたします。

消防本部からの報告では、大町の火災においては、当日消防ポンプ自動車等は全部で12台出動しております。五所川原消防署からは、水槽つき消防ポンプ自動車、消防ポンプ自動車、はしごつき消防ポンプ自動車、救急自動車、指揮車の5台が出動し、東分署、金木消防署及び鶴田消防署からも、火災の覚知と同時にそれぞれ水槽つき消防ポンプ自動車1台ずつ合計8台が出動しております。その後、第2出動として、五所川原消防署から水槽つき消防ポンプ自動車1台、小型動力ポンプつき水槽車1台が出動し、さらにはつがる市から水槽つき消防ポンプ自動車と消防ポンプ自動車各1台が応援要請により出動しております。消火活動状況につきましては、火災を覚知したのが午前11時50分で、出動は11時51分、現場到着は11時52分、放水開始は最初に放水した車両が11時53分でありました。また、同時に出動した東分署の車両は、12時5分に現場に到着し、金木消防署の車両は12時に、鶴田消防署の車両は12時5分にそれぞれ到着しております。その後、第2出動では、五所川原消防署の水槽つきポンプ自動車及び小型動力ポンプつき水槽車は12時35分に到着し、つがる市の消防ポンプ自動車は12時38分と54分にそれぞれ到着し、逃げおくれの確認や消火及び延焼防止活動を行っております。常備消防の出動車両は以上でございますが、このほかに消防団の車両が13台、73名が出動しております。

次に、金木町口野の火災では、消防ポンプ自動車等は6台出動しております。金木消防署からは、水槽つき消防ポンプ自動車2台、消防ポンプ自動車1台が出動し、五所川原消防署からは水槽つき消防ポンプ自動車1台と小型動力ポンプつき水槽車1台が出動

し、中里消防署からは水槽つき消防ポンプ自動車1台がそれぞれ出動しております。消火活動状況につきましては、火災を覚知したのが17時15分で、出動は17時16分、現場到着は17時19分、放水開始は最初に放水した車両が17時20分で行いました。また、同時に出動した五所川原消防署の車両は17時31分に到着しており、中里消防署の車両は17時35分に到着しております。その後、第2出動では金木消防署の車両が19時30分に到着しております。さらに、五所川原消防署の1万リットルの水槽車が18時5分に到着しております。常備消防の出動車両は以上でございますが、このほかに消防団の車両が8台、79名が出動しております。

火災の際の常時出動可能台数でございますが、五所川原消防署では3台、東分署では1台、金木消防署では2台、市浦消防署では1台が常時出動できる体制となっております。なお、出動車両につきましては、隣接する消防署からも出動できる応援体制をとっております。

次に、市内の消火栓、防火水槽の現数、充足率についてお答えいたします。市内の消火栓、防火水槽の現数は、全体で1,127基ございます。このうち消火栓が909基、防火水槽が218基となっております。地域別には、五所川原地区が853基、金木地区が170基、市浦地区が104基でございます。

次に、消防水利の充足率でございますが、消防水利の基準に基づく充足率は79%となっております。消防水利につきましては、充足率を向上させるために毎年計画的に設置を進めているほか、地域の実情なども勘案しながら効率的な配置に努めており、現在100%には至っていないものの、今後も計画的に整備してまいりたいと考えております。

次に、消防水利の点検、整備についてお答えいたします。消防水利については、消防本部が毎年1回以上消防水利の点検を実施しております。点検の要領といたしましては、外観の破損や標識の有無を目視により確認後、開閉弁を操作し、作動状況を確認するなど、開閉弁の作動にふぐあいを確認されたときは、グリースを塗布するなどの補修も行っております。また、金木地区においては、実際に消火栓から水を出し、吐水量の確認も行い、消防水利の管理に当たっております。今後も従来からの点検要領に加え、適宜吐水量の確認や圧力の確認なども行い、消防水利の整備に万全を期してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（三淵春樹） 教育委員長。

○教育委員長（阿部育也） それでは、加藤議員に教育委員会からお答えいたします。

公民館の運営における民間委託についての御質問でございます。市の行財政改革を図

る上での退職者の不補充や行政機構のスリム化は、教育委員会組織にも避けて通れないものでありまして、公民館が例外としては考えにくいところでありまして。現在の公民館業務につきましては、文化団体も独立して活動も定着しつつあることで、公民館を利用した社会教育行政以上に団体、個々の利用が頻繁であることから、貸し館業務も多くなってきております。したがって、民間に対する委託も公民館独自の事業を除くことで対応も可能かと思っております。

今後、平成22年度までの実施に向けまして、時間もあることをございます。公民館活動や社会教育関連の事業にも支障が来ないように、教育委員会独自で検討してまいりたいと存じますので、加藤議員にも御理解いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます

○副議長（三淵春樹） 財政部長。

○財政部長（佐藤茂宗） 火災被災者への支援についてお答えします。

税制面の支援でございます。固定資産税の減免は、火災等により納税者がその財産に甚大な損失をこうむり、市長がその納税者について担税力がなくなったと認めた場合に適用されるもので、火災の発生した年に課税されている固定資産税に限られます。また、火災による被害が2割以上の場合に該当となり、納期限前7日までに減免申請が必要です。11月に発生した大町、金木町口野における火災については、平成20年度の第4期の納期内であることから、固定資産税の担当者が被災した納税者に被害状況を確認し、減免に該当する納税者に減免申請書の提出を促したものです。減免の決定通知は来年2月を予定しておりますので、御理解をお願いします。

○副議長（三淵春樹） 26番。

○26番（加藤 磐議員） 再質問に入らせていただきます。

まず、最初の消火体制のほうからお聞きいたします。4番目に質問した消火水利、消火栓の点検内容についてでございますが、先ほど来の答弁では、目視初めグリース周りというような、いろいろな方法、内容が説明ございました。そこで、一つお聞きというか、申し上げたいわけでありまして、現在の消火栓は、年数もかなり古いものもございます。例えて言えば、私みたいな年齢になりますと、血管の中、いわゆるその消火栓の中がいろいろ詰まってまいりまして、圧力はある日、平常以上に高くなったりするわけでありまして、実際にこの消火栓から出してみないとわからない、そういう状態の消火栓も考えられると思っております。

そこで、現在消防署では一部ねじを開いて水の出るのを、流れているのを確認しているわけでありまして、これをやはり必要な水圧があるかどうか、単に水圧があるという

だけでなく、出してみないとわからない。実は、旧来金木町では、その地区によって噴出させて、分団の団員も入れて噴出させて確認しております。ただ、そのとき町内の住民から道路がぬれたとか、敷地がぬれたとか、そういうクレームがあったことも事実であります。そしてまた、今回五所川原の状態を見ますと、なかなかやりたいんだけど、その噴出させることによって水道管の中、あるいは消火栓の中の状況が変わって、いわゆる赤水が出て、非常にクレームに難儀していると。その結果、出してみたくても出せない状況もあると聞いております。そこで、これはやはりこの地域の共通認識、消防あるいは地域の行政に対する共通な意識を涵養するためにも、やはり今まで以上に地域の住民あるいは消防団員等と相談しながら、1年に1回ぐらいは消火栓から出して、実際に噴き出させてみると、そういうふう防災体制を進めていただきたいと思います。

2番目に、被災者に対する市の支援であります。現在の状況は、例えば今回の火事で申しますと、11月でございますから、残り11月から3月までの納期期間に限り、その火災の延焼程度によって支援することになっております。そこで、私はこの火事、特によそからもらって類焼した被災した方たち、この方たちに対する支援の方法として、これから御検討いただきたいと思いますというわけですが、それはそのもらった人に対しては、その1年間の固定資産税をやはり還付するぐらいの検討はしていただきたいと思います。これは、いろいろ先ほど来説明の中に担税力という言葉も出てまいりましたけども、やはり担税力だけでなく、その地域の共通の気持ちというか、そういうものをやっぱりつくっていくためにも、ぜひ検討していただきたいと思います。

2番目の公民館の業務委託については、教育委員長からまだ来年1年度をかけて独自に慎重に検討されているという御答弁をいただきました。期待したいと思います。現在五所川原の中央公民館のいわゆる貸し館業務の中にカウントされると思いますが、現在五所川原では1年間に2,667件、延べ人員6万4,000余の市民が御利用されている。金木地区の公民館においても、1年間で707件、そしてまた2万人近くの人が利用しているわけであります。単にこの地区の人たちだけでなく、例えば公民館はこの五所川原市以外の地域、団体にとっては、この五所川原のやっぱり窓口になっている現況がございます。例えば進学先、大学の進学について、学校の説明会とか、そういう形で、東北あるいは東京、中央のほうからも利用されていると。その貸し館業務をするに当たって、いわゆる委託してパートさんに預けると、これは今の五所川原市の状況では、ちょっと軽々ではないかと。むしろ必要なのは、民間委託は私も基本的に賛成でございますけれども、そこにいくにはやはり現況を十分よく考えられ、そしてまた市民のこの民間委託、あるいは業務委託にしる、館でやっていくにしる、この改革をするときは、やはり市民

の意識にどういふ変化を与えるか、そういう点を踏まえながらやっていただきたいと思
います。

以上であります。答弁をお願いします。

○副議長（三瀨春樹） 総務部長。

○総務部長（宮崎堅治） 消防水利についてお答えいたします。

金木地区におきましては、実際現在も消火栓から水を出して吐水量の確認を行って
おります。今後も適宜吐水量の確認や圧力の確認なども行うとともに、五所川原地区にお
きましては、関係部局あるいは関係団体と協議、連携を図りながら、消防水利の整備に
万全を期してまいりたいと考えております。

○副議長（三瀨春樹） 財政部長。

○財政部長（佐藤茂宗） 固定資産税の減免についてお答えします。

固定資産税の減免は、地方税法第367条の規定により、市町村の条例の定めるところ
により減免することができるものとされております。災害等により、一時的に担税力が
低下した場合の救済措置として設けられております。その適用については、税の公平性
の観点から、現行の運用でまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いします。

○副議長（三瀨春樹） 教育部長。

○教育部長（福井定治） 公民館の利用状況につきましては、サークル、文化活動、文化
団体を初め、社会教育関係など、会議、研修に頻繁に利用されております。また、公民
館事業の教養教室でありますみんなの教室、それから生涯学習の一環であります北辰大
学など、活発に実施しているということでございます。平成19年度の利用実績について
は、ただいま議員御指摘のとおり、中央公民館で2,667件、6万4,258人、金木公民館で
707件、1万8,100人の利用ということに上ってございます。このように、利用頻度の高
い公民館の部屋の予約、あるいは部屋の割り振りについて、委託が可能ではないかとい
うことで検討されました。市の機構改革においても、公民館の貸し館業務として委託が
提案されたということでございます。これ以外の公民館の事業や社会教育に関する事業
については、これまでどおり教育委員会で担当する考えであります。また、委託先につ
きましては、先ほど委員長答弁したように、まだ1年余り審議期間がありますので、教
育委員会の定例会の中で十分御審議いただき、地域の社会教育に支障が出ないよう配慮
したいと考えておりますので、御理解のほどお願いいたします。

○副議長（三瀨春樹） 26番。

○26番（加藤 磐議員） 最後に、老婆心ながら一言申し上げさせていただきます。

財政再建は、喫緊の課題ではございます。それをわかりながらも、こうも言いたい。

例えば行政がお金がないからやれないと、共通の認識になっておるわけでありませう。私もそう思います。しからば、お金があればみんなにここにこして、そして進めるのかということをお願いしたい。そういう意味で、例えば今回の消火に当たって、近くでは新聞にも載りましたけれども、十和田市の消防団員が火災によって命を落としたと。そういう点も勘案しますと、消防署員、そしてまた消防団員の方々たちは、その現場においてだけでなく、訓練そのものでも時には危険な、命にかかわるような業務であると。この機会に厚くお礼を申し上げたいと思います。

それと同時に、この公民館について、運営について申し上げます。例えば公民館を統括する社会教育課あるいは社会教育係の方々たちには、もっともっと奮闘していただきたい。と申しますのも、今年度から国で学校支援対策事業が実施されております。これは、1校につき150万円、国から100%来る事業が進んでおります。当市では、25の小中がありますから、これを単純に掛けただけでも3,750万円が100%このまちに入るわけがあります。現場の小学校や中学校では、それこそ市の行財政改革に積極的に協力して、その結果、紙代とか、もういろいろなものを節約、節約、ひいひい言っているのが現状であります。今の1校当たり150万円のもの、そういう点からも、何もためらうことなく積極的に教育委員会が主体性を持って来年の1月中旬までの申し込み期日に必要な書類を全校出させるべきである。今現在3分の1にも満たない数で、現場のほうで何か3年の時限立法なので、その後を考えると今やられないとか、そんな声、今は聞いている暇がない。良い事は3年後のことを考えず、リーダーシップを持ってぜひやっていただきたい。この学校支援事業、文部科学省の所管であります。放課後の子育て事業については厚生労働省からも、いわゆる学童保育というような形で大きな新規の形の予算が出ております。こういうものを組み合わせる。これは、間違いなく市にとって、そしてまた現在のこの地域に学校、子供だけでなくこの地域にも必要だ。何も難しい事業でない。今まで議会でいろいろ論議されている地産地消の問題もみんな入っている。何も条件が難しくないわけでありませう。ですから、今の段階では教育委員会は怠慢だと、私はあえて言わせていただきたいと思ひます。

そしてまた、もう一つ申し上げさせていただきます。今回の開会前に職員の不幸事、報告ございました。開会の10分前にございました。新聞に出てから言うのではなくて、例えばその理由は、マニュアルにないから、私はそうではないと思ひます。必要なのは、マニュアルにないけれども、行政というのはマニュアルにないものが出てくる。そのときに何を一番基本にするかということ、組織というのは信賞必罰の1点であると思ひます。組織なので、中にはいろいろなものが発生する。しかし、問題はその処理の仕方であると、

かように思います。そういう点で、ちょっと長くなりましたけれども、どうか意のあるところを酌んで、来年度の予算編成に当たっては、各課の縦割りだけでなく、本当に現場の声が十分くみ取れるように意を尽くして進めていただきたいと思います。

以上であります。終わります。

○副議長（三潟春樹） 以上をもって加藤馨議員の質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前 11時33分 休憩

午後 1時05分 再開

○議長（齊藤一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

14番山口孝夫議員。

○14番（山口孝夫議員） 一登壇一

誠風会の山口です。平成20年12月定例会に当たり、一般質問をさせていただきます。

世界的大恐慌の中、我が国でも株価の暴落や輸出関連産業などでは生産の大幅な削減等で解雇を余儀なくされ、働く場所を失う人たちが増大し、大きな社会問題になっています。青森県でも相次ぐ倒産や派遣社員の解雇、そういった社会情勢にその影響を受けている当市の数多くの市民もおります。今こそ市民と行政が一体となり、この不況を乗り越える努力をしなければなりません。

さて、第1点目は、財政健全化であります。その中で、大町区画整理事業についてであります。多くの市民からは、不安でならないとの声を聞かされます。そこで、市長がお答えしております。「この事業は、商都五所川原の再生に向けて大いに評価できるものと確信しており、平成22年度の東北新幹線新青森駅開業に合わせて、市民はもとより立佞武多の館への観光客の受け入れ態勢の強化を図るためにも、今後のまちづくりを強化し推進してまいる所存であります」とお答えですが、本当にそのような魅力のある町並みができるのかと心配と不安の声が聞こえてきます。70億円近い大きな財源を費やしている事業ですので、市民が期待している町並みが完成できない場合、市側としての責任をどのようにとられるのかお聞きいたします。

また、地権者の組織である大町2丁目まちづくり協議会内に設置された4つのグループに移管されているとの発言がありました。そこで、私が第5回定例会でのこの区画整理事業を行っている土地に市長の土地があり、市民も大いに注目をしていることをお話ししたときに、市長はもともとこの地区にはごさいませんとお答えしましたが、7月23日

開催の大町まちづくり協議会第4回大町通りグループ集会の案内通知書には、地権者には平山誠敏と明記されていましたが、市長と同姓同名の方でしょうか。仮にこの場所に市長の土地があった場合、何か不都合でもあるのですか。私は、そうは思いません。市長の土地でなくても、市長の土地であるとの認識から、一緒になってこのまちづくりを成功させようとの思いがあるからだと思います。通知書が必要であれば、ここにコピーもありますので。私が言いたいのは、市政のトップである市長の土地、もしくは関連した土地があるのであれば、第5回定例会の発言で、市長は五所川原の新しい顔として再生してもらいたいとお考えもあるわけです。ぜひ市長も参加して、再生に取り組んでいただきたいと思うからであります。また、市長が私にも参加してほしいというのであれば、喜んで参加いたします。行政と市民が一体となり、財政健全化に取り組むべきと考えますが、いかがでしょうか。強い責任と今後の方向性をお聞きいたします。

次に、この全体事業は68億9,500万円、その内訳は国庫補助金が27億5,500万円、起債、借金が38億9,500万円、市単独金2億4,500万円とあり、市の持ち出しは68億9,500万円に対し、14億1,300万円が市の純負担額とありますが、実質公債費比率に対し、影響は何%くらいになるのかお答えください。

次に、財政健全化における市民サービスについてであります。市の行財政改革の中で、今年度事務事業分類、結果集計表一覧表第4分類の休止または廃止となった件数と金額が、件数で760件、6,000万円ぐらいとありますが、いろいろなイベント、青少年の健全育成、各種補助金をカットしたまま進行中であり、そのことにより多くの市民は夢や希望、きずな、楽しみ、生きがい等を奪われ、人情味なく殺風景な味わいのないまちになり、合併しても何もよくなかったと市民は嘆いております。

例えば3つぐらい是正してほしいものがありますが、2つはすぐに是正したので、一つの例を御紹介いたします。先日五所川原に移り住んで体の少し不自由な人が、日曜日用があり、市役所の正面玄関に来たそうであります。もちろん市役所の玄関はかぎがかかっている、西に玄関があると書いていたが、東西南北がわからず、裏の2階の玄関に行くまで何回もぐるぐる回り、三、四十分してようやく2階に上がり、1つ目のドアをあけ、2つ目のドアに玄関とあったそうで、大変な思いをしたそうです。市民に対し、財政健全化のもと、いろいろつらい思いをさせているときにこそ、市としてほとんどお金を使わなくてもできる市民本位のサービスを市民に対し最大限努力すべきだと思います。今年度4月から市のパブリックコメント制度があるようですが、それとあわせて財政健全化における市民サービスの考え方と決意のほどをお聞きいたします。

第2点は、自治体病院であります。この問題については、昨日の一般質問で井上、花

田両議員が非常に内容のある説明をされました。私の質問がダブると思いますが、1点だけ質問させていただきます。財政上のことなど、いろいろ諸問題を考えると、現西北病院でもよいと思う人が多いと聞かすが、市長、この点いかがかお答え願いたいと思います。

3点目は、漆川工業団地の状況についてであります。まず、漆川の自治体病院建設予定地について、市当局は弘前市の工業団地が満杯であることから、漆川中核病院の建設予定地に対し、企業設置に期待が持てる話であったが、その後どのようなになっているのか御答弁願います。

次に、漆川工業団地に平成の早い時期に進出した企業ですが、この社長は来た早々から五所川原のいろんな環境が気に入り、みずから同郷の大企業を五所川原に誘致し、そしてまた個人的には警察庁長官賞もいただいていたと聞いており、大変立派な社長ですが、1つだけ今まで大いに納得していないことがあるそうです。といいますのは、当時県の地方課の課長から、所有地については10年たてば使っていないほうの土地は自由に売ってもよいとの説明であり、そして市当局に話し合いを求めたところ、その土地は市のほうで誘致企業に告知せず網をかけてしまった。そして、特別な条件がなければ売れないとの説明ですが、誘致企業に対し市当局からどのように対応するのか御説明願います。

4点目の質問に入ります。経済も全く不自由な中、民間工事、公共工事も激減しております。当市では、多数の業者がいるのに特定の業者を対象に指名通知し、市の事業を受注しているのではないか、また旧来からの建設協会とここ一、二年前にできた新しい建設協会があり、新しい建設協会に加入しなければ指名通知しないと、全く理不尽だとの声も聞こえています。市側としては何を基準に指名通知し、入札参加業者を決定しているのかと聞こえてきますので、その内容を明確にお聞かせください。そしてまた、今年度今までの指名競争入札の件数と工事金額の合計と平均落札率をお知らせください。同じく一般競争入札についてもお願いいたします。

以上にて第1回目の質問を終わります。

○議長（齊藤一郎） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○市長（平山誠敏） まず、山口孝夫議員の中核病院の建設予定地にあった当該工業団地への誘致企業の見通しはどうかということにお答えいたします。

企業誘致を推進する上で、工場適地であり、かつ一団のまとまった土地が必要であります。中核病院予定地となっていた当該地7.8ヘクタールについては、企業誘致を展

開するに当たり、極めて重要な工場用地であります。現在数社の動きがあり、また先般には県外より7社の企業が当工業団地を視察に訪れており、昨今企業を取り巻く環境には大変厳しいものがありますが、県との連携を強化しながら、雇用の創出、確保に取り組んでまいるところであります。

また、先ほど今の大町土地区画整理事業区域内に私個人の土地があるのではないかとという質問に対して、前回の議会でないと答弁したとお話ですが、あの質問当時では、第2集客施設のそばにはないというお答えでありまして、あの敷地内には確かにあります。ただ、これにつきましても相続の土地でございまして、相続が確定するまで私の土地として登記できるのか、他の兄弟にいくのかははっきりしなかったということもございまして、ただ、現在それをすべて解決いたしまして、私の名前で登記している土地はございます。

以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 財政部長。

○財政部長（佐藤茂宗） 大町2丁目区画整理事業の実質公債費比率に対する影響についてお答えします。

大町2丁目区画整理事業に対し、市債は主に合併特例債を活用するため、元利償還金の70%は普通交付税で措置されます。実質公債費比率は公債費充当一般財源から事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費を差し引いた金額を分子に、標準財政規模から基準財政需要額に算入された公債費を差し引いた金額を分母とし、積算されることから、大町2丁目区画整理事業の元利償還額がピークと予想される平成25年において、単年度の実質公債費比率に1.2%の影響が生じると考えられます。

次に、入札制度についてお答えします。指名競争入札の指名基準と一般競争入札の参加資格についてであります。まず指名競争入札において業者を選定する際に留意する点として、信用度、工事成績、工事契約の履行状況、技術者の状況、手持ち工事の状況、当該工事に対する地域的条件、当該工事施工についての技術的適性、以上の7点がありまして、これらについて留意し、指名業者を選定しております。また、土木一式工事と建築一式工事については、工事の設計金額により等級が定められておりますので、その等級と今の7点について勘案し、指名業者を選定しております。

次に、一般競争入札における参加資格であります。破産者等でないこと、指名停止の措置を受けていないことなどの条件のほかに、当該工事を施工するために必要と思われる条件について、工事ごとにその難易度等を勘案し、基準を定めております。

次に、指名競争入札と一般競争入札の落札率と額についてお答えします。今年度実施

済みの指名競争入札は74件、平均落札率は94.56%、入札総額は7億4,879万3,850円、一般競争入札については今年度から実施いたしました。実施済みの5件の工事の平均落札率は93.80%、一般競争入札総額は7億3,765万6,710円となっております。

○議長（齊藤一郎） 経済部長。

○経済部長（三上 隆） 山口議員の質問にお答えします。

当該工業団地の残地を工業地域あるいは準工業地域に用途変更してはどうかという質問かと思えます。既に誘致した企業の中の残社有地について、景気の動向から拡張計画が進展しない企業が数社あり、その中で転売したい意向の企業があることは承知しております。そのため、現在の用途地域である工業専用地域を工業地域あるいは準工業地域に変更できないものかとのお話も伺っているところでもあります。仮に見直し、転売したとき、さまざまな業種が進出することになり、既に製造業として操業している誘致企業においては、搬入時における大型車の通行や製造過程におけるさまざまな振動等が発生することから、転売した土地が隣接となれば何らかの苦情は当然出てくることが予想されるところであります。このことから、漆川工業団地の用途地域の設定については、製造業を中心とする企業誘致活動を推進する上で、工業の業務の利便性を図る地域として工業専用地域としたもので、どうか御理解をいただきたいと思えます。

なお、御承知のとおり、当工業団地は県計画でもあり、当然県との調整も必要となるところでもあります。

よろしく申し上げます。

○議長（齊藤一郎） 建設部長。

○建設部長（白戸幸一） 山口議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目は、大町2丁目区画整理事業が魅力あるまちづくりができない場合の責任はどうかということについてでございますが、この事業については、まちづくり交付金で行っており、当然事業評価を求められる事業であります。このまちづくり交付金事業は、平成16年度に創設された交付期間がおおむね3年から5年です。市町村が都市再生整備計画の作成と事前評価をした後事業を進め、最終年度には設定した目標や指標に対して事業評価を公表し、数値目標の達成が見込まれない場合は、そのための改善措置を実施していくことになるものです。御理解いただきたいと思えます。

それから、漆川工業団地の用途地域の指定の経緯についてお答えいたします。御質問の漆川工業団地の拡張地約42ヘクタールの用途地域の指定は、平成6年6月17日に行われておりますが、工業専用地域の指定に際しては、市の上位計画に基づき県と協議を重ね、企業誘致を積極的に推進する観点から、工場の立地に適する用途といたしました。

指定に際しては、変更予定地がもともと農地であることから、誘致企業を除く地権者に対しては通知の上、平成6年2月2日に漆川集会所において開催いたしておりますが、工業団地内に土地を保有する誘致企業に対して通知しなかった理由といたしましては、当時工場の拡張地として売買契約がなされているものであること、また工業専用地域の指定そのものが操業や工業立地に有益であり、誘致企業に障害となるものではないとの認識に基づいたものであります。また、用途地域の変更案については、都市計画の変更手続として告示の上、平成6年2月14日から28日までの2週間縦覧に供しておりますので、御理解いただきたいと思います。

なお、質問の中に特別な条件がなければ売れないということも言っていたかと思いますが、同じ用途でもっての転売は可能と思えます。

○議長（齊藤一郎） 総務部長。

○総務部長（宮崎堅治） 市民サービスの考え方等についてお答えいたします。

来庁者に対する案内窓口については、開庁時は市民課で庁舎内の案内をするとともに、体の不自由な方に対しても、正面玄関わきに設置しております昇降機等により対応しております。また、夜間、休日については、防犯上の理由から正面玄関を閉鎖し、西側玄関を入り口とし、その旨を表示しているところでございます。体の不自由な方の対応については、連絡先等を表示し、御連絡があり次第、直ちに日直、警備により対応していくこととし、来庁者の皆様に極力御不便をおけないよう努めているところであります。今後も庁舎に限らず、市の業務すべてにおいて市民の目線に立ったサービスの向上を目指し、対応してまいりたいと考えております。

○議長（齊藤一郎） 財政部長。

○財政部長（佐藤茂宗） 中核病院の西北中央病院をなぜ活用できないかについてお答えします。

西北中央病院は、昭和41年第1期工事としてA棟が、翌42年第2期工事としてB棟、翌43年第3期工事としてC棟が完成され、現住所地で開院しております。昭和56年から昭和58年にA、B、C棟増改築を実施し、昭和57年に精神病棟、エネルギー棟の新築を実施しております。西北中央病院を中核病院として利用するには、不足となる病床数の増築が必要であり、増築には新たな敷地確保が必要となること、A、B、C棟には大規模な改修が必要であることから、建設事業費の大幅な削減にはならないと判断し、今の市庁舎駐車用地に変更したものであります。

○議長（齊藤一郎） 14番。

○14番（山口孝夫議員） それでは、2回目の質問に入らせていただきます。

まず、この大町2丁目の中で、まちづくり交付金が3年から5年とありますけども、この事業の目的は魅力ある町並みができ、立佞武多の館でなく、もう一つの集客につながるにぎわいのあるまちの再生であると思うんです。しかし、今年度、来年の3月までですか、進捗率55%と聞いておりますけども、どうも市民の方々、多くの方々がこの事業、本当にこれでいいんだろうかと、当初思っていたとおりになっているんだろうかという。要するに、でき上がってからしゃべるのであれば、だれでもしゃべれるんですけども、でき上がっているときにみんなが心配なんです。そして、市民一人一人がその税金の負担をしているわけです。そんな中で、本当に決意を持ってやっているようには見えないんです。なぜかと言えば、4つのグループに分かれて、個々にばらばらなんです。よ、話聞いてみれば。私もその1つのグループに参加していくからとしゃべっていて、いつでもあったら案内してってしゃべっていたら、ああ、忘れたというんです。忘れるぐらい意識がないと思います。現実には役所のとらえ方と市民のこの区画整理外の人の評価というのは、全然、天と地ほど開きがあると思うんです。そんな中で、全然危機意識がなくて進めて、果たしてどうなのかと。

例えば弘前の場合だと、組合事業ですから、理事長が自分で責任を持ってやっているわけですよ、自分の土地建物担保に入れながら。ところが、今のこの場合は、それがありません。ないから、何もその責任がないようなやり方になるわけですよ、見ていけば。ましてTMOがなくなって4つに分かれた。分かれたところがばらばら。本当にこれでいいんだろうかと。むしろその場所に建てる人ですら、後ろ見たらだれもいないと、こうなってるんですよ。こんなはずでないと。後ろ見たら、だれもいないというんです。そのぐらい危機を持って、その建てる人ですらそう思っているんです。そのときに、行政主導でやったこの区画整理事業が、何か私思っていれば非常にそういう形ではなっていない気がするんです。

そんな中で、このまちづくり交付金、国土交通省が区画整理事業が一番いいという手法でこれはやられるわけでしょうから、終了後に心配しているのは、現実にはその町並みがまちづくり交付金をもらって活性化されていないぼつぼつしたまちになったときに、会計検査院が来て、このことに対して返還命令来たときに、市は莫大な、市というか市民が莫大な被害をこうむるような気がするから、あえて今、なってからではだれでもしゃべれるんですけども、なる前だから今しゃべっているんです。そのことについてお答えください。

そしてまた、実質公債費比率が1.2%とありますけれども、これはもうちょっと上がるんでないかなという気がしておりますけども、それはそれでお答え要りません。

次に、市民サービスのことですけども、私は何もその不自由な人がそこに来たから、その1点だけしゃべっているんでないんです。わずかなお金を使ってもいいですから、市役所として市民に対してどれくらいのサービスというか、相手の思いやりあるそういうことをさせれるかなんです。ところが、何か変なんですけども、6月、9月、12月と一般質問やって、いろんな職員の方といろいろ話しします。どうもそういうものをするに対して、萎縮してしまっているんです。それは、私考えるに、なぜかといえば、部長、課長、担当が何かおかしいようなプレッシャーを感じているんです。そうでなくて、やっぱり市のトップ、もしくは副市長、そこいらがもっと各部長とかそういう人に権限を移譲してやらなければ、彼らも本当に本気になってやりませんよ。例えばまちづくりのあれだって、行っている人聞いてみなさい。自分が行って何かよくなったということあれば、それを報告させればいいんです。だから、もうちょっと市民サービスの中で、いろんな各部署があるけども、部長連中、部長連中とは失礼しました。部長さんたちに、部長、課長連中にもっと権限を持たせて、そしてやったことに対しての、一生懸命やって失敗したのであれば、それは文句つけてもだめだし、一生懸命やって成果があったんなら、それなりにちゃんと褒めるのが必要だと思います。さっき加藤議員が信賞必罰必要だと言っていますけども、少し失敗したからといって怒っても、目的がまちを活性化させることであれば、いいと思うんです。

そういうことで、私なりに10や50や100とか、数値目標をして、こっちはこういうことをやったら、こういうふうな市民サービスができた、お金を使わなくてこういうことができたという報告、報告というかそういう事例集をつくってやったら、もうちょっとよくなるんでないかなという気がします。そういうことをやることによって、市役所自体がもっと連携をとれた市役所になるんでないかなという気がいたしております。その点についてお答え願えればと思います。

3点目、誘致企業に対して、非常に難しい問題なんでしょうけども、第1点目に誘致企業の社長がこっちに来て、その1点を網をかけられてしまって、どうにもできなくなってしまったと。だまされた気分なんです。10年たてば、県の地方課の課長、東大終わった人が売ってもいいとしゃべった。そしてまた、五所川原のほうでもそういうふうな感じであったというふうにその社長はとらえているんです。しかし、その社長は自分の同郷の、自分より何十倍も大きい会社を、五所川原いいところだと引っ張ってきているんです。市長は、今年度市長として十何年ぶりに誘致企業を回ったと。回るには、ちゃんと先導役がいたからそうなんでしょうけども、市長もそういうのはやっぱり回って、非常によいことだと思っております。しかし、企業誘致するには、五所川原がよいとこ

ろだと誘致企業からの声が必要ではありません。そのためには、何が不足で来ないのか考えるべきではないでしょうか。それには、労働者や土地、自然条件、環境整備、人のつながり、そんなものがあると思いますけども、市としてはその誘致企業の誘致に対してどのように考えているのかお聞かせ願いたいと思います。

次に、自治体病院が建つ予定の漆川の工業団地ですけど、道路挟んだ向かい側に、田んぼですけども、その地域に準工業地帯と網張ってしまったのです。そして、それを土地開発公社で買う用意があるのかないのか。買う用意がないのに網張ってれば、売りたいくても売れない。要するに、市として田んぼである土地をまだまだ買ってやるのかどうか、そこいらがちょっとわからないので、そんなことで用地が15ヘクタールほど残っていると思うんですけども、それは今後どうするのかなど。それと、私言った漆川の病院の跡地の向かい側の土地です。それは、買う見込みがないのであれば、売ってもいいというか、網張るのをはげばいいんでないですか。農家は、その田んぼ売るにも売れない状況で、だからそこいらのところ答弁願いたいと思います。

次に、入札制度ですけども、一般競争入札が93.8%、指名競争が94.5%の落札率であると先ほど聞きました。当市に血税を払い、家族の生活を守るために一生懸命働いているたくさんの業者さんたちが、私に市議会議員として市民を守るべきトップを初め、関係者からはっきりした回答を求めてほしいと、そんな強い要望があったので、私なりに調べてみました。ここ数カ月の落札は、今発表したとおり、かなりの高い落札率でした。仮に今年度いっぱいやって20億円の公共事業があれば、もし84%か85%で落札したら、2億円ぐらいの大きな金が市の財源として残るんです。それを行財政改革でやった760項目、6,000万円に充当するとか、それから福祉や医療、教育など、いろんな事業に使うことができるわけです。もちろんある程度最低価格の設定は必要です。最低価格を設定することで、無理な落札を避け、安心して安全なよい品質を提供していただくことができるからであります。県では、80%ぐらいを最低ラインに設定しているとある業者さんからお聞きしています。当市では、特定業者の見直しや最低価格の設定を公表することに対して、今後どのように取り組むべきかお考えを示してください。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（齊藤一郎） 副市長。

○副市長（三上裕行） 山口議員にお答えいたします。

初めに、最低制限価格についてどのように設定しているのかお答えいたします。最低制限価格の設定に当たっては、従来のように画一的な割合をあらかじめ定めて運用することは、その価格が推測されることから、このような方法ではなく、契約の種類、規模

等によって最低制限価格も異なるべきものであり、個々の契約に応じて合理的なものとして定め、公正を期するものとされており。このことから、建設工事の入札における最低制限価格の算定方式に当たっては、当市においても国土交通省が平成20年4月から導入している新しい算定式を採用し、一定の範囲で変動させる方法としたものでございます。

そのほかの細かい点、あるいはこの先の方針については、担当部長から答弁をいたします。

それから、2つ目の部長、課長にももっと権限を持たせてとの御提案でございます。市の職員、部長、課長、それぞれの職に応じまして職務内容がございます。議員おっしゃるようなこれまでの業務に工夫を凝らした意見、あるいは自分の枠以外に意見を持った場合には、それぞれその意見に耳を傾けまして、この後も対応したいと思っております。市長も私もそのおっしゃるような縛りつけとか、そういう対応はしておりません。

○議長（齊藤一郎） 建設部長。

○建設部長（白戸幸一） 議員の御質問の中で、大町2丁目土地区画整理事業で空き地が目立ち、商業店舗が立ち上がらず、にぎわいが見られないなどの事業効果が得られない場合、会計検査院から指摘により国費返還を求められるのではないかと御質問がありました。これについては、国庫補助事業は会計検査院による会計実施検査を受けますが、一般的に国土交通省所管の補助金として建物移転補償や工事などについて、設計内容に対して事業費が適正に使用されているかを検査していますので、事業効果等について国費返還はないと考えます。

また、まちづくり交付金事業は、市町村の創意工夫を生かしたまちづくりを国が支援する制度でありますので、事業評価を市町村が実施、公表し、学識経験者等により構成されるまちづくり交付金評価委員会で審議を受け、その結果を国に報告することになります。まちづくりについて、目標達成度が低い場合や残された課題などの改善の方針をまとめてフォローアップすることになります。

よろしく願いいたします。

○議長（齊藤一郎） 財政部長。

○財政部長（佐藤茂宗） 漆川工業団地の現状、水田区域について、土地開発公社で買入れ予定はあるかということですが、現時点では買入れの予定はありませんが、今後の検討にはしていかなければいけないことだと考えております。

○議長（齊藤一郎） 建設部長。

○建設部長（白戸幸一） もう一点、最低制限価格について、最低制限価格を公表しない

のかということでございますが、現時点においては、当市においては最低制限価格は公表してございません。公表することに当たっては、取り決め、公表しなさいとか、公表しなくてもよいと、そういうことは設定されておりませんので、全国各地において公表しているところ、していないところ、さまざまあります。そのするかしないかにおいては、非常にメリット、デメリットがあるかと思いますが、そのデメリット、メリットについて検証しながら、今後公表する場合には検討していかなければならないものと考えますので、よろしく御理解いただきたいと思っております。

○議長（齊藤一郎） 14番。

○14番（山口孝夫議員） 今建設部長のほうからまちづくり交付金、これについての事業評価とありましたけれども、現実私ある人からこういう話聞いたんです。今のですよ、これが最終的にぼつぼつな場合に、それは求められるよという話聞いていたんです。聞いたからしゃべっているんです。それも、あるコンサルタントです。そんなことがあるから、これは事業としては絶対成功させなきゃならない事業なんです。その中で、先ほど私は何も市長を責めるつもりでしゃべったんでも何でもないんです。市長だからこそ、自分の土地があるから、やっぱり先頭に立っていかないと、前にも話したとおり、市長の背中を見て、みんなもやっぱりやる気が起きてくると思うんです。そんなときに私の土地は関係ないとか、そういうことをしゃべるのであればおかしいから、私があえてしゃべっているんです。やっぱり私も多くのそこに住んでいる人が友達でありますので、ぜひとも成功させたいと思っている一人なんです。だから、そのときに一生懸命協力してやりますといったって、何か後から聞いた話によれば、むしろ私を排除して、1人か2人の人間が排除して、山口さん入れたいとしゃべって、入れたいと思っているんだけど、排除しているからやれないという、こんな話になっているわけです。だから、私はこの事業が失敗というか、失敗するのはよくないと思っているんですよ、けどもそういう形で来ているんです。だから、私は言ったでしょう。市長が進んでやるんだったら、私も協力は惜しまないと。そうですよ。外野が余りうるさいところで、静かに。

次に、さっき市民サービスと言いましたけども、具体的に1つやった例をお話しします。これは、市民サービスでもなく、私の携わった経験からであります。3年前に地元の大きな、東京の虎ノ門にある会社です。その社長、専務、常務とか来ました、五所川原に。そのときに、山口さん、光ファイバー入っていない、誘致企業あるもんだかと。何とかやってくれと。私考えました。そのときは、市役所に相談しません。NTTの支局長と2人で3回回りました。そして、最後に市長にお願いして、持ってきてほしいということを弘前のNTTの支局に上げてくれと。NTTの弘前に上がれば、青森に行くから

と。そんなことで、青森県の中で六ヶ所と漆川工業団地2つがその光ファイバーの導入になったわけです。それによりインターネット、お金かからない、それから大容量でいく、光ファイバーでいく、そんなことが実現されたんです。さっき加藤議員ですか、松野議員しゃべっていました。誘致企業の懇談とかありますけども、その人たちのニーズをやっぱりきちっととらえるところがないんです。やっても、その話も私の前にしたかと思うんですけども、それでつながったから、今度は海外ともやれる、県内7カ所ともつなげた。そしてまた、そこに来ている誘致企業、十何ぼありますけども、そこらもほとんど大容量の光ファイバーが入ったと。別にお金かかっていません。私は、自分でやったから自慢してしゃべっているんでないんですよ。現実にあった話なんです。だから、そういうふうにお金をかけなくてもできるんです。できることをやるために、例えば各部長、課長いるんです。いても、おっかなくてできないんです。やっぱりそうでなくて、何かそれ、さっき副市長、そんなことはないと言いますけども、副市長自身いろんなこと、各部長にあれは外せとか、やっているわけですよ。そんなこと、そんな次元の低いことやってもだめだし、もっと大きいことやるべきです。3回目、そこ答えてください。

そんなことで、誘致企業というのは、ただ回ればいいんでないんです。市長が回ったことは非常によいことだと思います。それは、求人で回ったんです。けども、誘致企業にいる人たちが五所川原いいとしゃべらないと、打診してきますから、必ず聞きますよ、誘致企業の人たちが。来たい人が。だから、そんなためにも、やっぱりもっと職員を積極的に使うべきだと思います。だって、どんどん今、2カ所もあっちで閉鎖したり、そういうふうになっているわけです。もっとそこいらを協力してやらなければならないんでないかなと思っています。その点については、市長が快く、おまえやったんだばあれだねとしゃべってくれましたから、市長にも大したお褒めの言葉をいただきまして、ありがとうございます。

次に入札制度のことです。御承知のとおり不正な取引方法は、独占禁止法第9条で禁止されている行為は、自由な競争が制限されるおそれがあることです。競争手段が公平とは言えないこと、また私的独占は独占禁止法第3条で禁止されている行為ですが、その中には排除型私的独占と支配型私的独占禁止法があります。それらの法律は、公共事業を含む市場を支配しようとする行為であることは御承知と思いますが、当市ではそのようなことはないと思いますけども、どのような方法で取り組んでいるのか、市のトップである市長に明確な考えをお聞きいたします。

以上で第2回目の質問を終わるんですけども、再度申し上げます。

(「3回目でないか」と呼ぶ者あり)

副市長、そういうような声はないということによろしいですね。

これで終わります。

○議長（齊藤一郎） 市長。

○市長（平山誠敏） 公共事業の入札につきましては、公平を期待して、実は一般競争入札も導入したわけですが、それでもなお不透明だということであれば、やはり国で推奨している総合評価方式とか、さまざまなことも検討していく必要があるかというふうに思っております。

それで、大町の件について、さまざま御意見がございましたが、別に私が大町の区画整理事業について背中を向けているというわけではなくて、私自身あの計画についても成功していただきたいんだという思いでございます。ただ、私の名義の土地もございしますが、逆に市長という肩書がついた場合に、その地域の方々なり関係者がなかなか話しにくい面もあろうかと逆に気を使っておりまして、すべて私の長男が会議のほうへ出席して、若い感覚で自由に意見を出せるようなことにしております。

それと、山口議員を排除するようというお話もございましたが、初めて聞く話でございまして、それが事実であるのであれば、だれがそういうことをお話ししたかはとてもわかりませんが、そういうことのないようにしていきたいと思っております。

もう一つ、山口議員、もともと誘致企業には大変顔のきく方でございまして、誘致企業大変御努力をされておられるということは、前からも承知いたしております。ただいまのお話では、漆川工業団地に光ファイバーも引いてくれたということで、心から感謝を申し上げる次第でございます。これから当地域、先ほども一般質問でもございましたように、有効求人倍率が0.22と、大変厳しい地域でございますので、やはり企業誘致も一つの大きな目標でございます。ただ、御承知のような経済状況でございますので、ここ一、二年でどうのこうのということはなかなか難しいとは思いますが、将来的にはぜひ大規模な誘致企業、できれば今はまだ田んぼになっているところまでも利用できるような企業を誘致できればと思っております。多分これは夢で終わるかもしれませんが、そういう期待を持っている次第でございます。

ありがとうございます。

○議長（齊藤一郎） 以上をもって山口孝夫議員の質問を終了いたします。

これにて一般質問を終結いたします。

◎散会宣告

○議長（齊藤一郎） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後 1時57分 散会

平成20年五所川原市議会第8回定例会会議録(第4号)

議事日程

平成20年12月10日(水)午前10時開議

- 第1 議案第121号 平成20年度五所川原市一般会計補正予算から議案第172号 つがる西北五広域連合規約の変更についてまで
-

本日の会議に付した事件

- 第1 議案第121号 平成20年度五所川原市一般会計補正予算から議案第172号 つがる西北五広域連合規約の変更についてまで
-

出席議員(29名)

1番 花田 進 議員	2番 井上 浩 議員
3番 片山 英幸 議員	4番 齊藤 一郎 議員
5番 山田 善治 議員	6番 伊藤 永慈 議員
7番 吉岡 良浩 議員	8番 成田 和美 議員
9番 鳴海 初男 議員	10番 高杉 利彦 議員
11番 平山 秀直 議員	12番 木村 博 議員
14番 山口 孝夫 議員	15番 松野 武司 議員
16番 寺田 武造 議員	17番 古川 幸治 議員
18番 秋元 洋子 議員	19番 稲葉 好彦 議員
20番 磯邊 勇司 議員	21番 阿部 春市 議員
22番 桑田 茂 議員	23番 福士 寛美 議員
24番 木村 清一 議員	25番 野呂 國四郎 議員
26番 加藤 磐 議員	27番 三潟 春樹 議員
28番 川浪 茂浩 議員	29番 工藤 武則 議員
30番 葛西 収三 議員	

欠席議員(1名)

13番 田中 賢一 議員

説明のため出席した者(30名)

市長	平山誠敏
副市長	三上裕行
総務部長	宮崎堅治
財政部長	佐藤茂宗
民生部長	佐藤文治
福祉部長	工藤勝隆
経済部長	三上幸一
建設部長	白戸博之
金木総合支所長	中野勝義
市浦総合支所長	奈良山耕一
西北中央病院事務局長	平山耕一
水道事業所長	黒滝金光
会計管理者	三橋俊一
教育委員長	阿部育也
教育長	木下巽
教育部長	福井定治
選挙管理委員会委員長	川浪太刀男
選挙管理委員会事務局長	春藤光正
監査委員	大野欽也
監査委員局長	伊香宏
農業委員会会長	太田昭市
農業委員会事務局局長	小田桐宏之
総務課長	関秀三
人事課長	佐藤方信
企画課長	岩崎明彦
財政課長	佐藤明子
市民課長	長尾晶子
保護福祉課長	須藤久男

農林水産課長	工藤雄三
土木課長	菊池司

◎職務のため出席した事務局職員

次長	岩川静子
議事係長	竹内拓人
庶務係長	飛鳥順一

◎開議宣告

○議長（齊藤一郎） ただいまの出席議員29名、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第4号により会議を進めます。

◎日程第1 議案第121号から議案第172号まで

○議長（齊藤一郎） 日程第1、議案第121号 平成20年度五所川原市一般会計補正予算から議案第172号 つがる西北五広域連合規約の変更についてまでの52件を一括議題といたします。

総括質疑の通告はありません。

お諮りいたします。議案第121号 平成20年度五所川原市一般会計補正予算についてから議案第134号 平成20年度五所川原市水道事業会計補正予算についてまでの14件については、15名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 異議なしと認めます。

よって、以上の14件については15名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により議長において指名いたします。

その氏名を事務局に朗読させます。次長。

○議会事務局次長（岩川静子） 朗読いたします。

2番	井上	浩	議員	5番	山田	善治	議員
6番	伊藤	永慈	議員	8番	成田	和美	議員
9番	鳴海	初男	議員	11番	平山	秀直	議員
14番	山口	孝夫	議員	15番	松野	武司	議員
16番	寺田	武造	議員	17番	古川	幸治	議員
18番	秋元	洋子	議員	19番	稲葉	好彦	議員
20番	磯邊	勇司	議員	21番	阿部	春市	議員
24番	木村	清一	議員				

以上、15名であります。

○議長（齊藤一郎） ただいま朗読したとおり、以上15名を指名いたしました。

ただいま設置されました予算特別委員会は、本日の会議終了後、直ちにこの議場において正副委員長の互選を行うよう口頭をもって通知します。

次に、議案第135号 五所川原市承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の制定についてから議案第172号 つがる西北五広域連合規約の変更についてまでの38件については、お手元に配付しております議案付託区分表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしましたから御報告いたします。

◎休会の件

○議長（齊藤一郎） この際、お諮りいたします。

委員会審査及び議事整理のため、明11日から15日までの都合5日間は休会といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 異議なしと認めます。

よって、以上の5日間は休会とすることに決しました。

なお、13日及び14日の両日は、会議規則第10条第1項の規定により休会とし、次回は来る16日定刻より会議を開きます。

◎散会宣告

○議長（齊藤一郎） 本日はこれにて散会いたします。

午前10時20分 散会

平成20年五所川原市議会第8回定例会会議録（第5号）

◎議事日程

平成20年12月16日（火）午前10時開議

- 第 1 議案第135号 五所川原市承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の制定について
- 第 2 議案第136号 五所川原市集会所設置条例等の一部を改正する等の条例の制定について
- 第 3 議案第137号 五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第138号 五所川原市津軽鉄道株式会社に対する固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第142号 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティセンター栄）
- 第 6 議案第143号 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティセンター中川）
- 第 7 議案第144号 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティセンター松島）
- 第 8 議案第145号 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティ防災センター）
- 第 9 議案第146号 公の施設の指定管理者の指定について（しきしまコミュニティセンター）
- 第10 議案第147号 公の施設の指定管理者の指定について（富士見コミュニティセンター）
- 第11 議案第148号 公の施設の指定管理者の指定について（中央コミュニティセンター）
- 第12 議案第149号 公の施設の指定管理者の指定について（みなとコミュニティセンター）
- 第13 議案第150号 公の施設の指定管理者の指定について（北部コミュニティセンター）
- 第14 議案第151号 公の施設の指定管理者の指定について（松島会館）
- 第15 議案第153号 公の施設の指定管理者の指定について（五所川原市太宰治記

- 念館「斜陽館」及び津軽三味線会館)
- 第16 議案第170号 公の施設の指定管理者の指定について（五所川原市ふるさと交流圏民センター）
- 第17 議案第172号 つがる西北五広域連合規約の変更について
（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第18 議案第152号 公の施設の指定管理者の指定について（五所川原市市浦歴史民俗資料館、五所川原市市浦地域活性化センター、十三湖中の島ブリッジパーク及び脇元海辺ふれあいゾーン）
- 第19 議案第158号 公の施設の指定管理者の指定について（長橋地区農産物加工センター）
- 第20 議案第159号 公の施設の指定管理者の指定について（五所川原市営実取牧野、五所川原市営岩井牧野、五所川原市営古館牧野及び五所川原市営第2長根山牧野）
- 第21 議案第160号 公の施設の指定管理者の指定について（五所川原市ふれあい牧場研修棟、五所川原市畜産展示室、五所川原市肉製品加工室及びウインターガーデン）
- 第22 議案第161号 公の施設の指定管理者の指定について（五所川原市木材工芸センター）
- 第23 議案第162号 公の施設の指定管理者の指定について（五所川原市農水産加工センター）
- 第24 議案第163号 公の施設の指定管理者の指定について（五所川原市特産品加工センター及び五所川原市総合交流促進センター）
- 第25 議案第164号 公の施設の指定管理者の指定について（五所川原市金木自然休養村管理センター）
- 第26 議案第165号 公の施設の指定管理者の指定について（金木観光物産館）
- 第27 議案第166号 公の施設の指定管理者の指定について（金木交流プラザ）
- 第28 議案第167号 公の施設の指定管理者の指定について（十三湖マリーナ）
- 第29 議案第168号 公の施設の指定管理者の指定について（五所川原職業能力開発校）
（経済常任委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第30 議案第139号 五所川原市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

- 第31 議案第141号 五所川原市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する
条例の制定について
- 第32 議案第154号 公の施設の指定管理者の指定について（五所川原市地域福祉
センター及び五所川原市養護老人ホームくるみ園）
- 第33 議案第155号 公の施設の指定管理者の指定について（し～うらんど海遊館）
- 第34 議案第156号 公の施設の指定管理者の指定について（金木中央老人福祉セ
ンター及び五所川原市金木生活支援ハウス）
- 第35 議案第157号 公の施設の指定管理者の指定について（五所川原市市浦生活
支援ハウス）
- 第36 議案第169号 公の施設の指定管理者の指定について（五所川原市働く婦人
の家及び保健センター五所川原）
- 第37 請願第 3号 乳幼児医療費申請手続きの簡素化を求める請願書
（民生常任委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第38 議案第140号 五所川原市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制
定について
- 第39 議案第171号 津軽広域水道企業団規約の変更について
（建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第40 議案第121号 平成20年度五所川原市一般会計補正予算
- 第41 議案第122号 平成20年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正
予算
- 第42 議案第123号 平成20年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別
会計補正予算
- 第43 議案第124号 平成20年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別
会計補正予算
- 第44 議案第125号 平成20年度五所川原市老人保健特別会計補正予算
- 第45 議案第126号 平成20年度五所川原市後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第46 議案第127号 平成20年度五所川原市介護保険特別会計補正予算
- 第47 議案第128号 平成20年度五所川原市立高等看護学院特別会計補正予算
- 第48 議案第129号 平成20年度五所川原市下水道事業特別会計補正予算
- 第49 議案第130号 平成20年度五所川原市特定環境保全公共下水道事業特別会
計補正予算
- 第50 議案第131号 平成20年度五所川原市農業集落排水事業特別会計補正予算

- 第51 議案第132号 平成20年度五所川原市漁業集落排水事業特別会計補正予算
第52 議案第133号 平成20年度五所川原市病院事業会計補正予算
第53 議案第134号 平成20年度五所川原市水道事業会計補正予算
(予算特別委員長報告・質疑・討論・採決)
-

◎本日の会議に付した事件

- 第1 議案第135号 五所川原市承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の制定について
第2 議案第136号 五所川原市集会所設置条例等の一部を改正する等の条例の制定について
第3 議案第137号 五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第4 議案第138号 五所川原市津軽鉄道株式会社に対する固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第5 議案第142号 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティセンター栄）
第6 議案第143号 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティセンター中川）
第7 議案第144号 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティセンター松島）
第8 議案第145号 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティ防災センター）
第9 議案第146号 公の施設の指定管理者の指定について（しきしまコミュニティセンター）
第10 議案第147号 公の施設の指定管理者の指定について（富士見コミュニティセンター）
第11 議案第148号 公の施設の指定管理者の指定について（中央コミュニティセンター）
第12 議案第149号 公の施設の指定管理者の指定について（みなとコミュニティセンター）
第13 議案第150号 公の施設の指定管理者の指定について（北部コミュニティセンター）

- 第14 議案第151号 公の施設の指定管理者の指定について（松島会館）
- 第15 議案第153号 公の施設の指定管理者の指定について（五所川原市太宰治記念館「斜陽館」及び津軽三味線会館）
- 第16 議案第170号 公の施設の指定管理者の指定について（五所川原市ふるさと交流圏民センター）
- 第17 議案第172号 つがる西北五広域連合規約の変更について
（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第18 議案第152号 公の施設の指定管理者の指定について（五所川原市市浦歴史民俗資料館、五所川原市市浦地域活性化センター、十三湖中の島ブリッジパーク及び脇元海辺ふれあいゾーン）
- 第19 議案第158号 公の施設の指定管理者の指定について（長橋地区農産物加工センター）
- 第20 議案第159号 公の施設の指定管理者の指定について（五所川原市営実取牧野、五所川原市営岩井牧野、五所川原市営古館牧野及び五所川原市営第2長根山牧野）
- 第21 議案第160号 公の施設の指定管理者の指定について（五所川原市ふれあい牧場研修棟、五所川原市畜産展示室、五所川原市肉製品加工室及びウインターガーデン）
- 第22 議案第161号 公の施設の指定管理者の指定について（五所川原市木材工芸センター）
- 第23 議案第162号 公の施設の指定管理者の指定について（五所川原市農水産加工センター）
- 第24 議案第163号 公の施設の指定管理者の指定について（五所川原市特産品加工センター及び五所川原市総合交流促進センター）
- 第25 議案第164号 公の施設の指定管理者の指定について（五所川原市金木自然休養村管理センター）
- 第26 議案第165号 公の施設の指定管理者の指定について（金木観光物産館）
- 第27 議案第166号 公の施設の指定管理者の指定について（金木交流プラザ）
- 第28 議案第167号 公の施設の指定管理者の指定について（十三湖マリーナ）
- 第29 議案第168号 公の施設の指定管理者の指定について（五所川原職業能力開発校）
（経済常任委員長報告・質疑・討論・採決）

- 第30 議案第139号 五所川原市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第31 議案第141号 五所川原市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第32 議案第154号 公の施設の指定管理者の指定について（五所川原市地域福祉センター及び五所川原市養護老人ホームくるみ園）
- 第33 議案第155号 公の施設の指定管理者の指定について（し〜うらんど海遊館）
- 第34 議案第156号 公の施設の指定管理者の指定について（金木中央老人福祉センター及び五所川原市金木生活支援ハウス）
- 第35 議案第157号 公の施設の指定管理者の指定について（五所川原市市浦生活支援ハウス）
- 第36 議案第169号 公の施設の指定管理者の指定について（五所川原市働く婦人の家及び保健センター五所川原）
- 第37 請願第 3号 乳幼児医療費申請手続きの簡素化を求める請願書
（民生常任委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第38 議案第140号 五所川原市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第39 議案第171号 津軽広域水道企業団規約の変更について
（建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第40 議案第121号 平成20年度五所川原市一般会計補正予算
- 第41 議案第122号 平成20年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 第42 議案第123号 平成20年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計補正予算
- 第43 議案第124号 平成20年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別会計補正予算
- 第44 議案第125号 平成20年度五所川原市老人保健特別会計補正予算
- 第45 議案第126号 平成20年度五所川原市後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第46 議案第127号 平成20年度五所川原市介護保険特別会計補正予算
- 第47 議案第128号 平成20年度五所川原市立高等看護学院特別会計補正予算
- 第48 議案第129号 平成20年度五所川原市下水道事業特別会計補正予算
- 第49 議案第130号 平成20年度五所川原市特定環境保全公共下水道事業特別会

計補正予算

- 第50 議案第131号 平成20年度五所川原市農業集落排水事業特別会計補正予算
第51 議案第132号 平成20年度五所川原市漁業集落排水事業特別会計補正予算
第52 議案第133号 平成20年度五所川原市病院事業会計補正予算
第53 議案第134号 平成20年度五所川原市水道事業会計補正予算
(予算特別委員長報告・質疑・討論・採決)
-

出席議員(29名)

1番	花田	進	議員	2番	井上	浩	議員
3番	片山	英幸	議員	4番	齊藤	一郎	議員
5番	山田	善治	議員	6番	伊藤	永慈	議員
7番	吉岡	良浩	議員	8番	成田	和美	議員
9番	鳴海	初男	議員	10番	高杉	利彦	議員
11番	平山	秀直	議員	12番	木村	博	議員
14番	山口	孝夫	議員	15番	松野	武司	議員
16番	寺田	武造	議員	17番	古川	幸治	議員
18番	秋元	洋子	議員	19番	稲葉	好彦	議員
20番	磯邊	勇司	議員	21番	阿部	春市	議員
22番	桑田	茂	議員	23番	福士	寛美	議員
24番	木村	清一	議員	25番	野呂	國四郎	議員
26番	加藤	磐	議員	27番	三浦	春樹	議員
28番	川浪	茂浩	議員	29番	工藤	武則	議員
30番	葛西	収三	議員				

欠席議員(1名)

13番 田中賢一 議員

説明のため出席した者(30名)

市	長	平山誠敏
副市	長	三上裕行
総務部	長	宮崎堅治
財政部	長	佐藤茂宗

民 生 部 長	佐 藤 文 治
福 祉 部 長	工 藤 勝
経 済 部 長	三 上 隆
建 設 部 長	白 戸 幸 一
金木総合支所長	中 野 博 之
市浦総合支所長	奈 良 勝 義
西北中央病院 事 務 局 長	平 山 耕 一
水道事業所長	黒 滝 金 光
会 計 管 理 者	三 橋 俊 一
教 育 委 員 長	阿 部 育 也
教 育 長	木 下 巽
教 育 部 長	福 井 定 治
選挙管理委員会 委 員 長	川 浪 太刀男
選挙管理委員会 事 務 局 長	春 藤 光 正
監 査 委 員	大 野 欽 也
監 査 委 員	笹 森 英 志
農 業 委 員 会 長	太 田 昭 市
農 業 委 員 会 長	小田桐 宏 之
事 務 局 長	
総 務 課 長	関 秀 三
人 事 課 長	佐 藤 方 信
企 画 課 長	岩 崎 明 彦
財 政 課 長	佐 藤 明 子
市 民 課 長	長 尾 晶 子
保 護 福 祉 課 長	須 藤 久 男
農 林 水 産 課 長	工 藤 雄 三
土 木 課 長	菊 池 司

◎職務のため出席した事務局職員

局長	局長	局長	局長	高橋	満直
事務	事務	事務	事務	岩川	静子
次議	事務	事務	事務	竹内	人
庶務	事務	事務	事務	飛鳥	順一

◎開議宣告

○議長（齊藤一郎） ただいまの出席議員29名、定足数に達しております。

休会前に引き続き会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第5号により会議を進めます。

◎日程第 1 議案第 135号から

日程第 17 議案第 172号まで

○議長（齊藤一郎） 日程第1、議案第135号 五所川原市承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の制定についてから日程第17、議案第172号 つがる西北五広域連合規約の変更についてまでの17件を一括議題といたします。

本件に関し、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

○総務常任委員長（磯邊勇司） 一登壇一

本定例会で総務常任委員会に付託されました議案17件について、去る10日、理事者側の出席を求め、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

初めに、議案第135号 五所川原市承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の制定については、当地域における主体的かつ計画的な企業立地等の取り組みを支援するため、承認企業立地計画に従って設置される施設にかかわる固定資産税を課税免除するものであり、承認企業立地計画に従って企業立地を行う製造業、情報通信業等の事業者が基本計画の同意の日から5年以内を取得した取得価格が2億円を超える家屋、償却資産等にかかわる固定資産税を3年間課税免除するものであるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第136号 五所川原市集会所設置条例等の一部を改正する等の条例の制定については、集会施設の整理統合を図るため、関係する5条例の改正、廃止をするものであり、新たにコミュニティセンター設置条例に追加する6施設の使用料については経過措置を設け、3年間は従来どおりとするものであるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第137号 五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定については、市長の附属機関として五所川原市立保育所民営化移管法人選考委員会及び五所川原市立西北中央病院運営委員会を新たに設置するため提案するものであるとの説明に対し、委員の構成及び審議予定について質疑があり、答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第138号 五所川原市津軽鉄道株式会社に対する固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定については、津軽鉄道株式会社の鉄道の用に供する固定資産にかかわる固定資産税の課税免除の適用期限を3年間延長するものであるとの説明に対し、対象資産の範囲について質疑があり、答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第142号から議案第151号までの10件は、いずれもコミュニティセンターにかかわる公の施設の指定管理者の指定であり、平成18年からの指定管理の実績を評価し、現在の指定管理団体を任意指名するものであるとの説明に対し、住民協議会を構成する町内会の重複について質疑があり、答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第153号 公の施設の指定管理者の指定については、五所川原市太宰治記念館「斜陽館」及び津軽三味線会館の指定管理者として、公募による選考の結果、唯一応募があった特定非営利活動法人かなぎ元気倶楽部を指名するものであるとの説明に対し、指定管理料の削減について質疑があり、答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第170号 公の施設の指定管理者の指定については、五所川原市ふるさと交流圏民センターの指定管理者として、公募による選考の結果、特定非営利活動法人津軽芸術文化発信倶楽部を指名するものであるとの説明に対し、公募とした理由について、公募結果と選定方法について、事業計画書の内容について、指定管理者の業務範囲について、自主事業の内容について、管理期間を3年とする理由について及び施設、設備の修繕についてなどの質疑があり、それぞれ答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、議案第172号 つがる西北五広域連合規約の変更については、連合規約に西北五地域自治体病院機能再編に基づく中核病院の設置及び管理運営にかかわる経費の負担割合を加えるものであるとの説明に対し、開院後の市負担の試算について、県による財政支援の見通しについて、市財政の見通しについて、圏域人口の見通しと病院規模について、構成市町が財政的に破綻した場合の負担率について、現在各病院が有する債務

の処理について及びお祭り広場への駐車場整備についてなどの質疑があり、それぞれ答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が当委員会における議案審査の概要と結果であります。本会議におかれましても、当委員会の決定どおり議決いただきますようお願いを申し上げ、御報告といたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（齊藤一郎） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

1 番。

○1 番（花田 進議員） 議案第135号及び議案第138号の、これらは固定資産税を減額するわけですが、想定される減額は幾らか、内容をひとつお知らせください。

それから、議案第170号の斜陽館、三味線会館について、何か指定管理料の減額が論議になったというお話なのですが、ここはもともと指定管理料はない団体だと思うのですが、どうしてそういう論議になったのでしょうか。

以上、3つお願いします。

○議長（齊藤一郎） 委員長。

○総務常任委員長（磯邊勇司） 花田議員御指摘の議案第170号についてでございますけれども、この津軽芸術文化発信倶楽部ですか、その指定管理料、それが300万円少なくなつたということでございます、委員の方々からは。それで質問あつたわけでございますけれども、答弁のほうではやはり津軽三味線会館の場合は、これ収入が少ないようございまして、ただ斜陽館のほうは収入が多いということで、そういうことでそれをプールしてとんとんになるんじゃないかという説明でございました。

詳細については担当部長より説明させていただきます。

○議長（齊藤一郎） 財政部長。

○財政部長（佐藤茂宗） 議案第135号の承認企業立地計画に従って設置される固定資産税の減免につきましては、今現在想定される企業はございませんので、見込額はゼロということになります。

議案第138号の津軽鉄道に関しましては、説明会でも説明したとおり、349万7,900円の減免、20年度の課税免除額は349万7,900円となっております。

○議長（齊藤一郎） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、議案第135号から議案第138号まで及び議案第142号から議案第151号まで並びに議案第153号、議案第170号、議案第172号の17件はいずれも原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齊藤一郎) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり決しました。

◎日程第18 議案第152号から

日程第29 議案第168号まで

○議長(齊藤一郎) 次に、日程第18、議案第152号 公の施設の指定管理者の指定についてから日程第29、議案第168号 公の施設の指定管理者の指定についてまでの12件を一括議題といたします。

本件に関し、経済常任委員長の報告を求めます。

経済常任委員長。

○経済常任委員長(伊藤永慈) 一登壇一

本定例会において経済常任委員会に付託されました議案12件について、去る10日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について報告いたします。

議案第152号及び議案第158号から議案第168号までの12件は、いずれも公の施設の指定管理者の指定についてであります。平成20年度末で指定管理の契約が満了となる施設における平成21年度からの指定については、実績等も踏まえ、指定管理者選考委員会で審査をした結果、高い評価を受けた団体を指定管理者として指定するものであるとの説明に対し、指定管理先からの管理などに関する報告時期及び施設指定管理者審査基準の詳細についての質疑があり、報告時期については、決算関係などは年間報告であるが、管理状況などについては月ごとあるいは四半期に1度の報告であること、また施設指定管理者審査基準については、市民の平等な利用の確保などの4項目について評価点数が配分されており、さらに細目にわたり評価した合計点数による審査が行われたものであるとの答弁を了とし、全員異議もなく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が当委員会における審査の概要と結果であります。本会議におかれましても、当委員会の決定どおり議決くださるようお願い申し上げます、報告といたします。

○議長(齊藤一郎) ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（齊藤一郎） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、議案第152号及び議案第158号から議案第168号までの12件はいずれも原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり決しました。

◎日程第30 議案第139号から

日程第37 請願第 3号まで

○議長（齊藤一郎） 次に、日程第30、議案第139号 五所川原市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第37、閉会中継続審査となっております平成20年請願第3号 乳幼児医療費申請手続きの簡素化を求める請願書までの8件を一括議題といたします。

本件に関し、民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長。

○民生常任委員長（秋元洋子） 一登壇一

本定例会で民生常任委員会に付託されました議案7件及び平成20年第3回定例会において当委員会に付託され、閉会中継続審査となっております請願1件について、去る10日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について報告いたします。

まず、議案第139号 五所川原市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は産科医療補償制度の創設に伴い、出産育児一時金を3万円引き上げ、38万円に改めるため提案するものであるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第141号 五所川原市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は分娩料の引き上げ及び産科医療補償制度創設に伴う手数料を設けるために提案するものであるとの説明があり、これに対し産科医療補

償制度が創設された目的についての質疑があり、正常分娩で生まれた脳性麻痺の子供を補償し、発生原因の分析及びその情報提供のためであるとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第154号から議案第157号まで及び議案第169号の5件は、いずれも公の施設の指定管理者の指定についてであります。それぞれ公の施設の指定管理者を指定するために提案するものであるとの説明に対し、金木中央老人福祉センター、金木生活支援ハウス及び市浦生活支援ハウスの今後の運営形態について並びにし〜うらんど海遊館の経営状況等についての質疑があり、金木中央老人福祉センター、金木生活支援ハウス及び市浦生活支援ハウスの今後の運営形態については、合併後の五所川原市社会福祉協議会においても各施設では従前のスタッフが従事していること、またし〜うらんど海遊館の経営状況については、平成20年10月末現在では黒字となっているとの答弁を了とし、いずれも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、閉会中継続審査となっております請願第3号 乳幼児医療費申請手続きの簡素化を求める請願書についてであります。関係団体に市が簡素化を実施した際の対応について照会したところ、一部団体から協力の意向を得られず、足並みがそろわない状況であり、手数料の問題等、今後関係機関との協議がさらに必要であるとの結論に達し、全員異議なく引き続き閉会中継続審査とすべきものと決しました。

以上が当委員会における審査の概要と結果であります。本会議におかれましても、当委員会の決定どおり議決くださいますようお願い申し上げます、報告といたします。

よろしくお願ひいたします。

○議長（齊藤一郎） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、議案第139号及び議案第141号、議案第154号から議案第157号まで並びに議案第169号の7件は原案可決、平成20年請願第3号は引き続き閉会中継続審査であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり決しました。

◎日程第38 議案第140号及び

日程第39 議案第171号

○議長（齊藤一郎） 次に、日程第38、議案第140号 五所川原市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第39、議案第171号 津軽広域水道企業団規約の変更についての2件を一括議題といたします。

本件に関し、建設常任委員長の報告を求めます。

建設常任委員長。

○建設常任委員長（古川幸治） 一登壇一

おはようございます。本定例会で建設常任委員会に付託されました議案2件について、去る10日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について報告いたします。

議案第140号 五所川原市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について、本件は道路法施行令の一部改正に伴い、道路占用料を改めるため提案するものであるとの説明に対し、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第171号 津軽広域水道企業団規約の変更について、本件は企業団が共同処理する水道用水供給事業の対象区域において、従来の五所川原市の区域に金木町地区及び市浦地区を加え、新たにつがる市を対象区域とするため、規約の一部を変更するものであるとの説明に対し、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が当委員会における審査の概要と結果であります。本会議におかれましても、当委員会の決定どおり議決くださるようお願い申し上げます、報告といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（齊藤一郎） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、議案第140号及び議案第171号の2件はいずれも原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齊藤一郎) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり決しました。

◎日程第40 議案第121号から

日程第53 議案第134号まで

○議長(齊藤一郎) 次に、日程第40、議案第121号 平成20年度五所川原市一般会計補正予算から日程第53、議案第134号 平成20年度五所川原市水道事業会計補正予算までの14件を一括議題といたします。

本件に関し、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長。

○予算特別委員長(寺田武造) 一登壇一

去る10日の本会議におかれまして設置された予算特別委員会は、同日議場において開催し、委員長に不肖私寺田武造が、副委員長に井上浩委員が選任され、翌11日に付託されました議案14件の審査を行いましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

初めに、議案第121号 平成20年度五所川原市一般会計補正予算について、大町2丁目地区土地区画整理事業において、繰越明許費を設定するに至った理由と事業への影響について、普通交付税の充当内容について、教育費委託金に係る国庫支出金及び県支出金の増減並びに事業費減額の理由について、寄附金を受けた件数等について、民生費における国、県支出金の精算による返納金の内容及び監査体制について、勝ち残る米づくり総合支援事業費補助金及び林業、木材産業等振興施設整備事業費補助金の事業内容について、観光宣伝業務委託料の事業内容について質疑があり、それぞれ答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第122号 平成20年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算について、国、県支出金の精算による返納金に対する質疑があり、調整交付金の返還であるとの答弁を了として、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第123号 平成20年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計

補正予算から議案第126号 平成20年度五所川原市後期高齢者医療特別会計補正予算までの4件については、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第127号 平成20年度五所川原市介護保険特別会計補正予算については、追加補正額5億3,738万4,000円の内訳等について質疑があり、介護サービス及び介護支援サービス利用の増加による保険給付費の増額が主であるとの答弁を了として、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第128号 平成20年度五所川原市立高等看護学院特別会計補正予算から議案第132号 平成20年度五所川原市漁業集落排水事業特別会計補正予算までの5件については、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第133号 平成20年度五所川原市病院事業会計補正予算については、医療機械器具購入事業について質疑があり、平成11年度に導入した心臓血管撮影装置の更新であるとの答弁を了として、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第134号 平成20年度五所川原市水道事業会計補正予算については、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が当委員会における審査の概要と結果であります。本会議におかれましても、当委員会の決定どおり議決くださるようお願い申し上げます、報告といたします。

○議長（齊藤一郎） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、議案第121号から議案第134号までの14件はいずれも原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり決しました。

以上をもって、今定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

◎市長あいさつ

○議長（齊藤一郎） 市長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。
市長。

○市長（平山誠敏） 一登壇一

平成20年第8回定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会も齊藤議長を初め寺田予算特別委員長及び各常任委員長並びに議員各位の御協力によりまして、全議案とも滞りなく議決を賜り、厚く御礼申し上げます。

審議の過程において賜りました御意見、御提言などにつきましては、十分これを尊重し、検討いたしまして、今後の市政運営に反映してまいる所存であります。

さて、本年を顧みますと、年初からの原油高騰や米国のサブプライムローン問題を発した世界的な信用不安は、我が国経済にも暗い影を落としており、景気の減速による雇用不安など、市民生活にも少なからず影響を与えていることと憂慮しているところであります。

こうした中、国においては中小企業向けの資金繰り対策や非正規雇用者の就業支援策、また住民1人につき1万2,000円の定額給付金の支給などの各種施策を打ち出しているところであり、我々といたしましても国会審議の動向等を注視しつつ、事務の執行に遺漏のないよう準備を進めてまいりたいと存じます。

また、去る12月8日には、政府の地方分権改革推進委員会が地方自治体への義務づけ、枠づけの見直しや国の出先機関の見直しを柱とした第2次勧告をまとめたところであります。住民に身近な行政をできる限り地方自治体にゆだねることを基本とし、国と地方の役割分担を徹底して見直す取り組みこそが地方分権の本質であり、みずからの責任で地方を治めるという名前が示すとおり、今後地方自治体の果たすべき役割はますます大きなものとなると考えるところでございます。

このように、行政の枠組みが大きく変革を遂げつつある中で、市民の負託にこたえていくためには、職員一人一人が全体の奉仕者であるという自覚とまちづくりの当事者としての誇りを持ち、執務能力の向上に努めていかなければならないものであり、当職としても一層職責を督励してまいりたいと存じております。

終わりに、歳末を迎え、議員各位におかれましては、一層多事多端のこととお察しいたしますが、御自愛の上、よい年を迎えられますよう、また来る年こそ我が五所川原市にとりまして幸多い年となりますよう心からお祈り申し上げ、閉会のごあいさつといたします。

◎閉会宣告

○議長（齊藤一郎） これにて平成20年五所川原市議会第8回定例会を閉会いたします。
午後 零時01分 閉会

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成20年12月16日

五所川原市議会議長 齊 藤 一 郎

五所川原市議会副議長 三 潟 春 樹

五所川原市議会議員 松 野 武 司

五所川原市議会議員 寺 田 武 造

五所川原市議会議員 古 川 幸 治